

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	4	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

国庫補助金等交付要綱における間接補助金に係る記載内容の明確化

### 提案団体

高槻市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省

### 求める措置の具体的な内容

間接補助金として補助を行う事業について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」とされているが、自治体に浸透が図られておらず、国庫補助金等交付要綱に記載することで明確化することを求める。

### 具体的な支障事例

こども家庭庁所管の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により、こども食堂運営事業者に補助を行う事務について、従前は都道府県交付金事業を活用していたが、令和3年管理番号 30 の提案事項と同様に、補助事業は3月下旬まで実施される場合があり、事業者からの実績報告の徴取は最速でも3月 31 日になることから、支払行為は銀行振込のため年度内にできず、地方自治法に基づく出納整理期間中としていた。

令和6年度は、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により実施するところ、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(以下「当該補助金交付要綱」という。)に明記がないものの、Q & A で年度内に間接補助金の交付完了が必要と示されていることが判明し、やむを得ず市から事業者に対して年度内に概算払で補助金を交付する見込みである。

しかし、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との見解は、Q & Aに記載されているだけで、要綱本文には記載されていない。Q & Aは、対象経費の具体例など、個別具体的な内容を記載するものと認識しているが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定される「補助事業等が完了したときは、事業の実績報告をしなければならない」に通ずる「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との内容は、昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡でも示された法上の統一見解であり、国庫補助金等制度のQ & Aに掲載する内容ではなく、また過去の事務連絡の周知にとどまるものではなく、国庫補助金等交付要綱に明確に記載すべき内容であると考える。

今回は複数の事務担当者の関与により、最終的にはQ & Aの内容確認に至り事なきを得たが、Q & Aはあくまで要綱の解釈において読み手側の裁量で必要に応じて活用するだけの資料であり、要綱のような必須の資料ではない。したがって、個別具体的な内容確認が不要の場合はQ & Aの内容を確認しないケースは大いにあり得る。

このことは、平成 30 年管理番号 65 以降の各提案において、追加共同提案団体も多数あり、連続して同様の提案が上がっていることからも分かるとおり、「既存の国庫補助金交付の仕組みが自治体の実情に合ったものでない」ということよりも、間接補助金制度の理解について自治体に浸透が図られていないことが明らかであることを示している。そのため、少なくとも当該補助金交付要綱を含む補助金等交付要綱の記載内容を改め、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」であること等について、Q & A等の文書ではなく、正式な形で要綱自体に内容を記載することで明確化することが必要ではないか。

なお、当該補助金交付要綱の項番 10 には「…必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。」と示されているが、この表現は「できる」規定であることから、主の支払方法は完了(精算)払と認識し得る。しかし、当該補助事業を含め、実際の運用は概算払が大勢を占めてい

ることから実態と合っておらず、自治体側が混乱するような表現についても併せて修正すべきである。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別紙などではなく、交付要綱本体に、市町村の民間団体への補助金交付事務に関する国庫補助金等制度への対応方法や、国庫補助金等交付方法を明確化することで、市町村はこれらを前提とした補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

## 根拠法令等

昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡「実績に基いて補助金等を交付する場合における精算額解釈について」、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、養父市、奈良県

○国庫補助金等交付方法を明確化することで補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

## 各府省からの第 1 次回答

間接補助事業における補助事業完了の考え方については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の解釈によるものであり、昭和 30 年 11 月 17 日付け事務連絡も発出されているなど、補助金事務全般に関わる内容であることから、個別事業の交付要綱に記載するものではないと考える。ただし、当該考え方について、これまで補助金の交付を受けることが少なかった自治体や、補助金事務を担当したことのない職員に十分に浸透しているとは言い難いのが実情であり、該当事業の Q & A に記載することや自治体向け説明会において解説することで周知を図っているところ。その他の周知方法については今後検討したい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

間接補助金等の交付について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との解釈は、年度末までの事業期間の確保が必要となる場合などにおいて、間接補助事業者も含めた事業スキームの構築に大きく影響する重要な情報であることから、全ての自治体に対し早期に確実に明示される必要があり、貴省庁の第 1 次回答においても周知の必要性をお示しいただいている。貴省庁回答では、交付要綱への記載について、「補助金事務全般に関する内容であることから、個別事業の交付要綱に記載するものではない」とのことだが、補助金事務全般の解釈に関する内容は、当該補助金事務の前提となる重要な情報であるからこそ交付要綱への明記を求めていい。

その上で、昭和 30 年の事務連絡発出から相当の期間が経過しており、自治体側で確認が困難となっているため、「その他の周知」の方法として、改めて自治体宛てで同内容の通知を発出することや、財務省において、本内容を盛り込んだ各省庁に共通の交付要綱の雛形を示すこと等、効果的な方法について検討いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

補助金交付要綱は、その通則にも記載のとおり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び各省庁の補助金等交付規則の規定によるほか、各事業の実施に必要な事項を定めることとしており、同法の解釈である間接補助事業における補助事業完了の考え方については、交付要綱に記載することはできかねる。引き続き、該当事業のQ&Aに記載することや自治体向け説明会において解説することで周知を図りながら、交付申請時の事務連絡にも記載するなど、その他の周知方法について検討したい。

また、国が行う支出は、会計制度上、支出すべき債務金額が確定した後に行う精算払を原則としているが、経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費については、会計法(昭和22年法律第35号)第22条の規定により、概算払をすることが可能になつておる、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条において、補助金は概算払をすることが可能なる経費の一つとされている。概算払にあたつては、財務大臣に協議し、承認を得る必要があり、これは母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金についても同様であるところ、実際の運用において概算払が多いという理由で概算払を前提とした記載にすることは適当ではない。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(27)】【財務省(10)】

#### 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金に係る民間事業者に対する間接補助については、事業期間内に当該間接補助事業者に対して補助金を交付することが必要である旨を、地方公共団体向けの説明会等を通じて引き続き周知するとともに、令和7年度に実施する当該補助金の変更交付申請に係る事務連絡にも記載し、地方公共団体に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	13	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の減少の届出を行うことができる要件を定めること

### 提案団体

出水市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的な内容

子ども・子育て支援法第35条第2項及び第47条第2項の規定による利用定員の減少の届出について、施設利用子どもの数が恒常に利用定員を下回る場合や保育士不足等を理由にやむを得ない場合にのみ届出ができるなどの要件を定めることを求める。

### 具体的な支障事例

待機児童が解消され、少子化が進む中で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、利用定員を減少させ、規模を小さくしようとしており、その手続は、子ども・子育て支援法第35条第2項及び第47条第2項の規定により届出制のため、施設側で設定することが可能である。

一部の施設から「利用定員を減らした上で定員の弾力化を活用しないと運営費用が不足する」との意見があり、実際の施設利用子どもの数が利用定員を超えていた場合でも法人の経営判断として利用定員を減少させる場合がある。

このことにより、施設側が届け出た利用定員と実際の施設利用の子どもの数が大きく乖離することが想定され、仮に全く同じ状況の施設であっても設定された利用定員次第で受ける教育・保育給付費の額が異なることにも繋がり、公平・公正であるとはいえない。

(例)3歳児 25人(保育標準時間認定)が利用する保育所(その他地域)における基本分単価の額(公定価格単価表の⑥の欄)の差

利用定員 20人を設定の場合:130,760円／月・人…①

利用定員 25人を設定の場合:110,040円／月・人…②

(①-②) × 25人=518,000円／月

※基本分単価のみで、年間 6,216,000円の差が生じる。

利用定員の増加の場合は、子ども・子育て法第32条及び第44条の規定により変更の申請をし、職員及び面積等の要件を審査した上で決定するが、利用定員の減少の場合は、届出手続のため、市町村が利用定員と実際の施設利用子どもの数の乖離を把握していても対応ができない状況である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

要件を定めることで、適切な利用定員が設定され、公平・公正な教育・保育給付費の支給につながる。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第35条第2項、第47条第2項

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する留意事項等について(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、さいたま市、堺市、養父市

○利用定員を減少する際の手続として、届出の際の要件を設けることや定員増加の際と同様の申請制に改めること等、地域における保育需要と供給の実情を勘案して市町村が判断できるようにすることで、保育の受け皿の安定的な供給につながる。

## 各府省からの第1次回答

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第22条(第48条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に限り、利用定員を超えて特定教育・保育及び特定地域型保育の提供を行うことができる。

「具体的な支障事例」に記載された事例を含め、上記の場合に該当しないと認められる場合には、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)において、「利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とお示ししているとおり、市町村において、利用実態に応じた利用定員となるよう必要な指導監督を行う等適切にご対応いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

利用定員を減少させる場合は届出のみで変更が可能であることから、実際の施設利用子どもの数が利用定員を上回った場合には、市町村は高い単価で給付費を支払うこととなり、適正な給付が行われないことになる。適切に利用定員の設定がされていない特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「事業者等」という。)には、引き続き随時の文書や定期の監査で指導を行うが、利用定員を増加させるには子ども・子育て支援法第32条第1項の規定に基づき申請を行う必要があり、事業者等に負担が生じるため、指導に従わない場合も十分想定される。

施設利用子どもの数が恒常に利用定員を下回る場合や保育士不足等のやむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が見られる以上、一定の要件等を設定した上で、合致する場合に定員減少の届出が可能となるなどの仕組みが必要と考えるため、検討を求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【堺市】

国の通知(令和5年3月31日付け「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」)によれば、「利用定員の減少は届出で足りるものであり、市町村は必要事項を具備した届出を受理せず定員減少を認めないといった対応は認められない」旨の記載がある。

このことを踏まえると、回答いただいた「市町村において適切に利用定員を設定するよう必要な指導監督を行う」といった対応が実現できない状況にある。については、市町村において柔軟な対応が可能となる方針について、改めてご教示いただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

利用定員の減少については、認可定員の範囲内で行われるものであり、職員の追加配置や居室面積の増加を必要とする場合も想定されないため、届出制としている。

一方で、施設利用子どもの数が恒常的に利用定員を上回るような利用定員の設定を行う事例も見られることから、各施設において適切な定員設定がなされるよう、通知の発出等の必要な対応を検討してまいりたい。

なお、市町村長は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が指導に従わない場合には、子ども・子育て支援法第39条に基づく勧告、命令等及び同法第40条に基づく確認の取消し等を行うことが可能であり、市町村において、利用実態に応じた利用定員となるよう適切な対応を行っていただきたいと考えている。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁】

#### (21) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(i) 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出をする場合については、各施設又は事業において利用実態に応じた適切な利用定員の設定がなされるよう、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	23	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当の受給世帯に対する特定者用定期乗車券の購入証明書交付事務の見直し

### 提案団体

北広島市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

児童扶養手当の支給を受けている世帯に対する特定者用定期乗車券について、各旅客鉄道株式会社から交付された用紙によらない証明とする。

### 具体的な支障事例

児童扶養手当の支給を受けている世帯から特定者用定期乗車券購入に係る申請があった際に特定者資格証明書(以下「資格証明書」という。)及び特定者用定期乗車券購入証明書(以下「購入証明書」という。)を発行することが定められている。

購入証明書の用紙については、各旅客鉄道株式会社において調製し、都道府県を経由して最終的に市区町村に配布されるが、既に項目が印刷された用紙に氏名住所等の所要事項を記入し、公印及び契印を押したものを持ち運ぶ特定者に交付するものとなっている。

このことから、主に手書きでの対応とならざるを得ず、間違う可能性があるほか、担当職員の負担となっている。資格証明書については、各旅客鉄道株式会社において定められた様式を各自治体により印刷し、所要事項を入力等し、公印及び契印を押したものを持ち運ぶ特定者に交付するものとなっているため、購入証明書においても同様に、各旅客鉄道株式会社において定められた様式を各自治体により印刷した用紙を使用することを可能としていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

担当職員のミスの防止及び事務負担の軽減につながるばかりでなく、都道府県担当者においては、用紙の発送に係る経由事務がなくなり、各旅客鉄道株式会社においては、印刷発送コストの縮減等につながる。

### 根拠法令等

特定の母子世帯員等に対する国鉄定期乗車券の特定運賃適用の取扱いについて(昭和43年3月30日児福第11号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知)、特定の母子世帯員に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度の取扱いについて(昭和62年4月1日児福第4号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、相模原市、養父市、佐賀県、大村市

- 用紙の発送に係る事務処理がなくなることや、原則年1回のみ発行されるものであるため、不足等が生じた場合に迅速な対応が難しいと考えられる。
- 当市においては、証明書の発行枚数が多いことから契印や公印を押印する事務負担が重い。資格証明書と同様に、購入証明書においても、各自治体により印刷した様式を利用するならば、契印の省略や、電子公印等が可能となれば、事務処理負担の軽減につながるため、そちらも一考していただきたい。
- 購入証明書は用紙が不足すると県に追加を依頼し郵送していただく必要があることに加え、手書きでの対応とならざるを得ず、間違う可能性があるほか、担当職員の負担となっている。
- 当市においても同様の事務負担の軽減が見込まれる。
- 用紙の発送コストの削減にはつながる。

## 各府省からの第1次回答

当該制度については、各旅客鉄道会社と調整の上、昭和62年4月1日児福第4号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知「特定の母子世帯員に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度の取扱いについて」に基づき運用を行っており、これまでも、年度途中に不足等生じた自治体に対しては、要請に応じて追加交付するなど柔軟な対応をしてきたところ。

ご提案を踏まえた更なる事務の効率化については、関係府省庁及び各旅客鉄道会社と連携して検討を行ってまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する際には手書きでの対応を余儀なくされている。各旅客鉄道株式会社において定められた様式を各自治体が印刷して使用することが可能となれば、事務の大幅な負担軽減となることから早期の改善をお願いしたい。

また、今後の業務効率化に向けた検討のスケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

ご提案を踏まえ、当該制度における事務効率化(特定者用定期乗車券購入証明書の電子様式化)について、早期実現に向けて令和7年7月に各旅客鉄道会社等との調整を開始したところであり、令和7年中に結論を得てまいりたい。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(22)】【厚生労働省(64)】

児童扶養手当法(昭36法238)

特定の母子世帯員等に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度

特定の母子世帯員等に対する特定者用定期乗車券購入証明書の交付に係る事務については、当該証明書の様式を電子的に送付することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	57	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の認可申請等と特定地域型保育事業者の確認申請等において重複している手続の合理化

### 提案団体

江南市、越前市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的内容

児童福祉法による家庭的保育事業等の認可の申請及び認可を受けた事項の変更等に関する手続と、子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者の確認及び確認の変更に関する手続について、重複する手続を統合するなどの見直しを求める。

### 具体的な支障事例

児童福祉法による家庭的保育事業等の認可申請及び子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者の確認申請は、いずれも市町村長に対しなされるものであり、各法施行規則において定められる申請書類に具備すべき事項及び添付すべき書類は、かなりの部分で重複がみられる。また、特定地域型保育事業者の確認申請時には、地域型保育事業の認可証の写しの添付が求められるが、認可証が発行されるのは、通常、施設の整備工事が完了し、保育室等が面積基準を満たしているか確認を受けたあと、年度末間際になることが多く、認可証の発行を待って確認申請を受け付けた場合、年度当初の開設までの数日間に市町村子ども・子育て会議を開催し意見を聴かなければならないことになり、事実上不可能である。

さらに、認可・確認を受けた事項に変更が生じる場合も、申請時と同様、各法に基づく変更手続が必要となるが、例えば、子ども・子育て支援法においては、施設の平面図や事業者の代表者・役員に変更があったときは、10日以内に届け出ることとされる一方、児童福祉法においては、施設の図面や経営責任者を変更しようとするときは、あらかじめ届け出なければならず、変更前後に同内容の届出を同じ市町村長に対してするなど、不要な負担が生じている。

なお、保育所、幼保連携型認定こども園においては、認可申請は、それぞれ児童福祉法、認定こども園法により市町村長を経由し都道府県知事になされるものであるが、子ども・子育て支援法による特定教育・保育事業者の確認申請は市町村長に対してなされ、認可申請、変更等に関し、同様の事務上の重複、齟齬が生じている。

家庭的保育事業等と保育所・認定こども園で認可権者(申請書等の提出先)が異なるものの、事業者にとって不要な負担が生じている現状を鑑み、手続の統合又は簡素化を図られたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成及び審査の簡素化による事業者・市町村の事務負担の軽減が図られる。

## 根拠法令等

児童福祉法第34条の15第2項・第7項、第35条第4項・第12項、同法施行規則第36条の36、第36条の37、第37条  
子ども・子育て支援法第31条、第32条、第35条、第36条、第43条、第44条、第47条、第48条、同法施行規則第29条～第34条、第39条～41条  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条、第29条、同法施行規則第15条、第17条、第18条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、上尾市、小牧市、稻沢市、養父市

○通常業務が増え、事務が煩雑化する中で、事業者・自治体職員の事務負担が軽減が図れるのであれば、重複する手続きを統合する等の見直しを検討されたい。  
○政令市は認定こども園、保育所の認可も自治体で行うため認定こども園に移行する施設を認可する際は書類・審査事務の量が膨大になるため、重複している項目については簡素化が必要。

## 各府省からの第1次回答

家庭的保育事業等に係る認可申請及び確認申請における提出書類については、御指摘のとおり重複する部分があることから、どのような簡素化の方策が考えられるか、実態も踏まえつつ検討してまいりたい。  
なお、認可と確認は、それぞれ異なる法律に基づき、異なる観点から行う行政処分であり、それらを統合することは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和4年提案募集における「指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等」(以下「管理番号127」という。)により、所要の法改正がなされ、手続の簡素化が図られたところである。  
児童福祉法及び子ども・子育て支援法において求められる提出書類はかなりの部分で重複がみられるのが実情であり、認可と確認、それぞれの観点から必要とされる提出書類がほぼ同一のものであるならば、管理番号127の事例と同様に、一方の申請等があった場合、もう一方の申請等があったものとみなすことは可能ではないか。  
なお、管理番号127の事例においては、提出先の部局等が異なり生活保護部局と介護保険部局との情報連携を行うためのシステムの構築が必要とあるが、本件については提出先が同一部局であり、その必要はないと考える(認可権者が都道府県知事である保育所、認定こども園の申請等についても、市町村の確認担当部局を経由するため)。  
手続きの見直しの方法いかんにかかわらず、認可、確認の申請から廃止に至るまでの手続における各申請書等の記載事項、添付書類や、変更があった場合に報告すべき事項、提出期限等を統一するよう検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

## 各府省からの第2次回答

児童福祉法に基づく認可と子ども・子育て支援法に基づく確認は、それぞれ異なる観点から行う行為であることから、統合することは困難であるが、認可、確認の申請から廃止に至るまでの手続については、御指摘や実態も踏まえながら、その簡素化の検討を行ってまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁】

(8)児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65)家庭的保育事業等の認可(児童福祉法34条の15第2項)、特定地域型保育事業者の確認(子ども・子育て支援法29条1項)等については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化などの具体的な方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

### 提案団体

松江市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。

○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。

○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

### 具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約163万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は400万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が100万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。

申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。

マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。

また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

## 根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2  
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額395万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいると、差し止め等の対策ができると考える。

○当市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があつたりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかつたと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○当市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○当市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○当市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

## 各府省からの第1次回答

### 【求める措置1】

障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めており、年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。

なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条、第9条、第19条、別表)

公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。(児童扶養手当法第13条の2)

したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。

### 【求める措置2】

マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から1年6月後又は1年6月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病的固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。

その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 【求める措置1】

制度上、併給調整を行うのは公的年金額ではなく児童扶養手当額であるというならば、円滑・確実に調整が行えるような仕組みが構築されるべきである。

現行法上、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務に該当しないことは承知しているが、追加共同提案団体の支障事例にもあるように、児童扶養手当の返還が発生することによる年金請求者の経済的・心理的負担と自治体職員の事務負担は大きく、その軽減を図る観点から、児童扶養手当受給者情報を年金実施機関がマイナンバー情報連携により閲覧できるようにするなど、法令の改正を含め、制度見直しの検討を引き続きお願いしたい。

また、年金関係機関において年金請求者に対し市町村役場での手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めているという取組に関しては、「説明されていない」「説明されたかもしれないがよく分からない」という声が多数ある。チラシ等を配布するだけでなく、分かりやすい説明が徹底されるよう、改めて通知発出等による周知をお願いしたい。

### 【求める措置2】

年金関係機関において、年金の振込が行われるより前に副本登録を行う取扱いとする検討いただきたい。また、第1次回答では障害年金にのみ言及されているが、遺族年金や老齢年金等の年金についても副本登録のタイミングを早める仕組みを構築していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、情報漏洩のリスクに十分配慮しつつ、本提案の実現に

向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### 【求める措置1】

マイナンバー情報連携により年金実施機関が児童扶養手当受給資格情報を取得できるようにすることについては、厚生年金等と児童扶養手当の併給調整に関する整理上、一次回答でお答えしたとおり現行の法規定では困難であると考えている。法的措置を直ちに行なうことは想定していないが、併給調整の周知については引き続き適切な方法を関係省庁間で検討してまいりたい。

### 【求める措置2】

年金支給情報の副本登録には入力・確認処理、更新処理等一定の事務処理期間が必要となる。

年金の振込と副本登録については連動しているものではなく、当該事務処理期間との兼ね合いで、副本登録のタイミングが結果的に年金の振込より後になっている。

障害年金に係る一次回答と同様、遺族年金及び老齢年金についても引き続き速やかに登録してまいりたい。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(15)(iii)】【総務省(19)】【財務省(5)】【文部科学省(16)】【厚生労働省(36)】

児童扶養手当法(昭36法238)

児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整(13条の2)を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手續がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和7年度以降に順次年金実施機関で周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	78	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、マイナンバー情報連携を可能にすること

### 提案団体

松江市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付の受給資格情報について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。  
また、訓練延長給付等制度において、高等職業訓練促進給付金等の趣旨を同じくする給付金との併給を禁止する取扱いを明示するとともに、所管する職業安定所においても、当該給付の審査手続時において情報連携により類似給付金等の受給情報を取得できることとする。

### 具体的な支障事例

高等職業訓練促進給付金等は、ひとり親が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度であり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知(平成 26 年9月 30 日付雇児福発 0930 第8号)「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」により、市が実施している事業である。

高等職業訓練促進給付金等の支給については、上記通知の「第2高等職業訓練促進給付金等事業の実施について」において、趣旨を同じくする以下の3つの給付を受けている場合は対象とならないこととされている。

①職業訓練受講給付金(求職者支援制度)

②訓練延長給付(雇用保険法第 24 条)

③教育訓練支援給付金(雇用保険法附則第 11 条の 2)

①～③のうち①と③の受給資格情報についてはマイナンバーによる情報連携が可能となっている一方、②については情報連携の対象となっていないため、申請者に上記給付金の受給状況を確認して併給することができないよう対応しているが、申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しい。また、職業安定所によると、上記①～③に掲げた職業訓練受講給付金等には、取扱要領等に類似給付金との併給禁止や併給調整に関する記載は無いため、高等職業訓練促進給付金等と併給をしてはならないという運用が徹底されていないほか、職業安定所においても給付金の受給確認については、高等職業訓練促進給付金等とのマイナンバー情報連携がなされておらず、定期的な面談時等において本人からの聞き取り等により確認しており、高等職業訓練促進交付金等の受給状況を正確に把握することが困難となっている。

実際に、当市では、高等職業訓練促進給付金受給者において訓練延長給付との併給が発覚し、12 カ月分の高等職業訓練促進給付金を返還請求する事例が発生した。

返還額は 100 万円以上と高額であり、返還の見通しは立っていないため、本給付金の財源である「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」(補助率 3/4)の対象外となり、返還されない額の 3/4 は市が肩代わりすることとなる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

類似した名称や趣旨の給付金制度が多くあり、申請者に尋ねても、どこから何の給付を受けているか理解できていない方がおられる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

訓練延長給付についても情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らすとともに、申請者の負担と自治体の事務手間を省くことができる。

また、職業安定所側でも同様に情報照会できるよう双方が確認する環境を整えることにより、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うことができる。

## 根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表の65
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第36条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の90、第92条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、奈良県、佐賀県、熊本市、延岡市

○申請者が自らの給付状況を正しく把握していないこともあり、正確な受給状況の把握が難しく、高等職業訓練促進給付金と訓練延長給付との併給が生じる可能性もあり得る。訓練延長給付について、情報連携による照会を可能とすることにより、併給による返還金発生リスクを減らし、返還にかかる申請者の負担と自治体の業務の効率化を図ることができると考える。

○訓練延長給付については、申請者の申し出が全てとなり、併給による返還発生リスクが存在している。このリスクを減らし、迅速かつ正確で公平な給付事務を行うため。

○支給事務をより適正に実施するために、訓練延長給付の受給資格情報の情報連携を可能にすることについて賛同する。

## 各府省からの第1次回答

支障事例の解消については、まずは各自治体において併給禁止の取扱いの周知を徹底していただくことが重要であると考える。なお、高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査に関する事務については、御指摘のとおり、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び下位法令の規定によって番号利用事務とされており、法令上、マイナンバーを活用した情報連携は可能である。その上で、情報連携において訓練延長給付の受給状況を確認できるようにすることについては、その趣旨を「ハローワークが支給している訓練延長給付の受給状況を、データ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」と捉えた上で、まずはその実現が実施機関においてシステム面、費用面等の観点から可能であるかについて、関係機関と検討を行ってまいりたい。

職業訓練受講給付金、訓練延長給付又は教育訓練支援給付金(以下「職業訓練受講給付金等」という。)の支給においては、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金(以下「高等職業訓練促進給付金等」という。)と併給禁止・併給調整する仕組みとはなっていない。このため、職業訓練受講給付金等の申請に係る事実の審査過程において、高等職業訓練促進給付金等の受給情報を情報連携により取得することは認められないものと考えている。

なお、公共職業安定所において高等職業訓練促進給付金等が職業訓練受講給付金等と併給禁止とされていることの注意喚起を行うことは重要であり、職業訓練受講給付金等のうち職業訓練受講給付金については、既に「求職者支援制度・訓練受講のしおり」にて他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を記載しており、引き続き周知に努めていく。訓練延長給付、教育訓練支援給付金についても、今後リーフレット等の改訂を行うタイミングで、他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を

盛り込み、その取扱いが現場で徹底されるよう促すことを検討したい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

窓口において併給禁止の取扱いの周知・説明を徹底しているが、類似した名称や趣旨の給付金制度が多くあり申請者自身も理解していない場合が多いため正確な受給状況の把握が難しく、併給確認のために職業安定所に照会を行う必要があるのが実情である。現行でも職業訓練受講給付金及び教育訓練支援給付金の受給状況については、マイナンバー情報連携による情報取得が可能であるが、訓練延長給付については、マイナンバー情報連携がなされていないため、結果としてハローワークへの問合せが必要になり、マイナンバー情報連携による事務効率化の効果が減殺されている。

「ハローワークが支給している訓練延長給付の受給状況をデータ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」ことが実現されることにより、高等職業訓練給付金の支給申請にかかる事実の審査を迅速かつ正確に行うことができる、訓練延長給付との併給による返還金の発生を防ぐことができることから、早期の実現を望む。

そもそも、高等職業訓練促進給付金等の給付については職業訓練受講給付金等と併給禁止となっているにも関わらず、職業訓練受講給付金等の支給については高等職業訓練促進給付金等と併給禁止になっていないというのは、制度設計として問題があるのではないか。その上で、職業訓練受講給付金等と高等職業訓練促進給付金等との併給がなされた場合には市町村が高等職業訓練促進給付金の返還を強いられることから、ハローワークにおける確認不足によって市町村が一方的に不利益を被ることを防ぐために、ハローワークにおいてマイナンバー情報連携による高等職業訓練促進給付金等の受給状況の確認を可能とし、申請者の高等職業訓練促進給付金受給状況を正確に確認していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

高等職業訓練促進給付金等の制度趣旨に照らして、職業訓練受講給付金等と高等職業訓練促進給付金等を併給することを制限する必要がある一方で、雇用保険の給付は被保険者の保険料拠出に基づくものであり権利性が強いことから、高等職業訓練促進給付金等を受給していることをもって雇用保険料を財源に含む職業訓練受講給付金等の受給を制限することは適当でないと考えている。

その上で、1次回答に記載のとおり、リーフレット等において、他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を盛り込んだところであり、公共職業安定所において取扱いの周知を図ってまいりたい。また、情報連携により訓練延長給付の受給状況に関する情報を把握可能にすることについては、検討の過程において多くの懸念点があることが確認されたことから、これら懸念点を踏まえてもなお、情報連携することで事務効率化に繋がるかについて提案団体及び共同提案団体に対し調査を実施するとともに、その実現可能性についてシステム面、費用面等の観点から引き続き関係機関と検討を行ってまいりたい。

なお、情報連携することとなった場合、法令改正やシステム改修等を要することから、実装するまでの間の併給禁止の取扱いに係る上記以外の周知については、関係機関とも連携しながら検討を行ってまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(16)(i)】【デジタル庁(23)(i)】【厚生労働省(41)(i)】

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)、雇用保険法(昭49法116)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平23法47)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

母子家庭高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法31条2号)及び父子家庭高等職業訓練促進給付金(同法31条の10)(以下「高等職業訓練促進給付金」という。)並びに母子家庭高等職業訓練修了支援給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令29条)及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(同令31条の10)(以下「高等職業訓練修了支援給付金」という。)の支給申請に係る審査については、地方公共団体への実態調査を踏まえつつ、訓練延長給付(雇用保険法24条)の支給に関する情報についてマイナンバ

一制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【こども家庭庁(16)(ii)】【デジタル庁(23)(ii)】【厚生労働省(41)(ii)】

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)、雇用保険法(昭49法116)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平23法47)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の受給者は訓練延長給付(雇用保険法24条)、教育訓練支援給付金(同法附則11条の2)及び職業訓練受講給付金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律7条)を併給することが禁止されていることを踏まえ、雇用保険制度の給付等と併給することができない給付金が存在することについて雇用保険の受給者等に対して十分な情報提供を行う観点から、令和7年度中に、雇用保険の受給者向けのリーフレット等を活用し、併給調整の制度の周知を図る。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	94	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当証書の廃止

### 提案団体

大治町

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的内容

児童扶養手当証書(以下「証書」という。)について、廃止を求める。

### 具体的な支障事例

児童扶養手当の受給の認定について、児童扶養手当法施行規則において、受給資格者に対し児童扶養手当認定通知書(以下「通知書」という。)及び証書を交付することが定められているが、地方公共団体における証書の発行・管理等の事務負担が発生しており、受給者においても、証書を紛失した場合は速やかに届出が必要となるなど、証書の保管・管理が負担となっている。証書の必要性は薄く、特別児童扶養手当においては、令和6年7月から特別児童扶養手当証書が廃止されているため、同様に、児童扶養手当においても証書を廃止し、受給者に対しては通知書のみで支給決定を知らせる形をとっていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者における証書の保管・管理の負担が軽減されることに加え、地方公共団体の証書交付に係る事務が軽減される。

### 根拠法令等

児童扶養手当法施行令第10条第4項  
児童扶養手当法施行規則第16条第1項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、佐倉市、柏市、相模原市、豊田市、小牧市、滋賀県、羽曳野市、養父市、宍粟市、奈良県、高松市、高知県、春日市、佐賀県、出水市

○今後、申請や決定通知などがデジタル化していくことも検討した上で、証書の廃止は進めてもいいと考える。  
現況届の回収時も証書を紛失している方が多く、ひとり親の証明を提出する際も、認定などの通知書で補う方が

多い。

○証書の取り扱いにあたっては、基本的に受給者に来所を求める、窓口で交付しており、また、紛失等による再発行の件数も多いことから、制度の見直しにより、受給者の負担と事務の効率化が図れるものと考える。

○証書については、児童扶養手当法施行規則第19条で住所変更届出時には、添付をさせたうえで住所等の記載を修正すると規定されているが、システム標準化で定められた証書の様式はカードサイズではなく、携帯しづらいものであるため、住所変更届等の際に持参している方はほぼなく、実態に合わない規定となっている。

○受領者及び自治体の負担軽減となる。

○当市においても同様に事務の軽減が見込まれる。

○当市においても、手当証書の必要性は薄いため、廃止しても構わない。ただし、他制度（少額貯蓄非課税制度等）において、児童扶養手当の受給者である証明として証書を求めるものがあるため、それらへの代替手段等を併せて検討する必要がある。

○証書亡失の届出は受給者及び地方公共団体の負担になっている。

また、次年度の手当額変更や現況等に伴い、証書に加えて支給停止通知や支給停止解除通知、一部支給停止適用除外通知を組み合わせて発送しているが、誤配のリスクが高く、地方公共団体の過度な負担となっているだけでなく、受給者にとっても分かりづらく、問合せが増える要因となっている。証書廃止に加えて、一枚に要約された通知へと見直されることで、受給者にとって分かりやすく、地方公共団体の発送に係る負担が軽減される。なお、証書廃止に伴い発生する事務として、証書をローン審査や他サービスの申請に使用していた方が、代わりとして受給証明等の交付を希望し、その対応が増えることが想定されるが、即時発行できるよう「受給証明」が標準様式に追加されることで、より効率的な運営が実現する。

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当証書については、当該者が児童扶養手当の受給資格者かどうかを確認するものであり、その証明やひとり親世帯であることの証明として、自治体等の一部手続きにおいて活用されていると承知しており、基本的には、自治体ごとに発行の有無が異なることは望ましくなく、全国一律の取扱いにすべきと考えている。

そのため、児童扶養手当証書を廃止する場合の課題や全国の自治体の見解等を今後調査し、その結果等を踏まえて検討することとしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童扶養手当証書を一部手続きにおいて活用している自治体もあるが、そういった自治体においては、認定通知書等による証書の代替や、希望者のみ児童扶養手当受給証明書を発行するなどの対応により、引き続き必要な証明が可能であると考えている。

今後、実施される調査などを通じて検討するとのことだが、特別児童扶養手当証書が廃止されたことを踏まえ、廃止を原則として見直しを検討いただきたい。その際は、令和6年7月から特別児童扶養手当証書が廃止された際に、受給者からの求めがあれば特別児童扶養手当受給証明書を発行できる運用とされたのと同様に、児童扶養手当においても証書を廃止した上で、支給決定は通知書により行い、証明を必要としている方のみに対して希望制で児童扶養手当受給証明書を発行するなどの方法をご検討いただきたい。

併せて、今後の調査及び検討のスケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

令和8年度に児童扶養手当に係る事務手続きについての調査を予定しており、その結果等を踏まえて、児童扶養手当証書の廃止や代替となる証明方法について検討をしてまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁】

(15)児童扶養手当法(昭36法238)

(v)児童扶養手当証書(施行令10条4号及び施行規則16条1項)については、令和8年度にその必要性や廃止した場合の支障について地方公共団体に調査を行い、その結果等を踏まえ、当該証書の廃止及び当該証書を代替する証明方法も視野に入れて検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	96	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

民生委員推薦会の開催方法及び決議方法の見直し

### 提案団体

八戸市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

民生委員法における民生委員推薦会については、必ずしも現実の会議を開かずとも、書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続(※)により決議があったとみなす規定の整備等を求める。  
法令により現実に会議を招集することが求められているため、書面審査や持ち回り決裁ができない状況。一部の自治体では、急を要する場合には書面審査や持ち回り決裁を可能とする規則を定めているが、これが不可であることについて厚生労働省東北厚生局に以前確認しているところ。  
※例えば、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人の理事会・評議員会における決議の省略(構成メンバー全員による議案への同意書の提出)のような手続

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

民生委員法における民生委員推薦会については、委員長が招集すると規定されている(民生委員法施行令第3条)。

当市では、民生委員法、民生委員法施行令及び当市民生委員推薦会規則に基づき、各町内会から推薦があつた民生委員候補者を民生委員推薦会に諮り、推薦を決定している。

民生委員候補者にかかる推薦調書は、各町内会から候補者があり次第隨時、当市へ提出されるが、民生委員推薦会の会議をその都度開催することは、委員の負担や開催経費等を考慮し、年に数回程度、民生委員候補者が複数名集まつた段階で、まとめて会議に諮っている(年4回分の会議開催経費を予算計上)。

#### 【支障事例】

民生委員推薦会を開催して間もなく町内会から推薦調書が提出された場合、現実に会議を招集することが求められているため、次の推薦会を開催するまでの期間を含め、国への推薦までに3か月程度を要してしまうことがある。

民生委員のなり手不足が深刻な中、各町内会で苦労して募った民生委員候補者を速やかに委嘱できないケースが発生しており、該当地域において、民生委員の不在期間が生じてしまい、住民の方には委嘱を待っていたいている状況となってしまう。

速やかに委嘱ができず、民生委員が不在となっている町内では、高齢者や障がい者等の要配慮がいる家庭への訪問や見守り活動、住民からの相談受付、行政や関係機関など適切な支援・サービスへのつなぎ、行政機関の各種調査・証明事務の対応が滞っているほか、地域福祉活動の中心的な担い手として、民生委員が参画している地区社会福祉協議会や老人クラブ、子ども会などの活動にも支障が生じている。

また、欠員となっている町内への対応として、当該地区の民生委員児童委員協議会の会長や近隣の民生委員が代行していることが多く、地域全体の民生委員の負担の増加にもつながっており、地域福祉活動への多大な影響が懸念される。

#### 【支障の解決策】

状況に応じて民生委員推薦会を必ずしも招集しなくとも、みなし決議、書面審査及び持ち回り決裁による議決があつたものとみなすことができる規定を整備することで支障が解決すると考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ・前任民生委員の解嘱届と新任候補者の推薦調書が同時に提出された場合、切れ目なく交代することが期待されているが、実際には推薦会の開催のタイミングによっては委嘱されるまで時間を要するため、その地域で民生委員の不在期間が生じることで、他の民生委員に業務負担が集中したり、地域住民への対応の遅れが出る事態が発生している。
- ・欠員地区の推薦については特に速やかな委嘱が期待されるが、同様の理由によりスムーズに委嘱されないケースがあり、推薦基盤である町内会や地区民生委員児童委員協議会、推薦された民生委員候補者等から「一刻も早く新しい民生委員を委嘱してほしい」、「なぜこんなに時間がかかるのか」、「せっかく新しい候補者がやる気になってくれたのに、ここまで待たせるのはどうなのか」などの意見をいただくことがある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・民生委員交代時の空白期間が短縮されることで、住民は必要な時にすぐに民生委員に相談でき、関係機関へのスムーズな連携ができるほか、欠員地区をカバーしている他の民生委員への負担軽減につながる。
- ・新しい民生委員が速やかに委嘱されることで、行政と地域との連携体制の整備が早期に進む。

### 根拠法令等

民生委員法施行令第3条、第4条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮古市、花巻市、川越市、小牧市、堺市、兵庫県、八代市、特別区長会

○書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続きにより決議があつたとみなす規定の整備をすることで、全国一律の対応が可能となる。

### 各府省からの第1次回答

民生委員推薦会の招集及び議事の開催については、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「同施行令」という。）第3条及び第4条により、民生委員推薦会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことが出来ないとされている。

しかしながら、民生委員法（昭和23年法律第198号）第8条及び同施行令第7条の規定に基づき、市町村長は民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項を定めることができるとされているので、これらの規定により、御指摘のような欠員に対して民生委員の推薦があつた場合に、次の推薦会を開催するまでの期間が長く、民生委員のなり手不足が深刻な中、速やかに民生委員を委嘱できないという場合には、書面表決又は持ち回り審査により事案を処理することは可能と考えており、改めて規定を整備する必要はないと考えている。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

民生委員法施行令第7条においては「前各条で定めるものとの外」とあるため、第3条、第4条に定める以外の開催方法は、第7条の「その他民生委員推薦会に関し必要な事項」に含まれないものと解釈し、今回の提案に至っているが、現行制度で対応可能であるならば、その旨明確化し通知等により十分な周知を行うことを求める。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

一

各府省からの第2次回答

第1次回答で述べたとおり、民生委員推薦会の招集及び議事の開催については、民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という。)第3条及び第4条により、民生委員推薦会は、原則、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことが出来ないとされている。

その上で、法第8条及び民生委員法施行令(昭和23年政令第226号)第7条の規定に基づき、市町村長は民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項を定めることができるとの規定により、御指摘のような欠員に対して民生委員の推薦があった場合に、次の推薦会を開催するまでの期間が長く、民生委員のなり手不足が深刻な中、速やかに民生委員を委嘱できないという場合については、書面表決又は持ち回り審査により事案を処理することは可能と考えている。

上記の解釈及び複数の自治体において、書面表決又は持ち回り審査により事案を処理することができる旨の規定が定められた民生委員推薦会規則が既に存在していることに鑑み、書面表決又は持ち回り決裁が認められる必要な条件や運用等に関して、改めて地方公共団体や関係団体等への情報収集及び協議の上、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(3)】【厚生労働省(5)】

児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198)

民生委員推薦会の議事の開催(民生委員法施行令4条)については、欠員補充のため速やかに委嘱を行う必要があるなどのやむを得ない理由がある場合、書面又は持ち回りによって開催するなど柔軟な対応が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和8年中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	103	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の全国平準化

### 提案団体

岐阜県、新潟県、三重県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保

### 具体的な支障事例

福祉サービス第三者評価事業については、国の指針・ガイドラインを踏まえ、各都道府県において、第三者評価機関の認証、評価調査者の研修を実施しており、都道府県ごとに制度の詳細が異なっている状況にある。このため、複数の都道府県で活動する第三者評価機関は、各都道府県において別々に認証を受ける必要があるほか、評価機関に所属する評価調査者も、複数の都道府県で活動するためには、各都道府県の研修をそれぞれ受講する必要があるため、事業を担う評価機関・評価調査者の確保が難しくなっている。また、都道府県においても、ごく少数の希望者のために養成研修等を実施する必要があるなど非効率が生じており、養成研修を実施できていない都道府県も存在している。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に、当県及び隣県で評価事業を行う機関が存在しており、当該機関は各県でそれぞれ認証を受ける必要があるほか、当該機関に所属する評価調査者についても、複数県で養成研修・継続研修を受講しなければならない状況となっている。また、複数県での認証更新、研修受講の負担が大きいことから、他県に所在する評価機関が当県での認証を更新しないといった事例も生じており、事業の担い手の確保に支障が生じている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国一律で評価機関の認証、評価調査者の研修等を行うことで、都道府県をまたぐ形で評価事業を行う評価機関・評価調査者の負担が軽減され、事業の担い手の確保が図られる。また、全国一律の制度として、統一的かつ大規模な普及啓発を行うことが可能となるため、事業の認知度の向上につなげることができ、国民のサービス選択に資する情報を提供するとともに、サービス提供事業者に第三者評価を受審するインセンティブを付与することにもつながると期待される。

### 根拠法令等

社会福祉法第78条第2項

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別紙。平成30年3月26日最終改正)  
「都道府県推進組織に関するガイドライン(上記指針別添1)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口県、宮崎県

—

#### 各府省からの第1次回答

福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。

評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。

福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況等を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。

本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実状に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。

なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方に基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、また、施設数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。

ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、こうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県推進組織が評価基準を定める際に、必要に応じて独自の評価項目を設定していることは承知しているが、福祉サービスの質を評価する際の基本的な項目については、地域によって異なることのない全国共通の部分が多く、全国推進組織において共通の認証・研修を実施することは可能と考える。

現状の制度では、複数の都道府県で活動する評価機関・評価調査者が、各都道府県においてそれぞれ認証・研修を受けなければならないという明らかな非効率が生じており、事業の担い手確保が困難となっているのみならず、ひいては事業の確実な実施に支障を来すおそれがある。具体的には、24団体において認証評価機関(令和7年4月1日時点)が5機関未満であるほか、全国の認証評価機関のうち、直近3か年での評価件数が10件未満の機関が全体の4割強を占めている状況にある。また、受講者が見込めない等の理由で、17団体が令和7年度に評価調査者の養成研修を実施しない予定としている(※)。

回答にも記載のとおり、年間の受審数が10件未満の都道府県が複数存在するなど、一部の都道府県を除き受審数は低調な状況にあり、今後、第三者評価事業を推進していくのであれば、各都道府県において評価機関の認証・評価調査者の養成を進める必要がある。このため、少なくとも全国推進組織において全国共通の研修を実施し、各都道府県が当該研修の修了者に対し、事業への従事を認めるこことできる仕組みを導入するなど、制度の見直しを検討いただきたい。

(※)各数値の根拠は、「令和7年度福祉サービス第三者評価事業に関するアンケート調査結果」(令和7年6月3日 社会福祉法人全国社会福祉協議会)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

福祉サービスの第三者評価事業について、多くの都道府県で第三者評価機関の減少や受審数の低迷等が課題となっており、担い手の確保にも影響が出ている。制度基盤の脆弱化を抑制するため、期間を定めた上で、早期に具体的な対応策を検討いただきたい。

「都道府県推進組織が評価項目を定め、研修・認証を行う必要がある」との回答について、評価機関数が減少し、第三者評価事業の実施が困難となっている県が存在することから、負担軽減が急務である。

この観点から、提案内容のように、国において全国基準による認証・研修を実施することにより、認証手続等に係る事務負担を軽減し、広域的な活動を可能とすることで、各都道府県内で活動可能な評価機関数が確保でき、事業の円滑な実施につながるため、前向きに検討いただきたい。

この際、「地域の実情に応じた取り組みは重要」とのことであれば、例えば、全国推進組織がガイドラインで示している事業者に対する評価項目の中に、地域の実情に応じた取組の展開状況等を加えることにより対応できるのではないか。

また、他都道府県における認証・研修を自都道府県内において有効なものとして取り扱うことを認める（又はそれが可能であることを明確化する）ことで、活動可能な評価機関数の確保につながると考えられるため、こういった相互乗り入れ運用についても選択肢として検討いただきたい。

提案の措置に伴う全国社会福祉協議会の事務負担増加については、認証手数料を受ける、都道府県からの外部委託として扱うなどによる方法が考えられるのではないか。

今後さらに担い手不足が深刻化していく将来を見据えれば、より数少ない評価機関が複数の都道府県の第三者評価事業を広域的に実施しなければならない状況が想像される。そのため、将来的な全国一本化を念頭においた長期的な方針についても検討を行う必要があるのではないか。

### 各府省からの第2次回答

都道府県が地域のサービスの提供体制の整備を担っている中で、サービスの質の更なる向上のために行っている第三者評価事業についても同様に、都道府県を実施主体としているものである。

こうしたことを踏まえ、第三者評価の評価基準、研修内容、認証要件は、地域の実状を踏まえながら、都道府県が設置する都道府県推進組織が策定することとしているものであり、全国統一化は困難であるところ、現在においても国において各種ガイドライン等を策定しており、都道府県推進組織における策定において当該ガイドライン等を活用いただいているところである。

その上で、国においても工夫できる部分は工夫をし、評価機関及び都道府県の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を進めていきたいと考えている。

具体的には、他都道府県において受講した研修の内容が、自都道府県における研修受講と置き換える事が可能と都道府県が判断する場合、自都道府県内における研修受講を免除することを認めることを念頭に、検討を進めていきたい。

一方で、認証については、評価機関が各都道府県内で評価を行う根拠になるものであることから、各都道府県推進組織において、内容を審査のうえ認証を行っていただく必要があると考える。

### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

#### 4【こども家庭庁(24)】【厚生労働省(66)】

##### 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業については、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。

・他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織

が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	109	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

認定こども園における職員配置の弾力化

### 提案団体

福井県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

### 求める措置の具体的な内容

認定こども園において、1号の入所児童数が5人以下など極端に少なく、1号・2号のこどもを一体的に保育し、主幹保育教諭を2人配置しなくても教育・保育の質が保たれる場合は、主幹保育教諭の配置を1名でも可とするなど、公定価格上の職員配置の弾力化を図ること。

### 具体的な支障事例

人口減少地域等の認定こども園においては、教育利用こども(1号認定)が少ないとことによって、主幹保育教諭配置のための人事費と公定価格の収入が見合わず、経営が苦しくなっている施設がある。認定こども園では、1号認定が在籍する場合は、主幹保育教諭を1名追加で配置しなければならない。教育利用の子どもの施設型給付の定員区分は15人が最少人数となっているが、教育利用の子どもが1~2人の施設は県内認定こども園154園中24園(0人除く)存在しており、1号クラスの担当保育教諭と主幹保育教諭の2名を配置すると単価が見合わず、主幹保育教諭を配置しないと大きく減算され、採算が取れない状況となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全国トップクラスの共働き率を維持している当県では、幼稚園・認定こども園において、教育(1号認定)より保育(2号、3号認定)のニーズが多いことから、1号認定の子どもの定員区分が最少の15人であっても、大きく定員割れを起こしている園が少なくなく、こうした園で1号認定こどもに係る保育主幹教諭を配置しない場合、施設全体として給付される公定価格が大きく減額となり、経営に不安を抱えている状況である。(県内市からの要望)

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1号認定こどもについて、極端に少人数の受け入れを行っている場合でも採算がとれるようにするため、主幹保育教諭の配置を弾力化することで、人口減少地域でも教育利用の子どもの受け入れを行う認定こども園の運営を維持することが可能となる。これにより、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもに対して適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことができる。

### 根拠法令等

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、養父市、熊本市、大分市

○分園のある施設においても、主幹保育教諭2名の配置を求められているが、本園と一体で運営するはずの分園においても、主幹保育教諭2名の配置を求めるることは、施設の継続的な保育運営という観点から負担になっているため、本園と分園合わせて主幹保育教諭2名の配置でも可とする制度改正が必要と考える。

## 各府省からの第1次回答

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しないことは現行制度上可能となっています。  
認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しない場合は、最低基準上違反とはならず、公定価格上は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行うこととしています。  
これはペナルティとしての減算ではなく、基本分単価の算出にあたって、主幹保育教諭1名分を含めており、主幹保育教諭が配置されない場合には、当該経費相当分を減算することで、実際の配置相当の単価とするための措置です。  
当該減算も活用いただき、柔軟に対応いただきたいと考えています。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しないことが制度上可能であり、配置しない場合には1名分相当分の減額調整が行われることは承知している。  
しかしながら、1号認定児が1～2人と少数である場合、主幹保育教諭を配置すると人件費が増加し、採算が合わなくなるおそれがある。一方で、配置しない場合には減額調整が行われ、いずれにしても経営に不安を抱える状況となる。  
少人数の1号認定児の受け入れる認定こども園が、安定した運営を維持できるよう、柔軟かつ実効性のある制度設計を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しない場合は、最低基準上違反とはならず、公定価格上は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行うこととしており、当該減算も活用いただき、柔軟に対応いただきたいと考えています。

その上で、特に人口減少地域においては、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」に記載いただいたように、1号認定又は2・3号認定のどちらか一方の利用子どもが少数になることがあることは承知しています。

人口減少地域に係る課題については、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、保育を含む福祉分野のサービス提供体制や人材確保のあり方なども含めて議論を行い、本年7月25日にとりまとめがされたところです。

当該とりまとめでは、施策の方向性について、

- ・ サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
- ・ 人材確保・生産性向上・経営支援
- ・ 福祉サービス共通課題への分野を超えた連携促進

などが挙げられているところ、今回ご提案の支障事例も踏まえ、人口減少地域における保育機能の維持・強化

のため、どのような対応ができるか、引き続き検討してまいります。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(21)(ii)】【文部科学省(22)】

子ども・子育て支援法(平24法65)

施設型給付費に係る加減調整部分（「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平27内閣府告示49）1条30号）のうち、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の要件を満たす場合における保育教諭等の加配に関する加算の取扱いについて具体的な事例を示し、地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	110	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

入所児童数が10人未満の乳児院における措置費単価設定の見直し

### 提案団体

福井県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的な内容

乳児院における措置費単価について、10人未満の場合の単価設定が年齢ごとの設定になっておらず(10人以上は年齢ごとに単価設定されている)、単価自体も低いものとなっているため、最低配置基準を維持できるよう、年齢に応じた単価の設定を求める。

### 具体的な支障事例

国が進める家庭養育優先原則により、里親等への委託を優先して行っており、人口減少地域等の乳児院においては、入所児童数が減少し10人に満たないため、低い単価設定による措置費の収入が、専門職員を配置する人件費に見合わず、経営が苦しくなっている施設がある。障害や医療的ケア等でケアニーズの高い子どもについては、専門職員が常勤で配置されている乳児院において社会的養護や一時保護を行っていく必要がある。乳児院の措置費の単価は、前年度などの入所児童数をもとに暫定定員を設定して適用される単価が決まるが、入所児童数は減少傾向にあり、措置費(事務費)の単価は2歳未満、2歳、3歳以上と年齢ごとに設定されているが、10人未満の場合、一律に低い単価が設定されており、運営を維持していくことが困難な状況になっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の人口減少地域にある乳児院において、年間を通しての入所児童数が減少しており、措置費の単価設定の最少区分である10人未満の暫定定員を適用されることとなると、運営がむずかしくなるとの相談があった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少地域において児童が少なくなり、家庭養育優先原則で里親委託が進む中、入所児童が減少する状況においても、障害や医療的ケア等でケアニーズの高いこどもを専門職員が対応する入所施設は必要不可欠な施設であり、措置費の単価設定を見直し、採算が取れるよう増額することで、施設運営が安定し継続して運営していくことができる。

### 根拠法令等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こども家庭庁通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、長野県、高知県、佐賀県

○当県も年々乳児院の入所児童が減少しており令和6年度は暫定定員(19名)を設定した。今後、代替養育を必要とすることの推計が右肩下がりになっていくことが予想され、10名以下の定員設定について提案団体同様の課題が見込まれるため要望したい。

○見直すことにより施設運営が安定することが見込まれるため。

○乳幼児の里親等委託を推進により、暫定定員が9人未満となる乳児院が出ているが、必要となる職員数は原則として変わらず、赤字経営を強いられる事態になると聞いている。里親等委託の推進に協力するほどこのような事態となるため、定員5人前後でも乳幼児の施設ケアが維持できるような制度の見直し・財政支援等を要望する。

## 各府省からの第1次回答

措置費の単価については、「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について」に定める職種別職員定数表を基に算定しているが、当該定数表は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」)を踏まえて作成している。

設備運営基準においては職種ごとの配置基準を定めているが、乳幼児10人未満を入所させる乳児院以外の乳児院では、看護師の配置基準が「1.6:1人以上」から「4:1以上」までこどもの年齢に応じて定められているため、措置費の単価についても年齢ごとに分けて設定している。一方で、乳幼児10人未満を入所させる乳児院では、施設が小規模であり職員数も比較的小数になること考慮し、看護師の配置基準について年齢に応じて定めることはせず、乳幼児10人未満を入所させる乳児院以外の乳児院における最も高い配置基準に相当する「7人以上」と一律に定めているところであり、措置費の単価についてもこどもの年齢に関わらず一律の単価設定としている。

このため、乳幼児10人未満を入所させる乳児院の単価を、他の乳児院と同様にこどもの年齢ごとに定めることとした場合、他の乳児院の配置基準との均衡を考慮すれば、満2歳以上のこどもについて現行より低い単価を設定することとなり、施設の運営に支障を及ぼす恐れがあるため適当ではないと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

乳幼児10人未満を入所させる乳児院の場合、看護師等の配置については、最も高い配置基準に相当する「7人以上」と一律に定めていただいており配慮されていることは承知した。一方で、栄養士や事務員については配置基準から除かれているため、これまで10人以上を入所させていた乳児院、特に乳児院のみを実施している施設としては、当該職種の人事費の確保が難しくなっている面もある。

そのため、これまで10人以上を入所させていた乳児院が10人未満となった場合も、引き続き、地域の重要な資源として維持できるよう、乳児院における措置費単価の見直しや事務員等の配置加算(非常勤含む)の創設を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

代替養育を必要とする子どもに対して、安全・安心な養育環境が提供できるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

措置費は、施設に措置等されたこどもの養育に要する費用を施設等に対して支弁する仕組みであるが、施設の運営に係る事務量は施設の規模に応じて変動すると考えられることから、措置費の職員配置基準についても施設の規模に応じて差を設けており、乳幼児10人未満を入所させる乳児院については小規模な施設であることを考慮し、施設長が事務を担うことや自治体が雇用している栄養士を活用すること等を念頭に職員配置を設定し

ている。

このため、措置されているこどもが減少する中で職員体制を維持する仕組みを措置費において設けることは困難である。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁】

###### (2)児童福祉法(昭22法164)

(iv)乳児院については、施設が小規模化する中でも地域の社会的資源として適切に機能するよう、参考となる取組事例を把握し、都道府県等に令和8年度中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	111	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

ファミリーホームの措置制度の見直し

### 提案団体

福井県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的な内容

ファミリーホームが受ける措置費について、現に委託された児童の数に応じた額(現員払い)ではなく、配置基準を維持できるよう措置制度を見直すことを求める。

### 具体的な支障事例

家庭での養育ができない子どもを委託するファミリーホームが受ける措置費は、定員払いではなく、現員払いとなっている。ファミリーホームは、委託児童がいなくても基準上常勤の専任職員を配置する必要があり、児童の受け入れが可能な体制を整えておく必要があるが、委託児童がいない場合措置費が支払われない現員払いでは、常勤の専任職員を配置し運営を維持することはできない。また、児童の愛着形成のためにも、より家庭に近い環境で生活することが望ましいが、乳児院や児童養護施設からファミリーホームへ移行させたい児童がいても受け入れ体制がないため断念することもあった。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内でファミリーホームを運営する個人から運営を継続することができないと相談があった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリーホームは、家庭で養育を行う里親制度から波及した制度であり、家庭的な環境での養育を行うことができるため、必要性は高い。人口減少で児童数が減少し措置対象児童が少なくなる中においても、実親が養育できない子ども達に家庭的な養育環境を用意する必要がある。措置費制度を見直すことにより、ファミリーホームが安定して運営できるようになり、ファミリーホームの設置が進めば、国が進める家庭養育優先原則に沿い、子どもたちに家庭的な養育環境を提供することができる。

### 根拠法令等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こども家庭庁通知)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、長野県、岡山県、宮崎県

- 見直すことにより施設運営が安定することが見込まれるため。
- ファミリー・ホームの措置費は現員払いとなっており、入所者数が4人以下になると運営することが困難な状況になる。入所している児童は特性のある児童が多く、それぞれに対応するために職員を増員したいと考えているが、措置費の安定性がないために雇用が難しいと事業者から相談があった。
- ファミリー・ホームの設置者又は設置を検討する者(法人を含む)からは、補助員等を雇用するにあたり、現行制度では事業の安定性に欠けるとの意見が出ている。

## 各府省からの第1次回答

児童養護施設等の措置費では、要保護児童を円滑に受け入れる体制を確保するため職員の人事費を含む事務費について定員に基づいて支払うこととしているが、同時に、施設に対して定員に応じた職員を実際に配置することを求めている。

小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム)については、里親と同様の家庭養育の一形態として、事業を行う住居に生活の本拠を置き、一の家族を構成する養育者とそれを補助する者の合計3名により委託されたことの養育を行う事業であり、事業の形態を考慮して養育者のうちの1人について兼業を可能とするなど職員配置について柔軟な対応を可能としており、事務費について委託児童数に応じて支払うこととしている。

ファミリー・ホームの事務費を児童養護施設等と同様に定員に基づいて支払う場合、養育者の兼業を禁止するなど現行の柔軟な職員配置の取扱いが困難となり、事業の実施に支障が生じる恐れがあることから適当ではないと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム)について、継続して一定数以上の措置される児童がいる場合は安定した運営が可能であることは承知している。

一方で、一時的に措置児童がない場合も考えられるが、その場合もいつ措置の依頼があるか判断できないため別の事業を行うことができず、その結果、事業として経営を維持することが困難と判断して実施を休止することや見送ることがすでに起きている。

小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム)の設置を行うには1名は必ず常勤の専任職員を配置する必要があることから、専任職員の人事費等を固定費として保障いただいたうえで、委託児童の現員払いを行う二段階方式を取り入れるなど、事業者が安心できる支援制度の検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

平成28年改正児童福祉法の趣旨に基づき、代替養育を必要とする子どもに対して、家庭と同様の養育環境である里親やファミリー・ホームへの委託が進められるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

措置費については、例えば、定員払いの仕組みをとっている児童養護施設等においても、公費を財源とすることから、定員と実際に入所している子どもの数が一定以上乖離する状態が継続する場合には過去の実績を踏まえて定員を見直す又は暫定定員を設定することとしており、措置費が実態と乖離しないような仕組みを設けていく。

ご指摘のような、実際に委託されている子どもの数に関わらず、事業者の経営維持を目的として措置費を支払う仕組みを設けることについては、財源が公費であるとともに、民間事業者が届出により実施できるという事業の性質等を踏まえると困難である。

なお、小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム)の措置費は事業形態を踏まえて現員払いとしているが、現行、委託された子どもの数に応じて「6人」「5人まで」の2区分の単価を設定しているところ、委託された子どもの数が4人以下のファミリー・ホームについては、より高い「5人まで」の単価を適用することとしており、一定の配慮を行っているところである。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁】

#### (2)児童福祉法(昭22法164)

(v) ファミリーホームの継続的な実施体制の維持については、各地方公共団体の実情や課題を把握した上で、その課題の解決に資する優良な取組事例について、地方公共団体に会議等を通じて令和8年度中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

### 提案事項(事項名)

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

### 提案団体

佐賀県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

### 根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

## 各府省からの第1次回答

離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。

一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道府県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。

以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものと考える。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島活性化交付金等事業計画については議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されており、法改正が難しいことは理解している。

一方で離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画について重複している点があること、離島活性化交付金に関して、活用のため、離島活性化交付金等事業計画、離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書をそれぞれ作成する必要があること、離島活性化交付金等事業計画については毎年度実施事業について見直し、確認等が必要になるなど、事務負担が大きいことも課題として明確に発生しているところである。こうした事情を踏まえ、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定や記載内容の見直しをするなど、法改正以外の分野で負担軽減可能な方策をご考案いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策については、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

離島振興法第7条の3第2項の交付金等の交付を受けるために、離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画、各交付金要綱等に基づく計画書の3つの計画の策定が必要となっているが、ナビゲーション・ガイドを踏まえ、これらの計画の統廃合や記載内容の合理化等により、計画行政の事務負担の軽減を図るべきではないか。離島活性化交付金等事業計画の記載内容は、離島振興計画の基本の方針及び施策に関する事項(離島振興法第4条第2項第4号から第17号)との重複していることや各交付金の計画書等の事業の詳細が示されていることを踏まえ、一部の記載事項(離島振興法施行令第4条各号で定められる事業の位置づけ)を離島振興計画または各交付金等の事業計画書に追記することなどによる一体的策定について検討いただきたい。議員立法で作成が求められる計画についても一体的策定を可能としているものもあり、離島振興に係る3種類の計画における記載事項の重複の合理化を求める本提案において、離島振興施策の適正な実行に支障がない形で見直しを行うことは、立法府の意思に背くものではないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

離島振興計画は、各都道府県がソフト施策に限らず、離島の振興の基本的方針について記載しており、離島活性化交付金等事業計画は、このうち離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載している。また、要綱等による各交付金等の申請に必要な事業計画書は、交付金等の申請のため、事業主体である都道府県又は市町村が、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等について記載した、交付申請書の添付書類である。したがって、これらの計画はそれぞれ記載内容や位置づけが異なっており、目的に沿った作成が必要である。

今回の提案を踏まえ、さらなる事務の合理化を図るため、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定については、両計画の作成者が都道府県で、一部記載事項が重複していることから、法令に定める要件(記載事項等)を満たす場合に限り、可能である旨、及び一体的策定における留意事項について令和7年度中に周知することとした。

一方で、離島振興法に基づき、離島の活性化に資するソフト施策等の全体像について記載した離島活性化交付金等事業計画と、補助金適正化法等の規定が適用になり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要である交付金等の申請に必要な事業計画書は、作成主体が異なり、記載内容も位置づけも異なっていることから、一体的策定は実務上難しい。

ただし、離島活性化交付金等事業計画と離島活性化交付金の申請に必要な事業計画書の作成主体が同一の者(都道府県)である場合には、両計画の一体的策定を可能とする方向で検討する。なお、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(13)】【総務省(16)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(26)】【農林水産省(9)】【国土交通省(19)】

離島振興法(昭28法72)

離島活性化交付金等事業計画(7条の2)については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和7年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画(4条)を一体のものとして策定すること。
- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	133	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間のやり取りのデジタル化

### 提案団体

米子市、福島県、鳥取県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間でのやり取りについて、文書(郵送)ではなくメールでの台帳送付等を可能とするよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

昭和 60 年 7 月 31 日児発第 662(施行通知)に、自治体間のやり取りについて「文書で通知すること」とされている。

#### 【支障事例】

児童扶養手当を受給している市民の多くの方は生活困窮者であり、住所変更の際に手当がすぐに支払われないことは問題であると考える。現在こども家庭庁のマニュアルでは、「新住所地の都道府県等から通知があるまでは、手当の支払いは行わないこと」と定められている。しかし、定例支給の直前に住所変更を行った場合、通知が届くまでは手当が支給されないことになり、その間に支給期間が空いてしまう。

早急に手当を受給したいというのは、受給者として当然の希望だと思うが、現状では郵送による手続きのため、支給までに時間がかかる。また、旧住所地の自治体では、新住所地からの通知に時間がかかるなどを前提に手続きを行っているため、例えば受給者が新住所地での手続きを忘れていた場合、いつまで待っても通知が届かないという状況になるまで気付かず、支払いがさらに遅れてしまうという事態が起きている。

#### 【制度改正の必要性】

住民は、このような問題に対して迅速な対応を求めている。手続きが遅れたり、通知が届くまで待たされたりすることで生活に支障をきたしている方々がいる現状に改善が必要だと強く感じている。スムーズで迅速な支給を実現するための方法を模索すべきである。

#### 【支障の解決策】

文書のやり取りをメールで行えるようにするなど、自治体間の手続きがより簡単で効率的になれば、転出や転入をした住民が支払いを受けるまでの期間が短縮され、生活に必要な支援が迅速に届くようになる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に、定例支給の支払処理直前に転出した方々からは、転出先からの通知が届くまで支給が滞るため、「こちらにも生活の予定があるのに、支払いが遅れ過ぎではないか」という声を実際に頂いている。また、支給のタイミングを気にされる市民も多く、「いつ支給されるのか」と不安を感じている方もいるのが現状である。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

メールによる台帳送付等により、自治体間のやり取りがスムーズかつ効率的に行えるようになり、受給者の転出入から支払いまでの期間が短縮されることが期待される。これにより、支給が迅速に行われ、住民にとっても大きなメリットとなると考える。  
また、郵送代がかかるなどで経費削減が可能になるうえに、手続きが簡単になることで業務の負担も軽減され、より効率的な運営が実現する。

## 根拠法令等

昭和 60 年 7 月 31 日児発第 662 号（Ⅱ省令に関する事項）  
児童扶養手当事務処理マニュアル令和6年 11 月版 P101～

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、館林市、滋賀県、寝屋川市、養父市、宍粟市、高松市、久留米市、春日市、佐賀県、熊本市

○定例支給の直前に転出入があった際は、支給に遅れが生じる可能性があると伝えるようにしている。以前、送付されてきた台帳に不足があり、電話で連絡をし、別途資料を送付してもらう事案があった。  
○当市においては、転入者から児童扶養手当住所変更の届出があった場合は、迅速に審査を行い、転入前の支給機関長に対して受給者台帳（写し）を郵送で依頼している。しかし、昨今の郵便事情により、依頼先自治体における事務処理開始までに相応に時間を要している。そのため、通知の方法としてメールでの送受信が可能になれば自治体間の手続きが効率的となり、手当の支給手続きが円滑に進められるものと考える。  
○自治体間のやり取りが効率的に行なうことが可能となり、迅速な対応が可能となる。  
○台帳の依頼・回答を待っている間に支払締め日を過ぎることで、本来の支払日に支払うことができないことが多い。また、証書は就学援助で利用するため、早めに必要としている方が多い。受給者は、転居の際に申請手続きの必要があり、その間に支給期間が空き経済的に困る受給者もおり、また、手続きを忘れたり、不足書類の提出が遅れたりなどする者もいる。自治体間のやり取りが電子化できれば、迅速な手続きの対応と個人情報の保護の観点からも適正な事務手続きは実現できる。

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当法施行規則第 20 条第3項において、「手当の支給機関は、手当の支給機関の変更を伴う住所の変更に係る届書を受理したときは、当該変更前の手当の支給機関に、文書で第6条第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない」と定めている。一方で、昨今の情報通信環境の整備に鑑みると、必ずしも郵送での送付に限らないことも考えられる。  
電子メールでの文書の送付の在り方については、今後、全国の自治体の見解等を調査し、その結果等を踏まえて検討することとした。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童扶養手当の受給資格者に関する転出入時の自治体間の情報連携については、児童扶養手当がひとり親家庭をはじめとする子育て家庭の生活を支える重要な制度であることから、迅速かつ正確な対応が求められており、手続きの遅れは市民生活に直接的かつ深刻な影響を及ぼします。  
しかしながら、昨今の郵便サービスにおける制度変更や配達日数の延長などの影響により、紙ベースの手続きでは情報伝達にかかる時間が増大し、実際に手当の支給が遅延する事例が発生しています。さらに、物価高騰による郵送費の上昇は、限られた財源の中で運営する自治体にとって、大きな負担となっています。  
こうした状況の下、電子メールや専用の情報連携システム等のデジタル手段を活用した情報共有の仕組みづくりによって、コスト削減、業務効率化が実現するとともに、市民の方への行政サービスの質も向上することが見込まれます。  
政府においても、「こども政策 DX 推進チーム」を中心に、デジタル技術の活用によって子育て世帯の負担軽減や地方自治体の事務効率化を図り、こども政策の質の向上を目指す取組が進められています。児童扶養手当に関する業務においても、この方向性と連動し、現場の実務を踏まえた具体的かつ実効性のある制度改善を求めるところです。

制度改善に向けた早期の対応が必要なことから、検討のスケジュールをお示しください。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【ひたちなか市】

国の取り組みとして公的手続き等のデジタル化を推進している観点から、本件についても円滑な移行を希望する。検討に当たっての課題等について、全国の自治体との共有を図っていただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

令和8年度に児童扶養手当に係る事務手続きについての調査を予定しており、その結果等を踏まえて、自治体間の電子メールでの文書の送付の在り方について検討をしてまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

(15)児童扶養手当法(昭36法238)

(vii)児童扶養手当受給資格者の転出入における地方公共団体間の文書の通知(施行規則20条3項)等を電子メールの送付により行うことを可能とすることについては、令和8年度中に調査した上で検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	134	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当における事実婚について同性パートナーも含まれ得るとすること

### 提案団体

米子市、神奈川県、鳥取県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的内容

児童扶養手当における事実婚の定義について、同性パートナーも含まれ得るよう制度の見直しを求める。  
具体的には「パートナーシップ制度の利用をもって事実婚の扱いとする」等。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

児童扶養手当法において、現状では同性パートナーがいることを前提とした記述が無いため、同性パートナーについて規制することが出来ない。

#### 【支障事例】

現在、同性の同居パートナーがパートナーシップ制度を利用している場合でも、現行の制度では「事実婚」とは認められないという状況が続いている。しかし、このことについて市民の方から不満の声が上がっており、平等な権利を求める声が高まっている。

#### 【制度改正の必要性】

昨今、ジェンダーレスの考え方方が広がる中で、パートナーシップ制度が一部では婚姻に相当する関係として公的に認められているにもかかわらず、実際には法的効力がなく、矛盾した状態が続いている。特に、児童扶養手当の制度では、パートナーシップを結んでいる人々が「ひとり親」として扱われ、パートナーは扶養義務者として認められないため、所得審査の対象にもならないという現実がある。

このような制度の不一致は平等な権利を求める市民にとって大きな問題である。制度の整合性を求める声が高まる中で、より公平で合理的な制度の見直しが必要だと強く感じる。

このような改革は、平等で公正な社会の実現に向けた一歩となると考える。

#### 【支障の解決策】

パートナーシップ制度を利用している場合、同性のパートナー同士が事実婚として認められるよう、見直しを行う。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、「受給者が女性の場合、男性との関りには厳しい制限があるのに、同性同士でカップルとして一緒に住んでいる場合でも手当を受け取ることができるのはおかしい」、「異性との同居がなくても事実婚として扱われ、手当を受けられなくなることがあるのに、同性同士のカップルにはそのような制限がないのは不公平だ」という意見があった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同性パートナーを事実婚として認めることができれば、市民の不満が軽減され、制度に対する信頼も高まると考える。それにより、対応にかかる時間も削減でき、より効率的で公平な運営が実現する。このような改善が進めば、市民一人ひとりにとってより安心できる環境が整うことになる。

## 根拠法令等

児童扶養手当法(昭和 38 年法律第 238 号)第3条第3項、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和 55 年6月 23 日児企第 26 号)1(1)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、豊中市、養父市、宍粟市、春日市、大村市

- 公平かつ適切な制度運用に向けて、社会動向を鑑みた制度の見直しが必要だと考える。
- 法の趣旨として、事実婚について同性のパートナーは対象としていないと考える。このため、同性のパートナーは扶養義務者に当たらないため、高所得でも所得要件に影響がなく、事実婚や扶養義務者の所得で支給停止となっている者との間で不平等さが否めない。
- パートナーシップ制度によって一部では婚姻に相当する関係として公的に認められている一方で、児童扶養手当上は事実婚に当たらないという扱いは矛盾があると考えているため、当提案に賛同する。

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当は、稼得能力の低下又は喪失に対する所得保障という性格を有する制度であるが、現時点では、同性の事実婚家庭に対しては手当を支給することとしている。  
同性パートナーとの関係を「婚姻」として扱うこととすると、現在受給できている者が受給できなくなる不利益変更となることから、慎重な検討が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、同性のカップルに対しては、児童扶養手当制度において事実婚と同様の関係性があったとしても、制度上その関係が認められず、受給資格は継続され、パートナーは扶養義務者にすらあたらないとされている。これは、同性パートナーとの生活実態が明確であるにもかかわらず、異性間の事実婚とは異なる扱いをされているという点で、重大な制度的矛盾を抱えていると考える。  
司法においては、自治体のパートナーシップ制度の利用を「事実婚に準ずるもの」として認める判断が複数示されており、さらに、同性カップルを法律婚の制度から排除することが憲法第 24 条および第 14 条に反する（違憲である）との裁判所の見解も出されている。  
こうした判断を受けて、市民からは「同性か異性かということだけで扱いが異なるのは不公平だ」との声が多数寄せられており、児童扶養手当のような家族支援制度においても、同性カップルが事実婚とは扱われない現状は看過できない状況である。  
制度改正について「慎重な検討が必要」とされているが、同性カップルの関係性は児童扶養手当の受給資格になにも影響がないとする現行制度に対して、「公平性を欠いている。」と感じている市民が存在する以上、社会情勢や司法判断からも、早急な検討が必要と考える。  
制度の在り方について、具体的な検討方針と今後の対応スケジュールを示すことを求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

現行法上、同性間の婚姻は認められておらず、同性同士の関係について同居協力扶助義務等の権利義務規定が適用されるとする判例・学説も確立していない状況であること、また、同性パートナーとの関係を「婚姻」として扱うこととすると、現在受給できている者が受給できなくなる不利益変更となることから、慎重な検討が必要である。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	135	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当における事実婚の取扱いの明確化

### 提案団体

米子市、福島県、神奈川県、鳥取県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的な内容

事実婚の定義を例えれば以下のように明確化し、機械的に判断できるようにする。

「住民票上同一住所に暮らしていなければ事実婚には当たらない。」

「受給中に妊娠し出産を希望する場合は事実婚があるものとして取り扱う。母子手帳の交付をもって出産の意志ありとする。」

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

事実婚に当たるかどうかの線引きが非常に曖昧である。制度によると「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係がある」「ひんぱんに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合には同居していないとも事実婚が成立しているものとして取り扱う」とあり、実態を十分に調査のうえ認定は慎重に行うこととしている。

#### 【支障事例】

現行の制度では、事実婚について、上記の基準が設けられているが、この基準が実際にどう適用されるのか非常に不明確である。実態を十分に調査したうえで慎重に認定することとしているものの、その曖昧さが受給者にとって不安を生む要因となり、その他の市民にとっての不満の要因となっている。

通報を受けて事実確認を行っても、ほとんどの場合、「同居なし。頻繁な通いなし。金銭のやり取りなし。事実婚には当たらない。」と主張される。生活実態をもとに個別に判断することになっているが、プライバシー保護の観点からも十分な調査権はなく、実態を確認できるに至らない。そのため、調査に時間を費やしても、多くが最終的には受給者の証言を信じざるを得ない状況となる。

さらに、中には未婚のまま同じ異性の子どもを複数回出産している方もおり、その場合でも上記の主張をされる受給者がいる。また、証拠を隠すために金銭のやり取りを手渡しで行い、同居していても住民票を動かさないなどの手段を取っている受給者も一定数存在する。現地調査の結果、明らかに同棲していると思われたが、「たまに来る友達である。物を置いてはいるが住んだり寝泊まりはない。」これは実際にあった受給者の証言の一例であるが、これが真実であるかどうかを確定する根拠はどこにもない。

#### 【制度改正の必要性】

事実婚の取扱いが非常に曖昧で、現在の調査権限では実態を十分に把握することが難しいのが現実である。仮に調査を行ったとしても、確固たる証拠にたどり着く可能性は低く、ほとんどの場合、事実婚として認定されることはない。このような成果の上がらない調査に多くの時間を費やすことで、他の業務に支障をきたしているのが現状である。

さらに、各市町村がそれぞれの判断で事実婚を取り扱うとなると、市町村間で基準に差が生じる可能性があり、制度の公平性や一貫性にも影響を与える恐れがある。これにより、市民からの不安や不満が生じることも考えられる。

### 【支障の解決策】

例えば、事実婚について明確な定義が示されれば、調査にかかる時間が大幅に減り、より効率的に対応できるようになると考える。また、事実婚の取り扱いについて市町村間での差異が生じにくくなり、制度の公平性も保たれる。これにより、市民の不安や混乱も減り、より透明で信頼性のある運用が可能になると考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

通報者からは、「勇気を持って通報しても、結局受給者の嘘が信じられ、何も状況が変わらない。」「大した調査もしないのであれば、通報する意味がない。」「明らかに不正受給があるのに、なぜその受給が継続されているのか。」「自分たちが納めた税金をきちんと使ってほしい。」といった強い意見があった。

一方で、受給者からは「少し異性と会うと通報される。ひとり親は異性と会うなということか。」「交際相手がいて、事実婚にならないよう気を付けているが、事実婚の定義がはっきりせず、不安を感じる。」といった意見があった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童扶養手当の事実婚の取り扱いが明確化されれば、調査にかかる時間が短縮され、業務がより効率的に進められるようになる。また、各市町村での事実婚に関する取り扱いに差が生じづらくなり、市民への対応も一貫性を持ちやすくなる。このような明確な線引きができれば、制度がより公平でわかりやすくなり、市民にとっても安心できる環境が整うと考える。

### 根拠法令等

「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」(平成27年4月17日付け雇児福発0417第1号)、児童扶養手当事務処理マニュアル(令和6年11月こども家庭庁支援局家庭福祉課)、児童扶養手当における事実婚等の取扱について(令和6年3月28日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、館林市、柏市、相模原市、富士市、半田市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、宍粟市、高松市、佐賀県、熊本市、特別区長会

○事実婚にあたるかどうかについては、現行の制度で定められている事実婚の基準に基づき、自治体ごとに個別に判断することとなっているが、明確な線引きがなされていないため、受給者から「交際相手がいるが手当は受けられなくなるのか。」「どのくらいの頻度で会っていたらダメなのか」といった相談や第三者からの通報に対する対応に苦労することも多い。通報を受けて調査を行い、事実確認を行った際にも本人より「同居なし・金銭の援助なし・事実婚には該当しない」「交際していない、ただの友達」という主張をされた場合、最終的には本人の申立てを信じて判断するしかない状態である。過去には事実確認の際に上記のような主張をした数週間後に婚姻による資格喪失に至ったケースや、知人より「市役所に同棲がばれそうだったけどうまくごまかせた、と本人が言っていた。厳正な調査・判断をしてほしい」といった情報提供があったこともあった。適正な受給について周知は行っているものの、正直に言ったら損をして黙っていれば得をするという状況になってしまふことを否定できず、成果の上がらない調査に多くの時間を費やしている現状がある。そのため、提案のとおり事実婚の定義が明確化されることにより、事務時間の短縮、公平で一貫性のある対応が可能になることが期待される。

○昨今では、WEB上にて検索し、こども家庭庁発出令和6年3月28日付事務連絡「児童扶養手当における事実婚等の取扱について」の別紙等を確認し、「～していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため～確認されたい」といった文言により「～している」状況であっても事実婚は成立していないとこども家庭庁が通知を出しているのに事実婚と認定するのは自治体の違法行為だというような問い合わせ事案が発生している。「～していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えない」とされているのみでその他の生活状況や居住実態、生計同一関係等も含めて確認し、審査される旨を案内するもトラブルになることが多い。誤解や認識の齟齬を生みかねない不明確な基準の事務連絡は早急に内容を改めることとし、明確な基準を設けることが必要と思われる。

○提案団体が示す支障事例にもあるように、現行法においては事実婚の取扱いが非常に曖昧で、現在の調査権限では実態を十分に把握することが難しい。事実婚について明確な定義が示されれば、実態把握の迅速化が図られ、また、事実婚の取り扱いにかかる市町村間の差異が生じにくくなり、制度の公平性を保ちながら、より

効率的に事務が執行できるようになると考える。

○事実婚の取扱いが明確化されることで、より公平な審査を行うことができ、児童扶養手当制度の安定的な運用につながるため。

○国の事務処理マニュアル等において、事実婚の定義について示されているものの、「ひんぱん」や「定期的」といった表現であり、具体的な日数等が明示されていない。そのため、情報提供を受けた上でひとり親調査を実施しても、事実婚に該当するか否かの判断に苦慮している。

○事実婚の定義についての線引きが曖昧であるため、当市でも事務に支障が生じている。支障事例として、複数回通報があった受給者について自宅訪問による調査をした際に、受給者が不在を装い調査に応じないことや、聞き取りをした内容について真偽を判断する根拠がなく、受給者の証言を認めざるを得ず、事実婚ではないと判断したケースがあった。調査では最終的に本人の証言により判断しなければならないことが多く、事実婚に関する明確な基準がないため、受給者の認識の違いで不平等が生じることもある。対策として、市町村担当者向けの事実婚に関するチェックリストをつくり、事実婚の該当基準を明確化していただきたい。例えば、受給者の証言で確認可能である、面会の頻度や生計の援助などの項目、また、担当職員の調査により客観的に確認が可能な項目（車や住宅の所有者など）を複数つくり、基準の数に該当する場合は事実婚とみなすなどして、事実婚の基準を明確化していただきたい。

○事実婚の定義が、明確に示されていないことにより、自治体間で判断に差が生じている。受給者からも基準を統一してほしいとの意見をいただくことがある。また、事実婚の定義として挙げられている「ひんぱんに定期的な訪問があり」の部分については、どれくらいの頻度が該当するのかとの問い合わせがある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより、公平でわかりやすい制度となることが見込まれるため。

○実際に通報による訪問時、男性がでてきたが、本人に確認したところ、たまたま来ているだけで、頻繁な訪問はなく、生計の援助もないとのことだった。前記のように、事実確認はとても難しく、受給者とのトラブルになり、受給者自体が地域で誤解を招くようなこともある。受給中の出産等、本人申し出によらない基準は設けられたい。

○通報を受けて事実確認を行っても、ほとんどの場合、実態を確認できるに至らない。調査に時間を費やすだけで、結局は受給者の証言を信じざるを得ない状況となる。

## 各府省からの第1次回答

事実婚の認定については、原則として同居していることを要件とするが、頻繁に定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合等には、同居していないとも成立しているものと取り扱うよう、判断基準をお示ししている。また、事実婚等の取扱いについては、令和4年度の地方分権提案に基づき、令和6年3月に事務連絡をお示ししたところ。

児童扶養手当の認定を行う際には、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断を行えば、受給者に不利益な判断になるケース等も想定され得るため、受給資格者等の生活実態を確認した上で判断いただき、引き続き、適正な支給手続きを行っていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の回答では、事実婚の認定に柔軟な判断を求める姿勢が示されているが、内容は抽象的かつ定型的で、現場の実務上の困難に十分に対応しているとは言えない。また、市民も基準の不明確さにより認定の判断に困惑し、不満を抱くケースが多く、実際に市民からも具体的で明確な指針の提示が求められている。

「生活実態を確認の上で判断」と示されているが、一方で受給者のプライバシーの保護を最重要としており、実際の運用現場では、受給者の私生活に踏み込んだ調査を十分に行うこととの矛盾が生じている。

自宅等への立ち入り検査を行う場合は、受給資格者の同意を得て行う必要があり、受給者が調査前に不都合な事実を隠したり、あらかじめ説明内容を準備した上で対応することも可能となり、調査側が実態を十分に把握できないまま判断を迫られるケースが少なくない。その結果、調査を実施しても、同一受給者において何度も通報がくる場合がある。

加えて、調査に応じないことをもって、ただちに受給資格を取り消したり、支給を停止したりすることはできないため、疑義があっても、確たる証拠を得られなければ認定判断ができず、現場職員の負担や判断のばらつきにもつながる。

「形式要件に依らず個別判断を」とする国の方針は市町村に判断を委ねるものであり、事実婚という実態把握を求められることにより、自治体の現場職員は過重な負担と不安を強いられている。このため市民側も基準の曖昧さから説明不足や判断のばらつきに困惑し、不満が生じており、信頼関係にも影響している。

については、国において、各自治体での困難事例の照会や質疑等による事実婚の判断に係る具体的な事例を取り

まとめ、自治体の認定に当たっての指針の作成を求める。

なお、令和6年3月に示された事実婚の取扱いの判断基準は、確認すべき項目について示されたものであるが、実態としては、本人の同意がなければ、関係者に話を聞くことも現地を確認することも出来ない状況であり、どの項目も確認が困難である場合が多い。事実婚の取扱いについて変更がないのであれば、指針を示される際には、具体的な確認方法等まで示すことを求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【花巻市】

事実婚の判定について、最低限充足されるべき要件等について、引き続き検討願いたい。

##### 【ひたちなか市】

事実婚の認定については、受給者の申告内容が前提として、その後の自治体の調査等により確定するものと理解するが、自治体の審査がより円滑に、適切に進められるよう、さらに踏み込んだ判断基準の提示をお願いしたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

児童扶養手当の認定を行う際には、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断を行えば、受給者に不利益な判断になるケース等も想定され得るため、受給資格者等の生活実態を確認した上で判断すべきである。その上で、事実婚の判断等の参考になるような QA の充実等について検討を行う。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁】

###### (15)児童扶養手当法(昭36法238)

(i)児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、事実婚の判断等の参考となる文書を、地方公共団体に令和7年度中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	136	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当、特別児童扶養手当における、職権処理が出来る業務の拡充

### 提案団体

米子市、鳥取県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者について、氏名変更、住所変更及びそれに伴う所得状況(扶養義務者)の変更を公簿で確認出来た場合、届出がなくとも職権での処理を可能とするよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

昭和48年児企第28号第8問10(通知)において、職権で処分できる範囲について「支給要件に該当していない事実が戸籍謄本等の公簿等により確認できるときである。」と示されている。

#### 【支障事例】

現在、資格喪失に関する部分のみ職権で処理できるとなっているため、氏名変更や住所変更の確認を公簿でできた場合、受給資格者本人に手続きを促しているが、多くの時間と手間がかかっている。受給資格者には届出をお願いしているものの、なかなか手続きをしていただけない方も少なくなく、手続きが滞ってしまう現状がある。また、届出を促すために返信用封筒を添付して郵送する場合もあり、その分の余分な費用が発生していることも大きな問題である。

さらに、受給資格者からは「同じような手続きを何度もしなければならない」という不満の声が寄せられている。

#### 【制度改正の必要性】

届出を出すだけの簡単な手続きにもかかわらず、その案内に手間や費用をかけなければならない現状がある。手続きをしていただけない方も少なくなく、対応に時間とコストがかかっているのが実情である。こうした無駄な負担を減らすために、より効率的な方法を検討する必要がある。

#### 【支障の解決策】

公簿で氏名変更や市内転居等が確認できた場合、電話などで受給資格者本人に(公簿の内容と実態が一致しているか等)確認ができれば届出がなくとも職権処理が可能となれば、手続きをしていただけないため処理ができないという問題が解消され、郵送にかかる費用も不要となり、より効率的に対応できるようになる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

受給資格者からは、「市民課でしっかり手続きしたのだから、その情報を共有してほしい」「同じ市役所内で何度も同じ手続きを繰り返させないでほしい」という意見を頂いている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

氏名変更や住所変更、それに伴う所得状況の変更について、公簿で確認できる場合に職権で処理できるようになれば、受給資格者が手続きをしないために変更処理が滞ることがなくなる。これにより、受給資格者に繰り返

し同じ手続きをお願いする必要がなくなり、手続きの負担が軽減される。  
さらに、手続きを促すためにかかっていた手間や時間が削減され、業務が効率化されるとともに、郵送費用も削減できるため、無駄なコストを抑えることができる。

## 根拠法令等

昭和 48 年 5 月 16 日児企第 28 号第8問 10  
(こども家庭庁支援局家庭福祉課作成)児童扶養手当事務処理マニュアル令和6年 11 月版 P147

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、ひたちなか市、長野県、豊田市、滋賀県、豊中市、茨木市、養父市、宍粟市、春日市、佐賀県、大村市、特別区長会

○児童扶養手当は、氏名変更等職権にて行っていない為、受給者へ連絡し、提出の指導を行うが、受給者が忘れてしまったり、そもそも連絡を取れない等時間を要する。特別児童扶養手当では、同様の事象が発生した際、受給者が外国人だったため、意思疎通を取るのが難しく、来庁するまでに時間を要した。  
○提案団体が示すように氏名変更や住所変更を公簿で確認できる場合に職権で処理できるようになれば、受給資格者の来庁の負担を軽減させることができ、あわせて、市の業務効率化を図ることができる。  
○変更に伴い必要な情報が公募で取得可能な場合は、受給資格者の手続きに係る負担軽減のため、職権で処理できる範囲の拡充を提案したい。  
○職権でできることは迅速な処理につながる。  
○申請者の負担が軽減するほか、市の事務負担が軽減も図られる。  
○市民への連絡等、手続きが完了するまでに手間が多い。市民には区民課での手続きと同様の手続きをしてもらうことになるため、市民にとっても手間である。

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当については、転居等の実態に応じて、その機会に必要な手続きや相談支援を行っており、受給者にとって転居に伴う手続きを省略することのデメリットが大きいと考えられるところ。  
そのため、職権での処理を可能とするかどうかについては、職権で対応できる範囲を拡大する場合の課題や問題の有無等について、各自治体の見解等を調査し、その結果等を踏まえて検討してまいりたい。  
同様に、特別児童扶養手当の手続きについても、職権で対応できる範囲を拡大する場合の課題や問題の有無等について、各自治体の見解等を調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答では「転居に伴う手続き省略によるデメリットが大きい」とされたが、必ずしも転居に伴って全受給者が手続を行う訳ではないこと、また、相談支援も個別対応であるため、転居に伴う手続を省略することについてデメリットがあるとは言いがたい。むしろ、今回の提案が実現することは、公簿による確認で職権により児童扶養手当にかかる手続を省略するものであり、必要に応じた個別確認等は引き続き可能であることから、現行の相談体制に影響を与えることなく、申請者の利便性向上及び自治体の負担軽減が図られるものである。  
また、第一次回答の主張は、住民の負担軽減や手続きの簡素化という視点で行政のデジタル化(DX)の理念と乖離する。当市は、国の推進する DX を重要施策と位置づけ、住民サービス向上と業務効率化を目的に取組みを進めており、転居情報などは住民基本台帳システムで管理されている。担当者はシステムで容易に確認ができることから、本市の求める措置が可能となれば、特段の大きな課題なく、受給者の負担軽減と行政側の業務効率化・郵送等によるコスト削減を実現することができると言える。  
なお、「各自治体の見解等を調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。」と記載いただいている件については、調査に係る具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

児童扶養手当受給資格者については、実態が伴わない住所変更や手当支給口座名義の変更を伴う氏名変更

など公簿だけでは確認できず、別途書類の提出が必要な場合があるため、受給資格者への確認が不可欠であると考える。

したがって、受給資格者へ確認をしたうえで、変更内容が公簿のとおりかつ別途書類の提出が不要な場合は、職権での処理を可能とすることで郵送料金の削減や事務の効率化を図ることができる。

なお、受給資格者への確認を必須とするのであれば、その聞き取りの内容に応じ、追加で必要な手続きや相談支援について案内することも可能である。

また、対象児童の氏名変更についても同様に職権での処理を可能とするよう見直しを希望する。

#### 【茨木市】

特別児童扶養手当の受給者台帳は、市が発行する住民票情報を元に府で整理されているが、DV等の事情を市で把握していない限り、市で確認した公簿の内容のほかに受給者が証明し、または申し立てるべき事由がなく、申請書の作成は受給者及び市にとって事務負担のみがあるように思われます。

DV等、公簿のみを参照する対応が適切でない事例も考えられますが、そうした事情は市で把握しており個別対応も可能であることから、職権対応への支障とはならないと考えます。

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

### 各府省からの第2次回答

児童扶養手当に係る事務手続きについては、令和8年度に調査を予定しており、その結果等を踏まえて、職権で対応できる範囲の拡大について検討をしてまいりたい。

また特別児童扶養手当についても、令和7年度に調査を予定しており、その結果等を踏まえて、職権で対応できる範囲の拡大について検討してまいりたい。

### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

#### 4【こども家庭庁】

(15)児童扶養手当法(昭36法238)

(vi)受給資格者の氏名変更等(施行規則5条及び6条)の際、職権による処理を可能とすることについては、令和8年度中に調査を行った上で、検討し、令和9年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### 4【厚生労働省】

(42)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)

(iv)受給資格者の氏名変更等(施行規則5条及び6条)の際、職権による処理を可能とすることについては、令和7年度中に調査を行った上で、検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	164	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能とすること

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

支給決定期間を3年間とする介護給付等について、支給申請の翌年度以降は、申請者が改めて利用者負担減額・免除等申請書を提出することなく、年度ごとに負担上限月額を職権で決定することができるよう、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(厚労省事務処理要領)」の改正を求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

申請に係る認定手続として、厚労省要領が、「原則として、(障害者総合支援法第20条第1項の)支給申請時に、申請者から【略】-利用者負担額減額・免除等申請書(様式例では、申請者の利便等に鑑み支給申請書と一本化している【略】-)の提出を受け、負担上限月額の認定を行う」とされ(厚労省要領112頁)、「認定した負担上限月額の適用期間は【略】-支給決定の有効期間が1年を超える場合にあっては【略】-1年ごとに見直しを行う」としている(厚労省要領112頁)。

また、厚労省手引きにおいて、「現在すでに障害福祉サービス等を利用している障害者等については、(所得)区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要」とされている。

#### 【支障事例】

現行制度に伴い、これまでには、障害者総合支援法第20条第1項の支給申請に対して、支給決定期間を3年間とする支給決定並びに適用期間を1年間とする負担上限月額の認定を行い、翌年度以降は、申請者に改めて利用者負担額減額・免除等申請書を提出依頼し、当該年度の負担上限月額の認定を行うとする運用を行ってきたが、申請書の提出を催促するも、提出されないまま、減免できないことがあり、その場合は最も高い利用者負担上限月額を決定せざるを得ないケースが生じている。負担上限月額を決定後に慌てて申請するも、翌月からしか変更できず、申請がされるまでの期間分は利用者に負担を強いることになる。また、職員も提出を促すため、利用事業所や相談支援専門員等、あらゆる連絡先に協力を求める等、業務の負担となっている。

※ 申請に必要な税情報については、自治体内システムまたはマイナンバー照会による確認可能

※ 施設入所及び療養介護における収入申告書の提出は必要

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

毎年度の利用者負担減額・免除等申請が不要となることで、利用者負担軽減

申請書提出の勧奨通知の作業削減及び未提出者への催促に係る業務負担軽減による行政の事務削減

## 根拠法令等

障害者総合支援法第20条第1項

厚労省事務処理要領「介護給付費等に係る支給決定事務等について(本提案様式において、「厚労省要領」と記載。)

「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き【令和6年4月版】」(本提案様式において、「厚労省手引き」と記載。)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、花巻市、ひたちなか市、船橋市、横浜市、浜松市、名古屋市、豊橋市、津島市、京都市、大阪市、寝屋川市、高知県

○当市では支給決定期間が3年のみのサービス利用者は、負担上限月額の認定機関は翌年6月末としており、当該時期に利用者約1,000人に申請勧奨を行っているが、未提出者への督促・書類不備等の確認が必要である。障害福祉サービス利用者数の増加に伴い、当該事務に係る時間外も一定程度生じており、事務の簡素化の観点から制度改正が必要と考える。

○当市では、自己負担上限月額の更新の際には、申請者への催促に加え、サービス提供事業者や関係機関を通じ、申請を出してもらうよう働きかけている。そのため、提案自治体よりも事務負担は大きく、当該提案が達成された場合、事務負担の軽減は大きいと考えられる。

○当市においても、利用者負担更新のみの申請は多く、この申請によって区役所の窓口や地域の相談支援事業所の事務を圧迫していると考えられる。

○当市においても、支給決定期間を3年間とする支給決定については、翌年6月に申請者に改めて利用者負担減額・免除等申請書を提出してもらうことで、適用期間を1年間とする負担上限月額の認定を行っているが、利用者へ負担を強いるとともに、障害福祉サービスの支給決定数は年々増加しているため、大きな事務負担となっている。

○申請漏れにより翌月利用できなくなる事例が発生している。また利用者負担軽減および行政事務削減のためにも必要と考える。

○障がい福祉サービス利用者が増加しているため、申請書提出の勧奨通知及び未提出者への催促に係る業務が負担となっている。

○国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則においては、各保険者等内での情報共有等の手法により、判定収入を各保険者等で把握できる場合、当該保険者等の判断で、申請書の提出が不要となっており、本件についても、介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能となるよう、柔軟な対応を求める。【国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号)】

## 各府省からの第1次回答

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第7条第3項において、「支給決定障害者等(法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)は毎年、前項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。」と規定されており、現行制度において、市町村が他の公募等により確認ができる場合は、申請書類の提出を省略させることができる。

また、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」や「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条第3項ただし書の規定により、申請書類の提出の省略が可能な場合にまで申請書類の提出を求めるものではないが、その趣旨が明確になるよう、記載内容について検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で規則第7条第3項に基づき「申請書類の提出を省略が可能」とされている点について、法令上省略が可能とされているのは、「算定のために必要な事項に関する書類」(=添付書類)に限られていると解される。そのため、年度ごとの負担上限月額を認定する際は、利用者負担減額・免除等申請書そのものも不要であると

明確にしていただき、介護給付等に係る負担上限月額については職権による決定が可能となるよう、柔軟な対応を求める。

また、回答いただいた記載内容の検討のほか、手引き記載の下線部分については、申請自体は当然求められると解されるため、記載の見直しを実施していただきたい。

「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」(令和6年4月版)P9抜粋

障害者等の申請により、どの区分に該当するか市町村等が認定する。(申請がなければ、基本的に⑤の世帯に該当するものとみなす。)現在既に障害福祉サービス等を利用している障害者等については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

##### 【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

申請書本体についても、省略することは可能であるとの理解でよいか。仮に申請書本体が省略できないならば、申請書本体についても省略を可能とすべきではないか。

要領や手引き等において、申請書類の提出省略が可能である旨を、明確化していただくとともに、地方自治体に対し、広く周知いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

介護給付等に係る利用者負担額の算定に必要な情報を他の公募等により確認ができる場合には、利用者負担減額・免除等申請書及び添付書類の提出がなくとも利用者負担額を決定できる旨が明確になるよう、今年度中に、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」及び「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」について、記載内容の見直しを行う。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁(18)】【厚生労働省(58)(iii)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額(施行令17条)の認定については、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項をマイナンバー制度における情報連携等によって確認できる場合、支給決定障害者等(5条24項)による申請書等の提出(支給申請時における申請書の提出を除く。)の省略が可能であることを明確化し、市区町村に令和7年度中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	171	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童相談所と里親支援センター間の守秘義務規定の除外の明記

### 提案団体

埼玉県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的な内容

児童相談所と里親支援センター間で情報共有することに関しては、児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されていることを通知等で明記すること。

### 具体的な支障事例

児童福祉法第61条では、児童相談所職員が正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らした場合の罰則を規定している。また、同法第11条第5項では、都道府県知事が里親に関する業務を委託する者の守秘義務を規定している。一方、児童相談所と連携して里親に関する業務を行う里親支援センターは、国が定める設置運営要綱で里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に関する情報を児童相談所から積極的に取得し、共有することとされている。児童福祉法の規定に基づき家庭養育を推進するにあたり、里親支援センターの活用は有効な手段であり、児童相談所と里親支援センターとの間での情報共有が必要になるところ、個人情報に関する守秘義務の規定が内面的な障壁となり、児童相談所と里親支援センターでの情報の共有を積極的に進めにくい状況がある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童相談所職員が里親希望者への訪問やヒアリングをする際に、個人の成育歴や財産状況までも把握しなければならないので、民間事業者である里親支援センターを同席させにくい状況がある。また、児童相談所における里親と児童の組み合わせを検討する会議では、里親と児童の性格や特性にまで言及する必要があるので、民間事業者である里親支援センターを会議に参加させにくい状況がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、児童相談所と里親支援センターでの情報共有が進み、児童福祉行政の充実につながる。

### 根拠法令等

児童福祉法第11条第5項、同法第61条、里親支援センター設置運営要綱6(2)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、さいたま市、養父市

○提案の実現により、児童相談所と里親支援センターでの情報共有が進み、児童福祉行政の充実につながる。  
○個人情報保護法上、個人情報を取得した利用目的の範囲内であれば提供は可能とされているものの、里親の相談内容の情報など目的の範囲内か否かを切り分けることが難しく、慎重な判断をせざるをえない。当県においては、里親の同意を得て情報共有をしている。同意を得られない里親の情報が共有できず、里親支援センターによる適切な支援が困難な状況。この場合児童相談所による支援が中心になるが、同意した里親と比較して、支援が希薄になる可能性が高い。

#### 各府省からの第1次回答

里親支援業務を実施する上で、児童相談所と里親支援センター間の積極的な情報共有等の連携は重要である。里親支援業務で知り得た情報については、里親等の個人情報も多く含まれており、里親等の権利の保護の観点から、児童福祉法等において児童相談所職員や里親支援センターの業務を委託した者には当該業務で知り得た情報について守秘義務がかかるなどを規定しているが、里親支援業務の円滑かつ充実した実施のため、業務上必要な範囲内の情報については本人の同意がなくても情報共有することが可能である。この点、児童相談所から里親支援センター等に対して里親等支援に当たり必要な情報を共有すること等については、「児童相談所運営指針(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知)」や「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン(令和6年3月29日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知)」等において、既に自治体の皆さまにお示ししていることから、新たに通知を発出する必要性はないと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの御回答については、当県においても承知しているところである。しかし、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン(令和6年3月29日付こ支家第185号こども家庭庁支援局長通知)」においては、VI業務の実施方法の項目において、個別の事業において児童相談所と里親支援センター間で必要な情報を共有すること等が可能であることが示されているが、両者間の情報共有が包括的に児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されることまでは明記されていない。このことが児童相談所職員や里親支援センター職員の内面的な障壁となり、児童相談所と里親支援センターにおいて情報共有を積極的に進めにくい状況が生じている。

今回の回答において、「里親支援業務の円滑かつ充実した実施のため、業務上必要な範囲内の情報については、本人の同意がなくても情報共有することが可能である。」との回答をいただいているが、類似の支障は他団体も抱えていることが推察されることから、広く周知する意味で上記の支障を踏まえた通知の発出を求める。例えば、児童虐待防止法では、第5条第4項において、「前項の規定をその他の守秘義務に関する法律の規定は、第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定している。今回、少なくとも通知において、里親、里子、実親に関する情報についても、このように明示されるならば、児童相談所と里親支援センターとの連携を現場において、より進めやすくなると考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

#### 各府省からの第2次回答

里親支援業務を実施する上で、児童相談所と里親支援センター間の積極的な情報共有等の連携は重要である。一方で、里親支援業務で知り得た情報の中には里親等の個人情報も多く含まれており、それを何の制限もなく提供できとなってしまうと、当該里親等の権利を害する恐れがあるため、児童福祉法等で児童相談所職員や里親支援センターの業務を委託した者には当該業務で知り得た情報について守秘義務がかかるなどを規定している。

しかし、業務上知り得たあらゆる情報を提供してはならないとなってしまうと、里親支援業務の円滑かつ充実した

実施が困難になってしまうため、業務上必要な範囲内の情報については本人の同意がなくても情報共有することは可能である。

このことについては、「児童相談所運営指針(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知)」や「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン(令和6年3月29日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知(別添))」等において、既に自治体の皆さまにお示ししているところである。

また、どのような情報が児童福祉法等の守秘義務の例外に当たるかは個別のケースによって異なるため、国として具体的にお示しすることは困難である。

したがって、児童相談所と里親支援センター間の積極的な情報共有を行っていただくよう既に周知しているところであり、里親支援事業で知り得た情報をどこまで共有するかについて国が一律にお示しすることは困難であり、各自治体内で調整いただくことが望ましいと考えており、新たに通知を発出する必要性はないと考えているところではあるが、状況に応じて検討してまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁】

###### (2)児童福祉法(昭22法164)

(vi)児童相談所(12条3項)及び里親支援センター(44条の3第1項)との間における個人情報等の情報共有の在り方については、児童相談所や里親支援センターの事務の負担軽減や円滑化に資するよう、地方公共団体からの相談に応じる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	182	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当の様式に個人番号を記載した場合は所得額の記載を不要とすること

### 提案団体

春日市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的内容

児童扶養手当法施行規則に規定されている「児童扶養手当認定請求書」等について、現在、個人番号(マイナンバー)を記載する欄の他、受給者や配偶者、扶養義務者の所得額を記載する欄があるため、個人番号(マイナンバー)とともに所得額も記入する必要がある。

情報連携により所得額を把握できることから、「児童扶養手当認定請求書」等に個人番号(マイナンバー)を記載した場合は、所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。

### 具体的な支障事例

情報連携により所得額を把握できるにもかかわらず、「児童扶養手当認定請求書」等に個人番号(マイナンバー)とともに所得額も受給者が記入する必要がある。

様式上は受給者が所得額を記載することになっているが、実態は課税証明書を添付しないため受給者が自力で記載することは困難で、代わりに職員が課税情報を確認している。

また、現況届の提出時期は、毎年短期間に多数の届出があり、市町村の負担が大きくなっている。市町村で事務に1件あたり3分かかるとした場合、当市では1,000件程度の届出があるため、50時間( $3 \times 1,000 \div 60$ )の業務が軽減されると考えられる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童扶養手当認定請求書等の所得額の記入を省略することで、申請者の負担軽減とともに、市町村の事務量の削減に繋がる。

### 根拠法令等

児童扶養手当法施行規則

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、館林市、川崎市、燕市、津島市、滋賀県、宍粟市、熊本市

- 当市においても、提案団体と同様に受給者が所得額を記載することになっているが、課税証明書の添付を求めていないため、受給者が窓口で記載することは困難である。本人に代わり担当職員が課税情報を確認しているのが実態である。様式の見直しについて検討の余地があると考える。なお、当市における現況届の提出は、令和6年度の事績として1,124件となっている。
- 当市においても同様の事務を行っており、市民の負担軽減及び事務負担軽減の観点から、提案に賛同する。
- 現状は職員が課税状況等で確認を行っている。

#### 各府省からの第1次回答

「児童扶養手当認定請求書」(児童扶養手当法施行規則様式第一号)及び「児童扶養手当現況届出」(児童扶養手当法施行規則様式第六号)は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条による所得額を受給者が記載する様式となっており、その証明として、市町村長の証明書を添付するよう求めているが、情報連携が可能な場合には、添付の省略可能な書類としている。そのため、情報連携により所得額が十分に確認できる場合には、「児童扶養手当認定請求書」及び「児童扶養手当現況届出」において、受給者本人による所得額の記載は必ずしも必要ないと考える。(ただし、情報連携のみでは確認できない事項が含まれるため、必要に応じて添付書類を求め確認を行う必要がある場合もある。)

したがって、現行制度においても、所得額の記載を不要とする取扱いは可能であるが、その旨を明示化するなどの対応を検討していく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

求める措置について、現行制度で対応可能であるならば、必要となる条件等も含めその旨明確化し通知等により地方公共団体に対し十分な周知を行うことを求める。また、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

所得額の記載を不要とする取扱いが可能であることについて、速やかに明確化し、地方自治体に対し周知していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

現行制度で対応が可能である旨について、今年度中にQAなどで示せるよう対応を進めていく。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】  
(15)児童扶養手当法(昭36法238)  
(ii)児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)、児童扶養手当現況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)及び児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、マイナンバー制度における情報連携による所得情報の取得が可能な場合等は所得の記載を省略することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	195	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し

### 提案団体

徳島県、神奈川県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

障害者支援施設等災害時情報共有システムについて、以下の改良を求める。

- ・都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設(地域活動支援センター、小規模作業所等)も利用可能とすること。
- ・同一建物で複数のサービスを行っている場合、まとめてメールを送付し、被害情報もまとめての入力を可能とすること。
- ・事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすること。
- ・国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすること。

### 具体的な支障事例

次のような課題があることから、当県において障害者支援施設等災害時情報共有システムを十分に活用できず、いざ災害が発生した際に必要な情報を迅速かつ正確に収集することについて懸念がある。

#### 【課題】

- ・当該システムを利用できる施設は、「障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)」に登録・公表がなされている事業所のみとされており、対象外となる施設(地域活動支援センター、小規模作業所等)については、別の手段(メールやFAX等)により個別に被害情報の聞き取りを行う必要がある。
- ・「サービス種別」ごとに、対象事業所として登録されているため、同一事業所(建物)で複数サービスを行っている場合、重複したメールが届き、さらにそれぞれのサービスについて当該システムへの入力を行わなければならないため、被災した事業所に不必要的負担が生じるとともに、都道府県においても管内の被害情報を迅速に把握することにも懸念がある。
- ・事前入力できる「基本項目」が限定されており、備蓄物や非常用設備の供給可能時間など、都道府県において必要な情報を追加することができない。
- ・緊急時であったとしても、国の災害登録及び県からの報告依頼が完了しないと、事業所側からは、当該システムにアクセスできない。
- ・当該システムの施設情報一覧について、政令指定都市の情報を県が取得することができない(施設被災状況報告一覧は取得可能)。災害発生時には県が政令指定都市を含めた災害福祉支援に当たるが、平時から施設情報を収集するためには、その都度政令指定都市に依頼する必要があり、支障となっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

報告に係る事業所側の負担が軽減され、迅速かつ正確に、国・県・市町村における情報収集・共有ができるようになる。  
必要な情報を事前に登録しておくことにより、通信手段がない時にも、支援にあたって優先度をつけやすくなる。

## 根拠法令等

一

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、沖縄県

○WAM NET 登録のない事業所の被災情報取得が当システムにより可能となるため、迅速な支援につながる。

## 各府省からの第1次回答

都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設（地域活動支援センター、小規模作業所等）も利用可能とすることについては、可能な対応を検討したい。  
同一建物で複数のサービスを行っている場合のメールでの報告依頼及び回答方法については、現行でも複数の施設等について登録されているメールアドレスが同一であれば、一通のメールでまとめて被害状況報告依頼が送信されている。その上で、被害状況の報告については、同一建物内でも施設等ごとに被害が異なる場合があることから、まとめて報告することが適切か否かを含めて検討したい。  
事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすることについては、現在、非常用自家発電燃料・備蓄品（医療用マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋）の入力を行えるよう、システム改修を進めているところ。その上で、ご提案の具体的な内容に応じて更なる対応の要否を検討したい。  
国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすることについては、可能な対応を検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設も障害者支援施設等災害時情報共有システムを利用可能にすることについて、可能な対応を検討したいとのことであるが、迅速な災害対応には、全ての障害関係施設の災害状況を適時に把握することが必要であるため、登録・公表の対象外の施設においても被害情報を入力できるシステムの整備について、確実な対応をお願いしたい。  
同一建物で複数のサービスを行っている場合のメールでの報告依頼及び回答について、登録されたメールアドレスが同一であれば、一通のメールでまとめて被害状況報告依頼が送信されるとのことだが、その旨を明記したマニュアルを整備し、事業者がメールアドレスの登録方法を選択できるようにしていただくとともに、引き続き適切な報告方法についても検討いただきたい。  
事前入力できる項目について、現在システム改修を進められていることには感謝申し上げる。改修を進めるに当たっては、可能な限り、各地方公共団体の意見等を事前に調査し、それぞれのニーズに応えられるよう、必要な改修内容を吟味した上で実施をお願いしたい。  
国が災害登録を行った時点で、事業者のアクセスを可能とすることについて、可能な対応を検討したいとのことであるが、災害状況を迅速に把握するためには、都道府県からの報告依頼を待たずともアクセスできる環境整備が必要と考えるため、確実な対応をお願いしたい。  
また、いずれの検討事項についても、結論を出す時期とともに検討のスケジュールを御教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

現行の障害者支援施設等災害時情報共有システムは対象施設や事前入力項目が限定されていること等により、システムを活用した災害時の迅速かつ正確な情報収集・情報共有に懸念がある。自治体に不必要的負担を課すことなく、災害時に当該システムが効果的に機能するよう、所要のシステム改修を強く求める。

## 各府省からの第2次回答

都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設(地域活動支援センター、小規模作業所等)も利用可能とすることについては、1次回答のとおり、可能な対応を検討したい。同一建物で複数のサービスを行っている場合のメールでの報告依頼及び回答方法については、現行でも複数の施設等について登録されているメールアドレスが同一であれば、一通のメールでまとめて被害状況報告依頼が送信されている。この旨は、福祉医療機構による本システムのマニュアルにも記載されているところであるが、引き続き周知を進める。その上で、被害状況の報告については、同一建物内でも施設等ごとに被害が異なる場合があることから、まとめて報告することが適切か否かを含めて検討したい。事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすることについては、今年度は、非常用自家発電燃料・備蓄品(医療用マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋)の入力を行えるよう、既に仕様を確定しシステム改修を進めているところ。今回のご提案を踏まえて今後更なる対応の要否を検討したい。国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすることについては、一次回答のとおり、可能な対応を検討したい。結論を出す時期及び検討のスケジュールについては、令和7年度中に、各提案内容への対応可否について、検討の結論を得たい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(6)】【厚生労働省(8)】

児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

独立行政法人福祉医療機構が運営する障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、以下に掲げる事項に係る改修等について、その必要性や可否を含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・当該システムの利用対象施設に、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録・公表の対象外である施設を加えること。
- ・同一建物で複数のサービスを行っている事業所からの被災状況の報告について、迅速・適切な被災状況の把握のための報告方法や、現行の運用を改めて周知すること。
- ・事前入力できる項目について、各施設等における備蓄物等、都道府県において必要な情報を追加すること。
- ・被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、国による災害登録がされた時点で事業者が施設の被災状況について登録することを可能とすること。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	235	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化

### 提案団体

高知県、神奈川県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化(申請様式の簡略化および解説書の作成)

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が創意工夫をもって属性を問わない包括的な支援体制を構築する事を目的に、社会福祉法第104条の4に規定される重層的支援体制整備事業(以下、重層事業)が活用できる。

しかし、小規模自治体において、重層事業のメリットと事務手続きの負担感が天秤にかけられ、事務負担の増加を一因として当該事業の実施に至らなかつた事例がある。

#### 【支障事例】

重層事業交付金の申請書類(Excel様式)には、自動計算の関数や注釈が記載されているが、所要額算定様式E～K欄までの過程など難解な箇所が多く、新任の担当者が正確に理解することや決裁権者の適切な確認作業に相当な時間を要している。

また、当該事業の実施市町村数は年々増加していることに加え、令和7年度末で重層事業への移行準備事業が終了予定であることから、今後も事業実施を希望する市町村数の増加が見込まれる。

#### 【支障の解決策】

重層事業を活用した包括的な支援体制の整備を推進するためにも、当該交付金の申請等のデジタル化(例えば、デジタル庁が運営するJグランツの活用)を含めた事務の簡素化および申請様式の記載例や記載手順を示した解説書が必要である。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

#### 【事務的な負担が増加することを懸念して事業実施に至らない市町村数】

- ・R7年度事業未実施7市町村のうち事務負担の増を一因として事業(移行準備を含む)実施を躊躇:7市町村
- ・R7年度移行準備実施19市町村のうち事務負担の増を一因として事業実施を躊躇:11市町村

#### 【事務的な負担が増加することを懸念して事業実施に至らない市町村担当者の声】

- ・役場職員の人手不足により、新たな提出物が増えるだけでも苦しい状況であり、事業実施の検討に至っていない。
- ・事業の意義やメリットは理解できるが、事務的な負担が生じることとのバランスを考えると事業実施に至らない。

#### 【重層事業交付金申請手続きに係る重層担当者および決裁者の推定年間作業時間(R6)】

- ・県:約6時間×6市町=約36時間、約36時間×3手続き(※)=約108時間

- ・市町:約30時間×3手続き(※)=約90時間
- ※3手続き:事前協議、交付申請、実績報告
- ※上記時間には、様式等提出後の国からの疑義照会への対応時間を含む

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- 事業の実施を検討する市町村や新任職員が懸念する事務手続きの負担が軽減されることで、事業の活用促進が図られる。
- 各自治体における申請書類の作成時や記載内容の確認時に記載例や手順を確認できることで、事務的な誤りや国及び県への問い合わせ、国からの疑義照会に係る業務時間の削減、事務手続きの効率化が見込める。

#### 根拠法令等

- ・社会福祉法第106条の4
- ・重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮古市、花巻市、秋田県、相模原市、長野県、兵庫県、尼崎市、養父市、鳥取県、岡山県、笠岡市、山口県、高松市

- 当市は中核市として、すでに事業を実施しているが、当該交付における申請事務が難解かつ煩雑であり、処理に相当な時間を要している。
- 重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に位置付けられている各福祉分野の相談支援事業と地域づくり事業が重層支援体制整備事業交付金になるとともに、これらの事業について令和7年度から関係各課は既存の交付金には提出せず、この重層交付金で交付申請することとなる。今後、分野を横断した予算の枠組みの調整など、関係各課・機関との調整に相当な時間を要することが予想される。
- 既存事業補助金との連動が前提となっていることから厚労省側の担当係が11に分かれていることにより、多数の申請等の様式の作成～疑義照会～修正やりとりが煩雑。また、ミスが発生する可能性が高いことから、単一部局（社会・援護局）にて予算を確保する一括交付金とする又は補助金の一体化を廃止するなど事務の合理化を図ることを求める。
- 申請書類の作成時や記載内容の確認時に記載例や手順を確認できることで、事務的な誤りや国及び県への問い合わせ、国からの疑義照会に係る業務時間の削減、事務手続きの効率化が見込める。
- 当県内の市町村においても、交付金申請手続き等の業務負担を課題とする市町村や、交付金事務等のガイドライン策定を望む声があるところ。
- 当市においても、重層事業交付金の手続きに係る事務負担が増加していると認識している。特に、年々、交付金事務のスケジュールがタイトになっており、様々な部署で所管している事業をとりまとめる必要があることから、提案団体の求める措置内容は必要性の高いものだと考える。

#### 各府省からの第1次回答

ご提案については、これまでの自治体の負担軽減を図るために、様式に予め数式を入力するとともに、各様式において記入要領を示す等の取組を行ってきたところであるが、具体的な改善方法に関するご要望等をお示し頂ければ、引き続き、負担軽減を図るための方策について検討してまいりたい。

なお、重層的支援体制整備事業交付金の交付申請にあたっては、例えば高齢分野の3事業については、同事業を重層的支援体制整備事業として実施する場合でも、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業、包括的支援事業（社会保障充実分）の区分ごとに、重層的支援体制整備事業として実施する事業に要する費用とそれ以外の事業に要する費用の合計額が基準額以内となるようにする必要があるなど、関連する交付金等の申請状況を勘案する必要があり、制度の仕組み上、交付申請や交付決定の事務において、一定程度の複雑かつ時間を要する作業が生じざるを得ないものであること、デジタル化についても、重層的支援体制整備事業は4つの支援制度を束ねるものであり、各制度の見直しによりシステム改修が頻繁に（毎年度）行われることが想定され、システム改修による執行スケジュールの更なる遅れ、申請者の負担が増える可能性があること等も踏まえれば、費用対効果の面からも慎重な検討が必要であることにご理解いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

検討いただきとのこと、感謝。

様式への数式入力や記入要領の提示等、事務負担軽減に一定の対応がなされてきた点や、制度の仕組み上、申請事務等に一定の複雑性が伴うこと、デジタル化に伴うシステム改修を想定した場合の影響について理解できる。併せて、本事業は包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段・推進策であり、体制整備が進まなければ、重症化した複合課題等への事後的な対応により、かえって自治体の負担が増える可能性があるとも考える。したがって、本事業の申請事務等に係る一定の負担は、将来的な課題対応に要するコスト軽減につながる先行的な投資と捉えることもできる。

しかし、実際に事業を実施する自治体においては、タイトな執行スケジュールの中で申請事務、照会対応、それに伴う確認作業に多くの時間と労力を要している。特に、令和8年度から新たに事業を開始する自治体にとって、自動閾数や記入要領等の対応だけでは誤りが生じやすく、その結果、疑義照会事項が増えることも想定される。

つきましては、こうした状況を踏まえ、以下の対応を具体的に検討いただきたい。

① 様式記入例の作成：新たに事業を開始する自治体の新任者にとっても有用であり、不明点や誤記が減ることで、国、都道府県、市町村間における事務手続きの効率化が期待できる。

② 様式上における留意事項の可視化：様式記入例において、自動閾数セルにコメントを挿入・表示することで、作成者や決裁権者が確認すべきポイントを直感的に把握しやすくする工夫が有効である。特に、対象経費基本額の調整（施設の開設・廃止等による影響額を加味して按分率で補正する）過程は、自動閾数および記入要領だけでなく、様式記入例上での視覚的な補足が重要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【長野県】

現在、交付金実務上、一体的な交付金であるにも関わらず、事業ごとの事業費の流用（分野間、分野内問わず）ができず、確定に伴い生じる返還と追加交付の相殺もできない取扱いとなっている。

また、制度創設当初、既存事業補助金を一体交付するメリットとして、「総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要なくなり、事務コストが軽減されるとともに、補助金の使途につき指摘を受ける懸念が払拭される。→ 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。」

が挙げられていたが、現状の交付金の取扱いでは、事業ごとに事業費を算出せざるを得ないため、当初のメリットは達成されていないものと思われる。

貴省においても、既存事業補助金のうちの一部事業を抽出して一体的な交付金として制度設計していることによる事務上の支障があるのであれば、

・多機関協働事業等の既存事業補助金に該当しない事業については、単独補助金として申請を受け、既存事業の実施状況を確認した上で交付する

・既存事業補助金に該当する事業は既存事業補助金において申請・交付する取扱いとした方が事務が簡素化するのではないか。

申請方法等の取扱いが変更できないとしても、重層的支援体制整備事業交付金の制度上、他の補助制度の執行状況の確認が必要という点は理解した上で、執行スケジュールについては、貴省内部及びこども家庭庁と年度末に至らないよう調整することは可能なのではないか。

なお、申請方法や執行スケジュールの見直しができないのであれば、せめて当初想定していたメリットを達成するため、「包括的支援体制整備」「地域づくり」「多機関協働事業等」程度の事業区分単位で交付するなど、事業費の流用等を認める取扱いとするべきではないか。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化といったデジタル技術の活用、交付金事務の簡素化や記載例の提示などにより、住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

様式記入例の作成、様式上における留意事項の可視化については、御意見を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたい。

なお、今般の追加共同提案団体からの御提案については、御提案の内容も含め、重層的支援体制整備事業に関する様々な御意見があることは承知しており、包括的な支援体制の整備を更に推進する上で、どのような取組が適切か検討してまいりたい。

## 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(12)】【厚生労働省(24)】

社会福祉法(昭26法45)

重層的支援体制整備事業交付金(106条の8)の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、交付申請書等の記載例を整備するとともに、記入時の留意事項等を明示し、地方公共団体に令和8年中に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	243	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化

### 提案団体

石川県、神奈川県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【支障事例】

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の対象施設では同一敷地内、同一建物内で複数の医療・福祉サービスを提供することがあるが(特別養護老人ホームと老人短期入所施設、障害福祉サービス事業所と児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所、病院と介護医療院など)、これらの補助金の協議・査定・交付申請・実績報告においてサービスごとに金額を分けて提出することを求められており、事業者と自治体双方にとって負担が大きい。

#### 【支障の解決策】

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることで、書類作成に必要な事務負担が大幅に軽減される。なお、厚生労働省とこども家庭庁など複数の省庁にまたがる場合、国の予算上補助要綱が分かれている場合、補助対象サービスと補助対象外サービスが同一建物内にある場合など、金額の按分が必要な場合は、見積内訳書の項目毎に分けさせている現在の運用のほか、最終金額を床面積や定員で按分するといった、精緻ではなくとも合理的な方法での按分も認めていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者にとって書類の作成が難しそう、県が手伝わないと国への提出書類が整わない事例が多数あった。多数のサービスを実施している施設はどの範囲が補助対象となる施設かややこしく、後で対象外だったと発覚した事例があった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者、申請者をサポートする県、査定を行う国(厚生局と立ち合いする財務局)の事務負担の軽減及び業務効率化につながる。  
また、被災県を支援する他自治体職員の事務負担の軽減につながる。

## 根拠法令等

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金要綱、医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

○児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の手続きにあたり、同一事業所内にて複数のサービス（保育所及び一時預かり事業所）を提供していたため、サービスごとに金額を分けて算出した上で手続きを行う必要があり、業者及び自治体双方にとって負担が大きい。

## 各府省からの第1次回答

### 【こども家庭庁】【厚生労働省】

3府省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、ご提案の「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」に基づいて実施していたところであるが、現在は「こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年5月制定）」、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月制定）」に基づいて実施しているところである。

本調査要領においても施設ごとに実地調査報告書を記入することとしているが、施設によって補助対象の範囲や補助率が異なることや、施設ごとの被災状況を的確に把握し原状回復に要した費用に対して適正に財政支援していく観点からも引き続き施設ごとに応じて対応していく必要があると考えている。

一方、同一敷地内、同一建物内に複数の施設が復旧対象施設として含まれる場合、それぞれの施設ごとに金額を按分する必要があるが、状況に応じて床面積や定員で按分する方法を認めていたりする事例もあることから、それぞれの交付要綱で規定している内容を踏まえながら、事務負担が軽減できるような方法を検討して参りたい。

### 【財務省】

こども家庭庁及び厚生労働省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査は、従前は「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日付蔵計第2150号）」に基づき実施されていたが、こども家庭庁は令和6年5月、厚生労働省は令和6年6月、それぞれ制度の所管庁として新たに調査要領を制定し実施している。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、それぞれの調査要領の取扱いについて検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での申請者側に配慮した事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

協議額の算定は、1件につき、事業者や国とのやりとりで2週間程度を要することもある。とくに複合施設においては、施設区分が細かく設定されていたり、補助率が施設ごとに異なっていたりするため、書類の作成が煩雑となり自治体及び事業者にとって事務負担となり、迅速な災害復旧の妨げになっている。

このような実態を踏まえ、施設ごとに災害復旧費を算定する場合であっても、事務の簡素化を図るため、例えば、複合施設が社会福祉施設である場合は所管が異なる場合であっても補助率を揃える、さらには、給水管工事や天井壁紙張替えなど工事内容ごとにかかった費用を施設ごとに按分する方法ではなく、全工事にかかる費用を施設ごとに按分する方法を認める等、既存の要領や要綱の中での運用にとどまらず見直しを検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### 【こども家庭庁】【厚生労働省】

施設区分は各施設の目的や機能を踏まえて法令等に基づいて区分されており、被災施設の災害復旧費算定にあたっては、施設ごとの被災状況を的確に把握し、災害復旧に要した費用に対して適正に財政支援を実施する必要があると考えている。

こうした前提のもと、特に同一敷地内、同一建物内で複数の対象施設がある場合における災害復旧費算定等の事務が煩雑になっているというご意見を踏まえ、自治体及び事業者における書類作成の事務負担を軽減する方法を引き続き検討してまいりたい。

### 【財務省】

こども家庭庁及び厚生労働省が所管する補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、それぞれ主務省が制定する調査要領に基づき実施されていることから、主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、それぞれの調査要領の取扱いについて検討が行われているものと承知している。財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

## 令和7年の方針等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(25)】【財務省(8)】【厚生労働省(68)】

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、申請者及び地方公共団体の補助金手続に係る事務負担を軽減する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	244	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化

### 提案団体

石川県、神奈川県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等において、国土交通省や農林水産省の大規模災害時における災害復旧事業査定方針のように、緩和措置に関するルールをあらかじめ定めておくことを求める。

### 具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金において、被害の甚大さや被災自治体からの要望により、以下の措置が適用されたが、当該措置が適用されるまでは従前どおりの対応をとっていたことにより、例えば、被害件数が多いいため、見積もりを断られることなど、復旧工事の着手が遅れる要因となった。

- ・協議期間の延長措置(30日→60日)※発災から18日後
- ・机上査定基準額の段階的な緩和 ※発災から約5ヶ月後以降複数回
- ・補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用 ※発災から約5ヶ月後
- ・見積者数の緩和(複数必須→一定の条件のもと1者可)※発災から約5ヶ月後
- ・保育所の下限額の引き下げと協議期間の延長 ※発災から約5ヶ月後
- ・一定の条件のもとでのリモートによる机上査定 ※発災から約9ヶ月後

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者は被災後すぐ復旧にとりかかりたいが、どれくらい待てばどこまで緩和措置が適用されるかわからず、待っているうちに工事業者の予定が詰まってしまい、復旧工事の着手が遅れた。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緩和措置が事前にルール化されることにより、災害復旧の迅速化が図られる。

### 根拠法令等

令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設)(令和6年4月25日付財計第2497号)、令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(厚生労働省及びこども家庭庁所管補助

施設)(令和6年4月25日付事務連絡監査第1号)、令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について(令和6年5月13日付こ成事第467号、こ支総第48号)、令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費のリモートによる机上調査について(厚生労働省所管補助施設)(令和6年8月28日付大臣官房会計課長事務連絡)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

#### 各府省からの第1次回答

##### 【こども家庭庁】【厚生労働省】

これまでの災害を踏まえ、手続きの緩和措置についての対応を行ってきたところであり、お示しいただいた「具体的な支障事例」の緩和措置のうち、「補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用」については、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領(令和6年6月21日会発第0621第1号)」等により、「保育所の下限額の引き下げ」については、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について(令和5年6月20日こ成事333号)」により、「一定の条件のもとでのリモートによる机上査定」については、「厚生労働省所管補助施設災害復旧のリモートによる机上調査について(令和6年8月28日大臣官房会計課長事務連絡)」等により、災害の規模によることなく同様の措置を可能としたところである。

引き続き、被災地の災害復旧の着手に遅れが生じないよう、大規模災害が発生した際の事務簡素化の可能性について検討を進めていきたい。

##### 【財務省】

こども家庭庁及び厚生労働省が所管する補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、それぞれが制度所管庁として制定している調査要領に基づき実施されている。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、大規模災害時における手続きの簡素化に関する検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害においては、被災件数が多くなることから補助金の申請も多くなり、事務負担が増大する。また、見積業者への依頼も増えるため、見積書の入手が困難となるケースもある。

こうした実情を踏まえ、被災地の災害復旧の着手に遅れが生じないよう、大規模災害が発生した際には、直ちに事務簡素化や緩和措置等を適用していただくことで、自治体及び事業者双方の負担軽減になるため、協議期間の延長や机上査定額の段階的な緩和、見積者数の緩和について事前のルール化を改めて求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

##### 【こども家庭庁】【厚生労働省】

現場の実態を踏まえ、事前ルールを定めることによるメリット・デメリットを考慮した上で、被災地の災害復旧の早期着手のために必要な対応について、引き続き検討してまいりたい。

##### 【財務省】

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、大規模災害時における手続きの簡素化に関する検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(26)(ii)】【財務省(9)】【厚生労働省(69)(ii)】

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

激甚災害の指定があった場合における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、協議期間の延長や見積者数等の緩和措置をルール化するなどの災害復旧の円滑な実施に資する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	245	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の災害を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の要綱やマニュアル等の見直し

### 提案団体

石川県、神奈川県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

今後の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の手続き等がスムーズに行われるよう、能登半島地震の災害査定において発生した疑義の取扱いや、別途事務連絡で通知されている寄付金等の取扱い、今回問題となった二重災害における補助金の手続きや査定の方法などの取扱いについて、補助金要綱やマニュアル等に反映することを求める。

### 具体的な支障事例

令和6年能登半島地震、奥能登豪雨における、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の査定対応にあたり、二重災害における外構費用や諸経費の取扱い、査定方法、補助金の手続きなど疑義が発生し、疑義発生の都度、東海厚生局に問い合わせをし、解決を図っていたが、結論を得るのに時間を要した。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者からの問い合わせを受け、その都度回答したが、回答に時間がかかった。前の災害復旧工事が完了しないうちに次の災害が起きて被害が重複した事業所から協議の仕方を尋ねられたが答えられなかった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

疑義の判断が容易になり、問い合わせ対応もスムーズに行うことができ、災害復旧の迅速化につながる。

### 根拠法令等

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱、保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱、社会福祉施設等災害復旧費等の国庫補助の取扱い等について(厚生労働省関東信越厚生局)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

## 各府省からの第1次回答

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨については、半島という地理的な特徴を有する地域における災害であり、多くの建築業者も被災していたこと、また、大規模災害が同年中に2度発生したこと等、特殊な固有の事情も多く有していた。このため、災害査定における疑義照会や、寄付金等の取扱い、二重災害における補助金の手続きや査定方法などの取扱いの中には、全国的な制度として一般化するに馴染まない内容が含まれていることが考えられるため、それぞれの事項について補助金要綱等へ反映できる内容については精査が必要だが、ご提案を踏まえて、それぞれの事項について整理を行い、補助金要綱等に反映できるものがないか検討したい。なお、一部の事項については既に通知に反映している。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の災害査定を進める中で発生した疑義等のうち、2度の災害でそれぞれ被災した場合における査定済み又は補助金交付済みの施設や未査定施設の査定方法、補助対象の範囲、補助率などの取扱いは今後とも想定されうる事象であるため、要綱等に適切に反映いただきたい。併せて、迅速な事務運営のために一般的な対応マニュアルやQ&A、対応事例などを作成し、自治体へ情報共有いただくとともに、関係省庁とも共通認識を持って対応いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に係る災害査定における疑義照会や、寄付金等の取扱い、二重災害における補助金の手続きや査定方法などの取扱いについては、それぞれの事項について補助金要綱等へ反映できる内容については精査が必要だが、ご提案を踏まえて整理を行い、補助金要綱等に反映できるものがないか検討したい。

また、能登半島地震及び奥能登豪雨の対応や質疑応答を踏まえた質疑応答集の作成を検討したい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(26)(i)】【厚生労働省(69)(i)】

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和8年度中に質疑応答集を作成し、地方公共団体に通知する。また、以下に掲げる事項について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・寄付金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(平22厚生労働事務次官通知)等において明確化等の必要な周知を行うこと。

・協議等に係る様式の見直しなどの事務の簡素化

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	246	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書様式等の見直し

### 提案団体

石川県、神奈川県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

今後の災害対応がスムーズに行われるよう、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書の様式第2号を真に必要な項目のみに整理し、第1号様式に統合すること、また実地調査表について、見積書への朱入れのみとすることを求める。

### 具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の協議・査定において必要となる書類が多く、協議書の第1号、第2号様式に重複する部分もあり、転記に時間を要し、過大な事務負担であった。また、査定を行った際には、県が作成した実地調査表に査定結果の記載(朱入れ)を行うが、この実地調査表の作成に1施設あたり平均6時間前後の時間を要し、事業者とのやりとりも発生すると、2週間から3週間程度の期間を要すこともあり、多数の職員での対応が必要であった。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の事務職員が書類づくりに時間を取られ、他の仕事に割く時間が削られた。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議書等の作成事務が効率的になり、事務負担が軽減される。

### 根拠法令等

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領、児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領、保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領、厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領第12、こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領第12

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

## 各府省からの第1次回答

施設災害復旧費については、実地調査要領に基づく調査を実施することで被災施設を原形に復旧する費用を算出し、その一部を補助していることから、その協議書類等の見直しについては簡素化の観点と正確性の観点を併せ持つことが必要である。その上で、ご提案を踏まえて、施設災害復旧費における協議様式及び査定実地調査表についてどのような簡素化が可能か検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害においては、被災件数が多くなることから補助金の申請も多くなり、それに比例して見積業者への依頼も増えるため、見積書の入手が困難となるケースもあり、協議書類等の準備、作成は被災事業者及び自治体にとって負担となっている。また、見積書の数字を項目ごとに按分し実地調査表に転記する作業には、かなりの時間を要し、迅速な災害復旧を阻害している。

以上を踏まえ、例えば、協議様式の総括表と個票について、重複部分の記載を無くし転記を無くす、実地調査表については見積書の工事内容が少ないものであればそのまま実地調査表とするなど、書類作成の負担を軽減いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

重複する項目の整理・統合など、事務負担軽減は重要であるが、施設災害復旧費については、申請に対する査定を正確に行うとともに、その内容を正確に記録しておく必要があるため、簡素化と正確性の両方の観点からどのような簡素化が可能であるか、ご提案を踏まえて引き続き検討したい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(26)(i)】【厚生労働省(69)(i)】

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和8年度中に質疑応答集を作成し、地方公共団体に通知する。また、以下に掲げる事項について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・寄付金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(平22厚生労働事務次官通知)等において明確化等の必要な周知を行うこと。

・協議等に係る様式の見直しなどの事務の簡素化

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	247	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施スケジュールの見直し等

### 提案団体

石川県、神奈川県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の申請について、複数回(年3回程度)申請を受け付け、そのスケジュールについては余裕を持って申請準備ができるよう早期に周知していただくよう見直しを求める。

### 具体的な支障事例

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施は単年度、予算の範囲内の運用になっており、その申請期間を逃せば補助を受けられないこととなっており、令和6年能登半島地震、奥能登豪雨では、建物の復旧が進んでいないこと、見積り業者が見つからないこと等により申請をしたくてもできない場合があった。また、復旧事業費の国庫補助の実施に係る通知から交付申請書類の提出期限まで、約1ヶ月しかない場合もあった。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

建物の復旧が進んでいない場合や通電していないために設備が故障しているのか確認できない場合には、申請してよいのか判断がつかず、申請を諦めるケースもあった。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地でサービスを行う事業者の設備補助受給の機会確保

### 根拠法令等

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)交付要綱、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)事務取扱要領

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

## 各府省からの第1次回答

ご指摘の令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)については、被災した自治体及び介護事業者の補助金申請のための事務処理期間を確保しつつ、補正予算を早期に執行する観点から、補正予算案の国会提出後(令和6年12月9日)、速やか(同年12月11日)に、案段階での要綱等と提出期限を2月中旬とするスケジュールをお示ししたところ。

他方、申請期間が年度末の繁忙期となったことから、昨年度中の申請ができなかった介護事業者や令和7年度中に復旧する予定の介護事業者等にも配慮し、例えば、ご指摘の介護事業所・施設等復旧支援事業分の補助金に係る予算の一部を令和7年度に繰り越した。

令和7年度の執行に当たっては、令和6年能登半島地震の際の取扱いと同様、前年度に購入した設備についても補助の対象とすることを想定しており、被災地のニーズや個々の補助金の執行状況に応じて、複数回の申請期日を設定するなど、申請期間を十分に確保しながら、適切に執行していくこととしている。

引き続き、補助金申請の書類作成等のための期間を確保しつつ、被災地における介護サービス事業者等に必要な支援が早期に行われるよう柔軟な対応に努めて参りたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害復旧は、事業者ごとに被災規模や工事等の進捗状況が異なるため、補助金の申請のタイミングでは、施設の復旧工事が終了せず、補助金の対象となる設備を置く場所が確保できないことや見積業者が見つからず申請が困難となることもあり、実際に申請を諦める事業者もいた。

このような実情を踏まえ、予算限りの執行ということは承知しているが、申請期間をあらかじめ複数回設けるなど、施設の復旧に併せて、より柔軟に申請できる制度としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等については、当該補助金の趣旨や、関係予算の状況を踏まえたうえで、あらかじめ複数回の申請期間を設けるほか、必要に応じて追加の申請を受け付けるなど、被災地における介護事業所等の円滑な復旧が図られるよう、柔軟な対応を検討していく。

## 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(28)】【厚生労働省(70)】

児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金

児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、執行状況等を踏まえつつ、あらかじめ申請期間を複数回設けることや追加の申請を受け付けること、申請に係る事務連絡等を可能な限り早期に発出することなど、柔軟な対応を行う。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	269	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

公立幼稚園における預かり保育の共同保育を可能とすること

### 提案団体

浜松市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

### 求める措置の具体的内容

公立幼稚園が行う長期休暇中の預かり保育について、近隣の複数の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことを可能とすること。

### 具体的な支障事例

保育施設に関しては、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日事務連絡)等において、土曜日・お盆・年末年始等の利用児童が少ないとときには、近隣の保育施設が連携し、1箇所の保育施設で共同保育することが認められている。この場合、1箇所の保育施設で実施した場合であっても、各保育施設で実施したものと取り扱われる。

一方、幼稚園に関しては、長期休暇中に預かり保育を実施する際に、近隣の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育が可能であるかについては、示されていない。公立幼稚園については、地域における幼児教育環境の維持のため、過疎化が進む地域等でも運営を行っているが、園児数の減少が著しい。そのため、預かり保育についても、多くの日でごく少人数で行っているが、預かり保育を実施するには各園で最低2人以上の職員の配置が必要とされるため、預かり保育の事業の維持継続が困難になりつつある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公立幼稚園が長期休暇中に実施する預かり保育は、保育時間が朝から夕方までの長時間に及ぶ。しかし、個々の幼稚園ではいずれも預かり保育の利用者が少ないため、こども同士の交流を求める声がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

こどもにとっては、保育時間が長い長期休暇中の預かり保育であっても、共同保育により一定の集団の中で生活することで、他のこどもと関わる機会が持てることになり、こどもの成長につなげることができる。また、公立幼稚園の運営主体である地方公共団体にとっても、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことで、預かり保育を提供する職員体制が取りやすくなり、サービスの維持継続が可能となるだけでなく、預かり保育の実施日数を増やして保護者の利便性の向上につなげることができる。

### 根拠法令等

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)

児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号

子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、小牧市

—

## 各府省からの第1次回答

預かり保育をはじめとした教育課程に係る教育時間の終了後や長期休業期間中等に行う教育活動の実施にあたり、複数の施設が連携して1つの園で共同保育を行うことも、法令上は妨げられておりません。

ただし、幼稚園教育要領においては、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の実施にあたり、教育課程に基づく活動を考慮するとともに、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること等が示されています。

よって、複数の施設が連携して1つの園で教育時間の終了後等に共同保育を行う場合も、他施設に通っている児童と交流する活動の一環として考えていただくとともに、各園の担当者が児童の活動内容や健康状態等についてお互いに引継ぎを行うなど、緊密な連携を図っていただくようお願いします。

なお、1か所の公立幼稚園において、長期休業日、休日を含め、在籍児童とともに他園の児童を非在園児として預かる場合においては、一時預かり事業の対象とすることができる場合もあります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答に記載された、1か所の公立幼稚園で実施する一時預かり事業については、一般型一時預かり事業を指すものであると考えられる。この場合、保育従事者のうち2分の1以上を保育士として配置する必要がある。一方、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に基づく預かり保育（以下まとめて「預かり保育」という。）においては、保育従事者のうち3分の1以上を保育士または幼稚園教諭の普通免許状を有する者とする配置基準が設けられている。

以上を踏まえ、預かり保育を実施する幼稚園同士が共同で保育を行う場合には、一般型一時預かり事業との併用ではなく、複数の幼稚園が連携して1つの園で共同保育を実施することが可能であることを、制度上明確化することを求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

### 【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

## 各府省からの第2次回答

複数の幼稚園が連携して1つの園で共同保育を行うことは、法令上妨げられておらず、また、幼稚園における預かり保育の実施にあたっては、子ども・子育て支援法第59条に基づく一時預かり事業の要件を満たさない預かり保育によって実施することも可能です。

共同保育を行う場合には、各園の担当者同士で緊密に連携を図っていただき、適切に対応いただくようお願いします。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	270	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備基準の要件緩和

### 提案団体

浜松市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合において、専ら3～5歳児のみが使用する建物については、設備基準の要件緩和を行うこと。

### 具体的な支障事例

既存の公立幼稚園及び公立保育所の両方の建物を活用して幼保連携型認定こども園へ移行しようとした場合、旧幼稚園の建物については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が準用され、例えば、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置等が求められる。また、建築基準法では用途に応じた技術的基準が定められており、幼保連携型認定こども園に移行することで児童福祉施設の用途が適用されるため、旧幼稚園の建物には排煙設備や非常照明等が新たに必要となるケースもある。そのため、幼稚園及び保育所の両方の建物を活用する場合に、設備基準を満たすための改修工事等が必要になり、幼保連携型認定こども園への円滑な移行ができない状況となっている。

一方、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行の一つの方法として、既存の幼稚園と保育所の両方の建物を活用し、0～2歳児については旧保育所の建物を使用し、3～5歳児については旧幼稚園の建物を使用することが考えられる。このようなケースでは、旧幼稚園の建物については、利用者がそれまでの幼稚園と同じ3～5歳児であり、設備基準を幼稚園と同等の基準としていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

既存の公立幼稚園及び公立保育所においては、少子化等により園児数が減少しており、こども同士の関わりの機会などの幼児教育・保育環境を維持するため、近隣の公立幼稚園及び公立保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行してはどうかとの意見が出ている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存の公立幼稚園及び公立保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行することで、こどもにとっては幼児教育・保育環境が維持されること、保護者にとって選択肢が増えること、また、設置主体である地方公共団体にとっても幼保連携型認定こども園への移行が円滑にできるようになる。

### 根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市

○現時点で支障（幼保連携型認定こども園への移行）は生じていないが、今後、幼保連携型認定こども園への移行を検討する可能性も考えられ、そのような場合において、施設基準の要件緩和は必要であることから、提案に賛同する。

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園は、こどもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設であり、幼稚園と保育所とで基準が異なる場合には、保育所と同様に満3歳未満のこどもに対する保育を行い得るものであることも踏まえ、規制内容がより厳しい基準を適用することが必要であると考えている。そのため、3～5歳のこどものみが使用する建物であっても、幼保連携型認定こども園に移行する以上、ご提案のように設備の基準を緩和することは適切でないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

既に幼稚園においては、国の制度により乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や一般型一時預かり事業、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施が認められていることから、保育所の設備基準と比べて排煙設備や非常照明が無いなどの緩い基準が適用された幼稚園において満3歳未満のこどもが保育されている実態がある。関係府省からの第1次回答においては、幼稚園と保育所とで基準が異なる場合には、規制内容がより厳しい基準を適用することが必要であるとの見解が示されているが、満3歳未満のこどもに対する保育にあたって厳しい基準を適用することが必要であるならば、国の制度にて乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や一般型一時預かり事業、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施を幼稚園に導入する段階において、幼稚園の設備基準は強化されるべきところ、現にそのような強化はされていない。そのため、幼稚園において満3歳未満のこどもを保育するにあたり、設備基準上の支障が無いということで整理がされているものと思料される。

一方、当市の提案では、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園に移行したとしても、旧幼稚園の建物を使用する対象はあくまで3～5歳児のみに限定しており、満3歳未満のこどもは旧幼稚園の建物を使用しないことから、旧幼稚園の建物に対する設備基準は幼稚園の基準と同等のもので支障は無いと考えられる。なお、この設備基準の緩和については、あくまで既存の旧幼稚園の園舎をそのまま活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例としての対応であり、将来的に園舎の建替えを行う場合には、当然ながら本来の幼保連携型認定こども園の設備基準を適用することに異論は無い。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）において、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに

対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うことの目的とする施設と規定されている。

こうした幼保連携型認定こども園の性質上、乳児室又はほふく室を除き、当該居室の使用方法を特定し、保育所部分と幼稚園部分に機能を切り分けることは困難であり、また、建築計画上明確に「幼稚園の機能のみに供する部分」と「保育所の機能のみに供する部分」が分けられると制度的に担保されていないため、使用形態の変更により危険性が増大する可能性があり、排煙設備及び非常用の照明装置の設置に係る基準を緩和することは不適当である。

ただし、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（技術的助言）」（平成27年2月13日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）により、「幼稚園と保育所とで適用される基準の内容が異なるものについても、建築物の延べ面積や構造種別等の条件によって適用されない場合もあるなど、必ずしも全ての建築物に適用されるものではなく、個別の事案ごとに基準の適否を判断し、適切に対応される」よう、特定行政庁に周知しているところ。

具体的には、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（補足）」（平成27年2月13日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）において、「関係書類及び関係部局間での連携等により、満三歳未満の子どもの保育を行う居室が当該子どもの保育を行わない居室と間仕切壁等により区画されており、かつ、当該子どもの保育を行う居室を変更する際にその旨を把握できる場合」には、特定行政庁の判断において、「当該子どもの保育を行う部分以外の部分」を、排煙設備や非常用の照明装置等の避難関係規定の適用上、「幼稚園用途に供する部分」として取り扱うことが可能な旨を周知している。このため、ご要望の件は、特定行政庁の判断で対応可能である。

なお、児童福祉施設等としての避難関係規定を適用する場合にあっても、平成12年建設省告示第1436号において、保育所用途に供する建築物の各居室に、屋外への出口又はバルコニーへの出口等が設けられている場合には、排煙設備の設置を要しないこととしており、用途変更に伴う負担軽減のための措置を行っている。

#### 令和7年の方針からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁（11）】【国土交通省（6）（i）】

建築基準法（昭25法201）

幼保連携型認定こども園に関する建築基準法上の取扱いについては、例外的に一定の部分を幼稚園の用途に供する部分として取り扱うことが可能な場合について、地方公共団体に改めて通知した。

[措置済み（令和7年10月31日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡、令和7年10月31日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）]

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

### 提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

### 提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

### 求める措置の具体的な内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

### 具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によつて、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると考える。

#### 【具体的な当県での事務負担】

・調理師:試験申込件数-370件/年、新規申請件数-438件/年、年間作業時間-約350時間

・製菓衛生師:試験申込件数-185件/年、新規申請件数-118件/年、年間作業時間-約370時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

## 根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

### 【具体的な当県での事務負担】

・調理師：試験申込件数-218件/年、新規・書換え・再交付件数-492件/年、年間作業時間-約295時間  
・製菓衛生師：試験申込件数-89件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61件/年、年間作業時間-約62時間  
また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続に時間的なコストが生じている。  
そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続にはすぐに対応できない。

## 各府省からの第1次回答

回答については別紙。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【岩手県】

#### 【家畜商法（家畜商）】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところであることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあつた一律の講習が受講できるメリットがある。

#### 【家畜改良増殖法（人工授精師）】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考える。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行すべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続ができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

### 【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

### 【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

### 【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

回答については別紙。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

別紙のとおり

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	283	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童手当法第21条及び第22条に基づく徴収規定について他市で児童手当や児童扶養手当を受給している場合でも徴収可能とすること等

### 提案団体

茨木市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的な内容

児童手当及び児童扶養手当について、以下の見直しを求める。

①児童手当法第21条及び第22条の徴収規定について、他自治体で児童手当を受給している場合でも徴収できるようにする。また、児童扶養手当についても、徴収規定を設け、同様に他自治体で児童扶養手当を受給している場合でも徴収できるようにする。

②児童手当法第21条の徴収できる費用に、児童手当返還金や児童扶養手当返還金等(債務者が同一で子育てに関する債権)を含める。

※上記の①と②において、双方とも適用できるよう求める。

(例:A市で児童扶養手当返還金の債務あり→B市で受給している児童手当から徴収)

なお、本提案が実現した場合、自治体間の調整が発生することとなるが、当該調整についてはデジタルで対応できるようにするなど、効率的な事務執行ができるようにする必要がある。

### 具体的な支障事例

#### 【①に対する支障事例】

児童手当法第21条及び第22条において、児童手当から学校給食費等の徴収規定があるが、徴収している対象者が他自治体に転出した場合、児童手当からの徴収が不可となる。

児童手当 Q & A の問10-6によると、他自治体に転出した場合第21条及び22条の徴収はできないとされている。他自治体に転出し児童手当からの徴収ができなくなると、債権の回収が困難になるケースがある。

また、遠隔地に転出された場合、法的措置を行うとしても管轄裁判所の兼ね合いがあり徴収に難航するケースが多々ある。

#### 【②に対する支障事例】

児童手当返還金や児童扶養手当返還金は、本来受給要件を満たしていなかったにも関わらず受給した過誤払い返還金であり返還義務を要するが、児童手当法第13条の内払調整ができない場合など、債権管理となった場合に滞納になるケースが多々ある。債務があるにも関わらず、児童手当や児童扶養手当の受給は続き、返還は行わない債務者がいるため、不公平が生じている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

適切に返還している者と、返還を行わずに他自治体で児童手当等を受給し続けている者の間に生じる不公平感の解消につながる。  
各自治体における債権管理上の徴収率向上につながる。  
滞納された給食費や返還が必要な児童手当等が徴収しやすくなる。

## 根拠法令等

児童手当法第21条、第22条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、多賀城市、館林市、寝屋川市、養父市、宍粟市、熊本市

○以前、児童扶養手当で転出元の市町村から代わりに徴収を行ってほしいと問い合わせがあった。その際は、受け取った返還金をどうするかという問題点から徴収代行の話はなくなった。  
○①について、当市としても、児童手当からの徴収を行っていた者が転出てしまい、児童手当からの徴収ができなくなるケースがある。  
○②について、提案内容にも記載されているとおり当市への返還額がある（未返納）にも関わらず、他自治体で児童手当を受給しているケースもある。他受給者との公平性や債権回収の観点からも規定を望む。

## 各府省からの第1次回答

### 【提案についての総論】

児童手当制度のこの取扱は、児童手当を支払う市町村と当該市町村で児童手当を受給する者との関係において、事務の簡素化等を踏まえて特例的に設けられたものであり、他の市町村に居住する児童手当受給者との間でも同様の取扱いとすることは困難である。

なお、仮に、要望のとおり当該要望を認め、他自治体の支給分について自治体間で調整を行うこととすると、自治体の会計事務や調整に多大な事務負担を生じさせることとなってしまうため認めるのは困難である。

### 【保育料の児童手当からの特別徴収について】

法第22条において、児童手当を支払う際に保育料を徴収することができる旨定められているところ、これは未納分の債権の回収ではなく、本制度を利用する以前の分の保育料については特別徴収することはできない。（ただし、公立保育所については、未納の保育料のうち、児福法第56条第6項の規定に基づいて特別徴収を行うことができる。）

### 【給食費について】

法第21条第2項において、受給資格者の申出による児童手当からの学校給食費等の徴収について定められている。前年度中の学校給食費等についても、受給資格者からの申出があれば児童手当から徴収することも可能であるが、保育料のように特別徴収できるものではない。

### 【支払の調整について】

法第13条において、支払の調整について定められているが、これは事務処理上の簡素化等を考慮し特例を設け、過払分を返納させる代わりに、その部分を新たに支給することとなる児童手当から差し引くこととするものである。このため、法の趣旨や財源の異なる他の制度との調整を想定しているものではなく、児童扶養手当返還金を児童手当において調整することは困難である。

### 【児童扶養手当についても、徴収規定を設けること】

児童手当における当該取扱は、事務の簡素化等を踏まえて特例的に設けられたものであり、児童扶養手当から保育料や学校給食費等を徴収可能とすること、また、他の市町村に居住する児童扶養手当受給者との間でも同様の取扱いとすることは、児童扶養手当の趣旨に反する懸念があるほか、却って自治体の会計事務や調整に多大な事務負担を生じさせることができることから困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童手当返還金等の債務は、債権管理上効率的に回収することが必要であり、他市に転出したことにより返還の義務は果たさず、未来に渡って手当を受給できることは極めて不公平と言える。

「他自治体の支給分について自治体間で調整を行うこととすると、自治体の会計事務や調整に多大な事務負担

を生じさせることとなってしまうため認めるのは困難である。」とあるが、制度改正による自治体間の調整に事務負担が最小限になるよう例えばマイナンバー情報連携を活用し、デジタルで対応できるようにするなど、関係省庁等とも調整の上検討されることを求める。

支払の調整は、「法の趣旨や異なる他の制度との調整を想定しているものではない」とのことだが、法第21条の申出徴収においては、保育料や給食費といった他の制度（債務）から調整している。同様に他の制度である児童扶養手当返還金を法第21条の申し出により徴収できる費用に加えることは、保育料や給食費等と捉え方に違いはないと考えられる。

また、児童扶養手当でも支払の調整や徴収規定を設けることについて、「児童手当における当該取扱は、事務の簡素化等を踏まえて特例的に設けられたもの」とのことだが、児童扶養手当返還金においても同様のことが言えるため、事務の簡素化等を踏まえて特例的に規定を設けることを求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

##### 【児童手当】

繰り返しとなるが、保育料の特別徴収や学校給食費等の徴収については、次代の社会を担う児童の健やかな成長にとって基礎的給付である児童手当の趣旨に反しないことから、事務の簡素化等を踏まえて特例的に設けられたものであり、児童手当から債務である児童扶養手当返還金を徴収できることとすることは、その趣旨に反するものであることから適当ではないと思料する。

加えて、仮に当該取扱を認め、かつ他市に転居した場合において転居先において支給された児童手当から徴収することを認めた場合、マイナンバー情報連携等の活用については、仮に特定個人情報をを利用して、他の自治体において発生した児童扶養手当の返還金を照会できるようになったとしても、支払調整の実施の確認等の調整は必要であり、その前提として債権債務の管理や支払調整のための条例改正等を行う必要があること、また、事務効率化を図るために児童手当システムの改修等も必要となり、多大な事務負担及び費用負担が生じる。

本要望事項は義務規定とはならないことからも、国においてシステム改修や事務費等を負担することはできず、全て自治体において負担することとなるため、現実的に困難であると思料する。

なお、法第13条による支払調整規定については、現況確認後においても、受給者が同一市町村内に住所を有する場合には、継続して支払調整が可能である旨申し添える。

##### 【児童扶養手当】

児童手当における特別徴収等は、児童手当から保育料等を徴収することが児童手当の次世代育成という趣旨に反しないことから設けられている規定である。

児童扶養手当はひとり親家庭の生活の安定や自立の促進を目的としており、趣旨の異なる他制度との調整・徴収規定を設けることや、他の市町村に居住する児童扶養手当受給者との間でも同様に調整を行う取扱いとすることは、児童扶養手当の趣旨に反する懸念があるほか、却って自治体の会計事務や調整に多大な事務負担を生じさせることが想定されることから、対応することは困難である。

#### 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	291	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金支払事務の私人委託を可能とする見直し

### 提案団体

秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、三重県

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的内容

介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める等見直ししていただきたい。

### 具体的な支障事例

地方自治法第243条の規定により、地方自治体は、法律又は政令に定めがある場合を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができないことになっている。

近年、介護保険事業所や障害福祉サービス等事業所の大半が支給対象となる補助金(介護職員処遇改善支援補助金、介護人材確保・職場環境改善等補助金など)が創設されているが、都道府県が直接支払う必要があるため、事務手続きに多大な労力を要している。

これらの補助金は、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬(以下「介護報酬等」という。)に交付率を乗じて算定した額を支給することとされており、交付額の算出及び通知は、介護報酬等の支払い事務を行っている都道府県国民健康保険団体連合会が行っているにもかかわらず、支払い事務のみ都道府県が実施しなければならない。

都道府県国民健康保険団体連合会に補助金の支払い事務を委託することができれば、事務が大幅に効率化し、速やかな補助金の支給が可能となる。

#### 【令和6年提案を踏まえた当県見解】

令和6年提案「給付金等支出事務の私人委託を可能とする見直し」では、全ての補助金、負担金及び交付金の支払を私人委託することが想定され、また委託先についても限定していなかったが、本提案については、対象を介護報酬等に紐付けて交付される補助金に限定し、また委託先についても、法令の規定により介護報酬等の支払いの委託を受けることとされている国民健康保険団体連合会に限定することを想定しているため、責任の所在が明確であり、受託者の恣意的な支出により地方公共団体が損害を被ることはなく、また公平性や経済性の確保に支障は生じないと考えられる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県国民健康保険団体連合会は、毎月、事業所に対して介護報酬等を支払っているため、介護報酬等の支払いとセットで補助金を支払ってもらうようにできれば、都道府県が直接支払いを行うよりも、1か月程度早く

補助金を事業所に交付できるようになるものと考えられる。  
また、支払い事務に関わる都道府県の職員の労力も大幅に軽減される。

#### 根拠法令等

地方自治法第 243 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県、沖縄県

—

#### 各府省からの第 1 次回答

補助金の支払に係る事務負担の軽減は、重要な課題であると認識しており、例えば、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等支援事業においては、都道府県から委託を受けた公益社団法人国民健康保険団体連合会が、介護保険審査支払システムを用いて支払額の算出を行うために必要な改修に要する費用を補助とともに、都道府県における支払い事務の負担軽減に資するツールを提供するなど、都道府県の支払事務負担軽減に取り組んできたところである。

ご提案の「介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める」ことについては、当該支出に係る責任関係が不明確にならないか、公正な取り扱いが期待されるか等の観点を踏まえて丁寧に検討する必要があると考えているが、引き続き関係者のご意見をしっかりと受け止めながら、補助金の支払に係る事務負担の軽減や補助金支払の迅速化等の観点を踏まえつつ、必要な取組を検討してまいりたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、当該支払事務を都道府県で実施しているところであり、今後も国から同様の補助金交付が想定されるところであるが、介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所数が非常に多いことから、膨大な事務量となっている。これにより、介護・障害担当課のみならず、総務・出納担当課においても、通常業務へ影響が生じており、当該支払事務の見直しは急務である。

なお、「当該支出に係る責任関係が不明確にならないか、公正な取り扱いが期待されるか等の観点を踏まえて丁寧に検討する必要があると考えている」という点については、委託先である都道府県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法で定められた機関であり、介護保険や国民健康保険、障害福祉サービス等に関する公的業務を執行しており、当該支払事務を委託しても公正な取り扱いが十分に期待できるとともに、責任関係も明確になると考える。

まずは、今後の検討スケジュールをお示しいただいた上で、自治体のニーズ等を踏まえ、大きな事務負担軽減につながる本提案を早期に実現していただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「当該支出に係る責任関係が不明確にならないか、公正な取り扱いが期待されるか等の観点を踏まえて丁寧に検討する必要があると考えている」について、今回の提案は、既に介護保険や国民健康保険、障害福祉サービス

等の公的業務を行っている国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)への委託を可能とするよう求めているものであり、御指摘の懸念は当たらないのではないか。それでもなお、責任関係や公正性等の観点から懸念事項があれば、その内容を具体的にお示しいただきたい。

介護報酬等に紐づけて交付される補助金については、交付額の算出及び事業所への交付額の通知を国保連が実施しているところ、支払事務も含めて国保連が一体的に実施することで業務の効率化が期待される。本提案は、都道府県の大幅な事務負担軽減に寄与するものであり、提案実現に向けて早急に検討を進めていただきたい。

提案の実現には、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正が必要という認識であるが、如何。

## 各府省からの第2次回答

ご提案の「介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託」するためには、介護保険法(平成9年法律第123号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の改正が必要となると考えており、関係者のご意見をしっかりと受け止めながら、丁寧に検討する必要があると認識している。

引き続き、補助金の性質を踏まえつつ、支払に係る事務負担の軽減や補助金支払の迅速化等の観点から必要な対応について丁寧に検討してまいりたい。

## 令和7年の方針等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(5)】【厚生労働省(7)】  
児童福祉法(昭22法164)、介護保険法(平9法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  
介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に関連して交付されるものに係る支払事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、国民健康保険団体連合会への委託を可能とすることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	299	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

福祉行政報告例の「民生委員(児童委員)の活動状況」における報告区分の簡略化

### 提案団体

兵庫県、三重県、尼崎市、明石市、加古川市、川西市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、佐用町

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

福祉行政報告例における民生委員・児童委員、主任児童委員の活動状況の報告区分が細分化されすぎているため、区分の統合や廃止によって項目数を削減し、報告の負担軽減を図ること。

#### 【具体案】

- ①「内容別相談・支援件数」を廃止し、「分野別相談・支援件数」のみとする。  
または、「内容別相談・支援件数」のうち、関連する項目(福祉、児童、生活など)を統合し、項目数を削減する。
- ②「その他の活動件数」のうち、「行事・事業・会議への参加協力」、「民児協運営・研修」、「証明(調査・確認等)事務」の項目を廃止する。
- ③「訪問回数」のうち、「訪問・連絡活動」と「その他」の項目を統合する。
- ④「連絡調整回数」の項目を廃止する。

### 具体的な支障事例

#### 【現状】

民生委員・児童委員、主任児童委員(以下「民生委員等」)においては、福祉行政報告例における件数の区分に基づき、全国民生委員児童委員連合会(全民児連)より配布される活動記録に毎月記録し、市、県を通じて最終的に国に報告することとなっている。

なお、活動報告の様式について、エクセルシートの活用などが全民児連より提案されているが、エクセルを使用できる委員が少ないとICTの利用環境を整えることが難しく、根本的な解決には至っていない。

#### 【具体的な支障事例】

当該活動記録の記入、集計、報告が民生委員等、市町ともに大きな負担となっている。特に民生委員等にとっては、区分が細分化されていることにより活動をする度にどの項目に計上すれば良いかが分かりづらいため、結果として自発的な活動意欲の妨げともなっている。また、市町の民児連事務局に民生委員等から複数の質問が届くほか、民生委員等に分かりやすく説明するため、独自に活動記録の説明資料を作成・配布せざるを得ない市町もある等、事務負担の増大にもつながっている。

加えて、細分化されている項目の活用状況や、その数値に基づき、どのような課題が見え、その結果を元に施策の改善などにどのように結び付けられているかについて確認できない等、報告の必要性に対する意見を民生委員等からも頂いている。

そのため、特に活用が明確にされていない数値であるならば、民生委員等の負担軽減の観点から、区分を統合するなど全体的な改善が必要であるとともに、民生委員等に毎月の活動報告を依頼するためにも、報告数値の必要性や活用状況について明確に示す必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県内市町において、現役の民生委員等から「報告を元にした改善事例などが見えず、当該報告がPDCAにつながっていないため、何のために報告するのかわからない」との意見書をいただいている。  
また、新任の民生委員等に対する当該活動記録についての説明において、内容が煩雑であるため、説明にかなりの時間を要している。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当該活動記録の記入の負担軽減により、民生委員等の活動の妨げとなる要因を除くことができる。  
また、自治体職員の集計作業、説明負担、報告の負担軽減にもつながるとともに、直感的に記録できる区分になれば、説明資料の作成が不要となりコスト削減にもつながる。

## 根拠法令等

統計法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、福島市、日立市、小牧市、堺市、芦屋市、岡山県、山口県、長崎市、八代市、特別区長会

- 当市においても、民生委員等の活動記録の記入が負担になっている。記入方法について研修などで説明を行ってはいるが、記入する区分の誤りも多く、集計する単位民児協の長や市民児協事務局にも負担がかかっている。民生委員等の活動の負担軽減にも提案市と同様に報告書の簡素化を求める。
- 民生委員等の活動記録の項目が簡素化されることで、必要な支援活動に時間を充てることができると共に、負担感の軽減による人材確保にもつながる。
- 令和7年度からLOGOフォームを活用した活動状況の報告を取り入れているが、報告項目が多すぎるため、回答の画面が分かりづらく使いにくいとの意見が多数あった。報告項目自体が多すぎ、操作を煩雑にしていることでICT化の妨げにもなっている。
- 当県においても、県民児協事務局や市町村において、単位民児協の要望を受けて活動記録の書き方に関する個別研修を実施している。活動記録の項目が分かりづらいことによる、民生委員や事務局及び市町村の負担は大きいものと思われる。
- 当市においても、委員から福祉行政報告例の分類に関する質問が多数寄せられているほか、新任委員に対し、研修内で計上方法について丁寧に説明する必要が生じている。

## 各府省からの第1次回答

福祉行政報告例における「民生委員・児童委員、主任児童委員」（以下、民生委員という）の活動状況については、民生委員法第14条第1項第1号の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」、同項第5号の「関係行政機関の業務に協力すること。」の規定に基づき、民生委員が行う相談・援助等の活動状況を記録する必要があり、民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会が福祉行政報告例の報告区分に基づき作成した「活動記録」により民生委員は日々の活動を記載し、都道府県・指定都市・中核市はとりまとめた「活動記録」の情報を、連動する福祉行政報告例第40表として国（厚生労働省）へ報告をしている。

当該「活動記録」は、国及び地方自治体にとっても、民生委員の効果的な活動や活動環境等の検討だけでなく、全国又は各地方自治体の福祉や課題の分布等を全国統一の内容で把握可能なものであることから、それらを「福祉行政報告例第40表」として集約し、その結果をもとに各種福祉施策の企画・立案に活用している。その報告区分の見直しを行うことはそのような各種福祉施策の企画・立案への活用を困難にしてしまうことから対応するのが困難である。

しかしながら、活動状況の報告の作成について、記載する内容や分類選択等が曖昧な点があるという点に関しては、記入要領を改め、記載する内容等を明確にすることなどによる改善点を関係者の意見をふまえつつ検討する。

なお、民生委員の担い手確保・業務負担軽減のための自治体の創意工夫ある取組に対して補助する制度を令和6年度に創設したところであり、当該補助制度において、ICTの利活用・環境整備も補助対象としていることから、当該補助金制度の積極的な活用も検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「報告区分の見直しは対応困難なため、記入要領を改め、記載する内容等の明確化などの改善を検討」との回答であるが、選択項目の細分化による計上の煩雑さが現行の「活動記録」記入の過度な負担感となっていると民生委員から指摘を受けている。加えて、計上すべきとされる活動内容がどの選択項目に含まれるのか直感的に分かりづらく、記入するには多くの補足説明を読み込む必要が生じていることも更なる負担感の増大となっている。そのため、記入要領の改善も早急に必要とは考えるが、過度な負担感の解消には計上すべき活動内容と選択項目が直感的に分かることが重要であり、補足説明は簡素化すると判断しづらくなり、詳細にすると読み込む負担が増大することを踏まえると、根本的な改善には「報告区分の簡略化」が不可欠と考える。

また、今回提案する「報告区分の簡略化」を行っても、過去の報告結果との比較・分析に支障はなく、行政が持つ民生委員がつないだ支援やサービスの現場からの情報等と合わせ、各種福祉施策の企画・立案への活用も引き続き可能と考える。

「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理」(令和6年12月)に、民生委員の担い手確保に関し「業務負担軽減と活動環境の整備推進」が必要との意見があつたように、民生委員の負担軽減は急務であると考える。その一環として、現行の「活動記録」の記入・集計作業自体が民生委員活動における大きな負担となっていると、民生委員から不満の声が届いていることをご認識いただき、民生委員の現場の声に沿つた負担軽減策を検討されたい。

なお、民生委員の業務負担軽減にはICTの利活用・環境整備も必要と考えており、創設頂いた補助制度も必要に応じて活用したいと考えるが、全体的に高齢化が進んでいる民生委員に対してICTの浸透を図ることは一朝一夕には難しいため、補助制度の継続と更なる拡充をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【芦屋市】

「内容別相談・支援活動」に関して、近似する項目があり、民生委員において判断が異なるケースがあることに加え、「分野別相談・支援活動」とも重複する分類があることも考慮した項目の整理が必要と思料する。

また、「訪問回数」には、「訪問・連絡活動」と「その他」があるが、分類する意義がどこまであるか疑問である。

以上より、今日的な課題も考慮した福祉施策の企画・立案への効果も見据えながら、民生委員の負担軽減及び実情を踏まえた項目の見直しの検討を改めて要望する。

併せて、国において活動記録や福祉行政報告例第40表を基にして、福祉施策の企画・立案等につながった事例があればご教示いただきたい。

### 【長崎市】

福祉行政報告例にかかる活動報告は、民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)の負担になっていることを理解していただきたい。当該報告は各種福祉施策の企画・立案で利用されていることだが、区分を統合しても影響が出ないものがないかを再度検討いただきたい。

また、福祉行政報告例の記入例を明確化しても、その内容を確認することに時間を要し、項目数が多い限り、民生委員の負担は大きいままである。

ICT活用についても、民生委員自身が記録することには変わりがなく、項目を削減しないと負担は軽減されないと考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

当省1次回答を受けての提案団体の民生委員の「活動記録」の記入の過度な負担感の根拠が、報告区分が「直感的に分かりづらく」、記載する内容や分類選択等が曖昧であるという点に関しては、「活動記録」を作成している全国民生委員児童委員連合会と協議を行い、記載する内容等を明確にすることなど「活動記録」の記入要領を改め、直感的に項目が峻別・判断できるようにすることで解消できるものと考える。

また、提案自治体が主張される「活動記録」の区分や項目の統合化については、現在の区分等は、平成17年度から20年間実施されており、全国的にも一定浸透していると考えられ、区分等の見直しに伴う民生委員の負担増等も想定される。

さらに、相談支援のニーズ等の把握を具体的に行う必要があることから、「活動記録」の記入等自体は無くならないことも踏まえると、区分等の統合よりも、「活動記録」の記入要領を改める方法が適当と考える。

なお、民生委員の業務負担軽減にはICTの利活用・環境整備が必要不可欠と考えており、提案自治体の「全体的に高齢化が進んでいる民生委員に対してICTの浸透を図ることは一朝一夕には難しい」、「補助制度の継続と更なる拡充」をとの主張については、民生委員の担い手を、高齢者を前提に考えるのではなく、幅広い世代も含めた担い手の参画を検討する必要があるほか、本補助制度は自治体の創意工夫ある民生委員の担い手確保・業務負担軽減に係る取組を補助するものであることから、提案自治体の地域の実情等に応じた取組を実施していただきたいと考えている。

#### 令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁(20)】【厚生労働省(59)】

統計法(平19法53)

民生委員・児童委員の活動記録等については、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係団体と協議の上、記載内容等が明確となるよう「民生委員・児童委員活動記録記入の手引き」(全国民生委員児童委員連合会)等の改訂を図り、令和8年度中に地方公共団体に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	300	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童養護施設の職員配置基準における非常勤職員の常勤換算化の導入

### 提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、川西市、三田市、宍粟市、播磨町

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的内容

児童養護施設等の小規模化・地域分散化に必要不可欠な人材確保のため、児童養護施設の職員配置基準において非常勤職員の常勤換算化を導入すること。

### 具体的な支障事例

#### 【現状】

児童養護施設など児童福祉施設の設備及び運営については、児童福祉法第45条の規定により都道府県が条例で基準(最低基準)を定めなければならないと規定されており、そのうち配置する従業者及びその員数(職員配置基準)は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「従うべき基準」とし、具体的には同基準第42条等で規定されている。

しかし、配置する職員の勤務形態(常勤、非常勤)については、明確に定められていない。

#### 【具体的な支障事例】

児童養護施設では早朝や夜間において特に処遇業務量が多くなるが、人材確保が厳しい施設では常勤職員が分割勤務等の不規則な勤務体系で対応するしかない状況も生じるなど、特に常勤職員の負担が増加している。不規則な勤務体系は常勤職員の離職の一因ともなっており、人材確保にも影響が及んでいる。また、身近な存在である職員の離職が入所児童に与える心理的影響も小さくない。

本件については、介護施設や保育所における職員の取扱いと同じく、職員配置基準において職種や要件を明確化することで、非常勤職員を常勤換算化できるといった柔軟な対応を求める。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県の児童養護施設関係団体より、人材確保の充実に向けた対策の1つとして、常勤換算化導入について要望を受けている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

非常勤職員(短時間勤務)の常勤換算を導入することで、特に分割勤務等による常勤職員への負担の軽減が可能となり、人材不足解消の一助となるとともに、入所児童の心身の健やかな成長にも寄与する。

### 根拠法令等

児童福祉法第45条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条

## 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱 別表3(児童福祉施設の職種別職員定数表)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市、相模原市、長野県、大阪市、奈良県、熊本市

- 児童養護施設の人材が確保されていないため、本来児童養護施設に入所すべき児童を一時保護している。これにより一時保護所の定員超過が生じている。
- 人材不足解消の一助となるとともに、入所児童の心身の健やかな成長にも寄与する。
- 人手不足のなか、職員の産休・育休代替者の確保や、急に職員が退職した際の必要配置職員の確保が難しく、常勤職員に限らないより柔軟な職員配置が可能となるよう求める声を施設から聴取する機会が多い。
- 児童養護施設における人材確保・定着は課題となっているが、断続的な勤務体系は敬遠される一因であると考えられる。職員配置基準は、特定の職員の負担によって維持されるものではないことから、多様な働き方を希望する人材を積極的に活用できる仕組みが必要である。

### 各府省からの第1次回答

児童養護施設に配置する従業者及びその員数等については内閣府令で定める基準に従い、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌し、各都道府県において、条例で基準を定めなければならないこととされている(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条)。内閣府令で定める基準である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)」においては、配置する従業者及びその員数について規定しているところであるが、その勤務形態までは規定しておらず、現時点においても、地域の実情等に応じ、各都道府県において、条例で勤務形態に関する基準を定めることは可能であり、内閣府令を改正する必要はないと考える。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「配置する従業者の勤務形態」については「条例で勤務形態に関する基準を定めることは可能」との回答であるが、一方で「配置する従業者及びその員数」は措置費等の設定にも用いられ、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日ニ支家第47号)」(以下「交付要綱」)には「常勤的非常勤」や「非常勤」など勤務形態が一部の加算で明記されている。また、こども家庭庁作成資料「社会的養育の推進に向けて(令和7年6月)」のうち「6. 児童養護施設等の運営」の記述において「基本的人員配置」に「常勤」と明記されている箇所もあることから、「勤務形態」は「配置する従業者及びその員数」の属性に含まれ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や交付要綱において明示されていないものは「常勤」と自治体や事業者が認識する蓋然性は高いと考える。

その上、交付要綱の解釈の齟齬は措置費の返還要否にも直結するため、自治体で独自に判断することは躊躇せざるを得ないことをご理解いただくとともに、措置費の取扱いに自治体ごとに差異が生じるのは不適当と考える。

特に常勤職員の人材確保が厳しい施設においては、常勤職員の離職防止のための負担軽減は不可避な現状を鑑み、非常勤職員の常勤換算化について前向き且つ早急に検討いただくとともに、職員配置基準及び交付要綱における「配置する従業者の勤務形態」の取扱いについて、通知等により明確にしていただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

### 各府省からの第2次回答

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条において、内閣府令で定める基準を参酌し、各都道府県におい

て条例で基準を定めなければならないこととされている。「配置する従業者の勤務形態」については、内閣府令で定める基準において規定しておらず、「配置する従業者及びその員数」には含まれていないが、勤務形態に関して、地域の実情等に応じて各都道府県において条例で基準を定めることは可能であることから、その旨、全国会議の場で周知することとしたい。

なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和5年5月10日付こ支家第47号こども家庭庁長官通知)においては、心理療法担当職員について、配置する職員の勤務形態により加算単価が異なることから、「常勤職員」、「常勤的非常勤職員」、「非常勤職員」と記載しているが、それ以外の職種の職員については、勤務形態については規定していない。

また、当庁が作成している「社会的養育の推進に向けて(令和7年6月)」において、「常勤」という記載があるが、常勤相当の保護単価を設定していることを示しているものであり、いずれも「配置する従業者の勤務形態」を「常勤」として規定しているものではないことから、改めて通知等でお示しする必要はないと考える。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁】

#### (2)児童福祉法(昭22法164)

(iii)児童養護施設に配置する従業者の勤務形態(常勤、非常勤等)については、各都道府県が、地域の実情等に応じて判断することが可能である旨を、全国会議等を通じて地方公共団体に令和8年内に周知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	322	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

### 提案事項(事項名)

出生届に係る氏名の振り仮名の法務局への受理照会中における児童手当制度等の取扱いの明確化

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、法務省

### 求める措置の具体的な内容

戸籍法の一部改正により、自治体にて氏名漢字の振り仮名を審査する必要が生じ、特に法務局への受理照会を行った場合に相当程度の期間を要することとなることから、子の出生後に速やかに実施すべき他の制度の手続きが停滞することが懸念されるため、以下の措置を求める。

①戸籍法改正により影響を受ける制度の手続きについて、国において漏れなく点検し、適切な手続きを行うことができるよう周知いただきたい。その上で、出生届の正式な受理に期間を要した場合に、届出者に不利益を及ぼすような制度があれば、不利益を及ぼすことのないよう制度を見直していただきたい。

②少なくとも児童手当については、受給照会中であっても並行して手続きを進めることができるようするなど、認定請求時の事務の取扱いについて明確化し、全国の市区町村へ通知することで周知徹底を図っていただきたい。併せて、通知が市区町村の戸籍担当にも確実に行き届くように、法務省経由で市区町村の戸籍担当へも送付していただきたい。

また、受理照会中で住民票未作成の場合に児童手当の認定請求等が認められないのであれば、請求が遅延したとしても、遡及しての手当受給が可能となるよう制度を改善していただきたい。

### 具体的な支障事例

令和5年6月、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)が成立し、令和7年5月26日施行予定である。この改正により、市区町村の戸籍窓口に出生届が提出された際、出生子の氏名漢字の振り仮名が「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるもの」であるかどうか、市区町村で審査することが求められている。審査としては、届出人から疎明資料を提出する等により当該振り仮名と漢字氏名の関係性を立証させることができが想定されているが、提出物によっても振り仮名が適正かどうか判然としない場合、管轄法務局へ受理照会することとされている。

従前から氏名で用いることができる漢字には規定があったが、読み方には規定は存在しなかったため、氏名漢字と関連性のない読み方や、いわゆるキラキラネームと称される名付け方をされた出生届であっても支障なく受理することができた。

しかし、法改正後は氏名の振り仮名の審査でかなりの時間を要することが予想される上、届出人が提出した資料によっても当該振り仮名を認められるか疑義が発生し、管轄法務局へ受理照会するケースが増大すると懸念している。出生届について法務局へ受理照会した場合、法務局から回答が来るまでの間は出生子の住民票記載をすることができず、住民票を作成できなければ、児童福祉等の基礎的な行政サービスを十分に享受できない恐れがある。特に児童手当は、出生の日の翌日から15日以内に認定請求または額改定請求(以下「認定請求等」とする)をしなければならず、仮に請求が遅れた場合は、遅延分の手当が受給できなくなる。

現行の児童手当の制度では、仮に住民票が未作成であったとしても、認定請求等が認められる余地があるのかもしれないが、この取扱いが全国の市区町村で共有されているか不透明である。出生届は里帰り出産により住

所地以外の市区町村へ提出されることも少なくなく、受理照会に先行して住所地での認定請求等の手続きをするよう届出人を誘導する必要があれば、この取扱いについて戸籍担当も含めた周知が求められる。現行法では、出生届の受理照会案件はほとんどないが、法改正後は急増することが予想される。児童手当は請求が遺漏した場合に遡及しての受給ができないため、受理照会中にどのように対応すべきか不透明な部分が多く、周知不足が原因で請求案内の遺漏や誤案内が発生することが懸念される。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童手当等の基礎的な行政サービスについて、案内の行き違いや受給遺漏を抑止することができる。また、児童手当等について、遡及しての受給が可能となれば、制度の建付け上の問題で手当受給ができなくなる人を救済することができる。

#### 根拠法令等

戸籍法第3条、児童手当法第8条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、館林市、銚子市、燕市、浜松市、豊橋市、豊中市、羽曳野市、兵庫県、養父市、安来市、久留米市、佐世保市、鹿児島市

—

#### 各府省からの第1次回答

出生届の審査において、名の振り仮名のみに疑義がある場合は、振り仮名未定として受理することができるとしていることから、御懸念のような事態は生じないものと考えている。なお、児童手当制度における上記取り扱いについては、通知により周知を行う。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

振り仮名未定で受理した場合であっても、住民登録システムにおいて振り仮名未定のまま住民票作成が可能か、児童手当等の認定が可能かといった取扱いは不明瞭である。仮に、振り仮名未定として受理した場合に、児童手当をはじめとするその他の制度については手続きを進めることができるのであれば、その旨を明確化し、自治体へ周知すべきと考える。振り仮名未定で出生届を受理した場合の住民票の取扱い及び受理照会中又は振り仮名未定で受理した場合における児童手当の取扱いについては、関係省庁からの通知・通達の送付が不可欠である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

法務省から市区町村戸籍担当部署に対し、出生届の審査において、名の振り仮名のみに疑義がある場合は、振り仮名未定として受理することができる旨の周知を行うことは差し支えない。

現行制度において記載事項に空欄のある出生届を受理した場合には住民票の該当事項を空欄として作成することは可能である旨を通知する。

児童手当についても、振り仮名未定として受理することができる旨を通知する。

#### 令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁(9)】【総務省(4)】【法務省(5)】

戸籍法(昭22法224)、住民基本台帳法(昭42法81)及び児童手当法(昭46法73)

出生届(戸籍法49条)の審査において名の振り仮名(同法13条1項2号)が一般の読み方(同条2項)として認められるものであるか疑義が生じた場合には、当該出生届について名の振り仮名を空欄として受理した上で、住民票について名の振り仮名(住民基本台帳法7条1の2号)を空欄として作成が可能であること、また、名の振り仮名が空欄であっても児童手当の認定の請求(児童手当法7条1項)を受理することができるることを明確化し、それぞれ市区町村の戸籍、住民基本台帳及び児童手当の各担当部署に令和7年度中に通知する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	334	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

障害児通所給付の更新時における障害児又は保護者との面談を電話での聴き取り等による対応でも可能とすること

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的な内容

障害児通所給付の決定事務について、更新を行う場合、障害児又は保護者に対して職員による面接を求めているところではあるが、障害児の介護を行う者の状況や、置かれている環境が新規申請時もしくは、前回の更新時から状態に変化がない場合等については、電話での聴き取り等による対応を可能とするなど、要件の緩和を求める。

### 具体的な支障事例

障害児通所支援の決定事務については、児童福祉法第21条の5の6において、障害児または保護者に面接を求ることとされているところではあるが、就労等のため、保護者は、開庁時間内に区役所への来庁が困難な場合がある。

一方で、国において「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、自治体の行政手続効率化と国民の利便性向上のため、行政手続きのオンライン化推進の方針を示しているところであり、当市においても国の方針及び当市の「行政手続オンライン化計画」に基づき、障害児通所給付の決定事務について、オンライン化の検討を行っているところではあるが、法令上、必ず面接を求める規定になっていることから、来庁せずに手続きが可能となるオンライン化が実施できず、行政サービスの向上に繋がっていない。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

平日の日中に仕事が多忙で有給が取れず、更新の期日までに役所に来庁ができない等の声をいただくことがある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

要件を緩和することにより、障害児通所給付の更新事務のオンライン化が達成でき、更新の申請の際に保護者は区役所へ来庁をせずに手続きができるようになるとともに、区役所の業務が軽減され、相談業務等のコア業務に注力することができるようになる。

### 根拠法令等

児童福祉法第21条の5の6第2項、第21条の5の7第8項、児童福祉法施行規則第18の7、第18条の17

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、花巻市、宮城県、瑞穂町、浜松市、兵庫県

○障害児通所支援については、就労している保護者が多く市役所開庁時間内の来庁が難しいという意見をいたくことがある。また、保護者自身がなんらかの障害を持っていることで来庁が難しい、また児童の障害特性により、申請手続きのために家を空けることが難しい事例がある。年々サービス利用者が増加しているが、決定事務については、障害児又は障害児の保護者との面接をすることが障害児通所給付費に係る事務処理要領にも定められていることから、保護者の利便性の向上につながる対応が難しい状況にある。

○現状では、更新申請での来庁時に聞き取り調査を行っているが、電話聴取が可能となれば事務負担の軽減が図られ、保護者等の利便性向上につながる。

## 各府省からの第1次回答

障害児通所支援における通所給付決定においては、市町村が、障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、障害児支援利用計画案などを勘案して通所給付決定の要否を判定する必要があるため、当該市町村の職員等が障害児又は障害児の保護者と面接することを求めている。また、給付決定の有効期間は、障害児については、その状態像の変化が大きいことを考慮し、最長1年としており、当該期間を超えて支援が必要な場合には、再度、給付決定(更新)を行うこととされている。再度給付決定を行う場合も、前回の通所給付決定からの障害児の状態等の変化を勘案し、適切な通所給付決定を行うため、面接は必要であると考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

給付決定の更新において、障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等については、面接に限らず、電話やオンライン面談等の方法による手段を用いても、支給決定に際して必要となる勘案事項を把握することができ、適切に障害児通所支援の給付決定を行うことができると考える。また、状態に変化があることが想定される場合には面接を行うなど、状況に応じて把握方法を市町村の裁量で実施できるようにすべきであると考える。

本提案の検討にあたっては、特に重度の障害児を介護する保護者等は、区役所への来庁が負担となっている現状を考慮すべきであり、本提案の実現により、保護者にとって利便性の向上につながるものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【花巻市】

サービス利用者(児童)が増加している一方、対応する職員の増員は見込めない現状では、面接の調整や対応する職員の確保も負担が大きいことから、面接以外の方法について引き続き検討をお願いしたい。

### 【浜松市】

対面による面談が市民・事務職員ともに負担が大きいことから、Web面談等を含め柔軟な対応が可能になるよう検討をお願いしたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

障害児通所給付決定事務においては、障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、適切な給付決定を行う必要があることから、前回の通所給付決定からの障害児及び障害児の介護を行う者の状況の変化を正確に把握するため、面接での調査は重要と考える。

また、面接の実施に際し、市役所等に「来庁」することは法令上求めておらず、例えば申請に係る障害児又は障害児の保護者の自宅や支援を受けている事業所等に職員等が出向いて面接を行うなどの柔軟な対応も可能である。

一方で、利便性の向上等の観点からどのような対応が可能かについては、今後、実態等も踏まえながら検討し

てまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁】

#### (2)児童福祉法(昭22法164)

(vii)障害児通所給付決定の更新に係る障害児又は障害児の保護者との面接(21条の5の6第2項)については、通所給付決定事務の実態を踏まえ、オンライン等での面接の可否について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	335	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

生活衛生関係営業施設に係る開設届等のオンライン化

【提案と類似の支障を有する制度等】

病院・診療所・助産所の開設、認定こども園の認定申請等(名古屋市／こども家庭庁、厚生労働省)

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

生活衛生関係営業施設に係る開設届等の手続きについて、免許証の紛失時には財団法人理容師美容師試験研修センターへ書面による照会確認をすることとなっているが、これを廃止し、オンラインで確認できる仕組みを構築するとともに、添付書類については、自治体の判断により写し(電磁媒体含む。)の添付が可能であることを通知等により明確にすることを求める。

### 具体的な支障事例

例えば、美容師法に係る届出について、美容師法施行規則第19条第2項に、美容所の開設の届出書には、「美容師につき、(中略)医師の診断書を添付しなければならない。」とある。また、平成11年9月28日付厚生省生活衛生局長通知「美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底について」の第1項に「美容師である従業者については免許証による資格の確認を徹底すること。」とあり、行政手続きのオンライン化を進めにあたり、紙媒体の原本の添付や、原本確認が支障となっている。また、同通知に「紛失等により免許証の確認が困難な者については(中略)財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、(中略)文書をもって照会確認を行わせたいこと。」とあり、この手続きがオンラインにより実施できれば業務の効率化につながる。国家資格等・情報連携システムの運用が開始したことに伴い、マイナポータルによる申請が行えるようになったことも踏まえ、生活衛生関係営業施設に関わらず、開設届等の手続きの際に資格を証明する免許証の提示を求める手続きについて同様に見直しをしていただきたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンライン化により、申請・届出者が紙媒体の添付書類を別途提出せず電子上で完結するため、負担が軽減され、利便性が向上する。電子媒体と紙媒体の異なる媒体による届出文書の事務処理が、電子に統一されることによって事務処理の効率化が図られる。

## 根拠法令等

美容師法第11条、第12条、美容師法施行規則第19条、第20条、美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底について(平成11年9月28日付厚生省生活衛生局長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪府、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市

○諸手続きの添付書類について、自治体の判断により写し又は電子媒体とすることができる通知等により明確にしていただきたい。手続きの電子化を進めるに際し、届出をオンラインで行っても、添付書類である医師の診断書は原本を別途郵送してもらう等の対応をとらざるを得ず、手続き円滑化の阻害要因となっている。

○理容所、クリーニング所、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者に係る申請・届出、病院・診療所・助産所の開設、施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)の開設及び変更、業務開始の届出(出張のみのあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう)、衛生検査所の登録申請、歯科技工所の開設の申請、認定こども園の認定申請についても、医師の診断書等の原本添付や免許証等の原本確認を求めていたため、写しの添付(原本確認を要しない)を可能とするよう明確化を求める。

## 各府省からの第1次回答

理容所・美容所については、公益財団法人理容師・美容師試験研修センターにおいて、免許登録事務に係るオンライン化のため、システム開発を進めており、令和8年度を目途に運用を開始する予定である。

また、新たなシステムの中で国家資格等情報連携・活用システムと情報連携することにより、自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照することや、「デジタル資格者証」をダウンロードして資格証明に利用することも可能となるため、理容所・美容所の開設時において、保健所における従業者の資格確認を、マイナポータル上での確認や「デジタル資格者証」での確認により代替することが可能であるか、また、この代替によって、紛失等により免許証の確認が困難な者に係る同センターへの書面での照会を廃止することが可能であるか、検討していく。

### 【薬局等(厚生労働省)】

薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者に関する申請、届出については、自治体の意見踏まえて、手続きのオンライン化の可否等について検討する。

### 【病院・診療所・助産所(厚生労働省)】

病院の開設許可申請に際して、開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、臨床研修等修了登録証の写しを添付してもよいこととされている(医療法施行規則第1条の14第1項第1号)。

また、病院・診療所・助産所の開設許可後の届出に際して、管理者の臨床研修修了登録証又は免許証、診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証については、それらの写しを添付してもよいこととされている(第3条第1項第2号及び第3号)。

診療所・助産所の開設届出に際して、診療所の開設者である臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の臨床研修修了登録証、助産所の開設者である助産師の免許証については、それらの写しを添付してもよいこととされている(第4条第1号)。

いずれにせよ、免許証の確認の在り方については、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の整備の進捗等を踏まえて検討する。

### 【衛生検査所(厚生労働省)】

衛生検査所の登録申請に際して、以下を申請書に添えなければならないとされているが、これは原本の添付を求めているものではなく、写しの添付も可能である。(臨床検査技師等に関する法律施行規則第11条第2項第2号、第3号、第4号及び第5号)

- ・医師が管理者の場合は、同意書(開設者が自ら管理を行う場合を除く。)及び履歴書
- ・医師以外のものが管理者である場合は、指導監督医の同意書及び当該管理者の就任に関する当該指導監督医の承諾書
- ・精度管理責任者の同意書及び履歴書
- ・遺伝子関連・染色体検査を行う場合は、当該検査の精度の確保に係る責任者の同意書及び履歴書

### 【あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(厚生労働省)】

あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所の開設及び変更、出張のみの業務開始の届出については、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の整備の進捗等を踏まえ、免許証の確認の在り方について検討する。

### 【歯科技工所(厚生労働省)】

歯科技工所の開設及び変更、休止、廃止の届出については、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の整備の進捗等を踏まえ、免許証の確認の在り方について検討する。

### 【クリーニング所(厚生労働省)】

クリーニング師については、クリーニング業法上、免許証等の原本提出は規定しておらず、各自治体の判断において、運用がされているものと承知しているため、各自治体において検討いただきたい。

### 【認定こども園(こども家庭庁)】

認定こども園の認可申請について、「規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)」においては、「こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、介護事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの(電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。)又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。」とされており、認定こども園の認可申請についても同様の措置を講じることを検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

従来、原本により確認してきた免許証や医師の診断書等について、制度所管官庁からの通知等により明確化された場合には原本に代わり写しの添付を認めているところであるが、明確になっていないものもあり、行政手続のオンライン化の推進を妨げている状況である。

免許証については、「デジタル資格者証による代替」の検討いただくということであるが、マイナンバーカードを所有していない者も依然いるという状況であるため、写し又は電子媒体とすることが可能であることを通知等により明確化していただきたい。(病院・診療所・助産所については法令上写しを添付してもよいこととされている)

また、行政手続のオンライン化の推進という提案の趣旨を踏まえ、免許証のみならず、諸手続きに添付する書類について、自治体の判断により写し又は電子媒体とすることが可能であることを通知等により明確にしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【大阪府】

オンライン化を進めるにあたり、「薬機法」のみならず「麻薬及び向精神薬取締法」における各種免許申請等の手続きについても、医師免許証等の原本確認の在り方や、添付書類である診断書を写し又は電子媒体とするこについても検討いただき、国として方針を示していただくよう強く要望する。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

生活衛生関係営業に係る営業許可申請・届出等に関する添付書類については、原則として原本の添付を求める事を想定していると考えられるが、申請者の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から、自治体の判断により写しを添付させることは差し支えない旨、令和3年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議の質疑事項への回答として厚生労働省HPで公表しているが、今後事務連絡等でお示ししたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000925102.pdf>

### 【薬局等(厚生労働省)】

薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業、毒

物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者に関するに関する申請、届出等の各手続において、添付書類の写しを可能とするかは各自治体の判断で実施されるものと認識しており、その旨を通知等で発出することについて検討を進めていく。

【病院・診療所・助産所(厚生労働省)】

病院の開設許可申請に際しての臨床研修修了登録証等について、写し(紙又は電子媒体)の添付でも問題ない旨を通知等により明確化することについて、検討を行う予定である。

【衛生検査所(厚生労働省)】

法令上明記した必要書類に加え、免許証(原本又は複写)を用いて行う本人確認は各自治体の判断で実施されるものと認識している。免許証の提出においては複写でも可とする等、各自治体においてご判断頂ければと考えており、その旨、通知を発出することについて検討を行う予定である。

【あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(厚生労働省)】

他人である柔道整復師の免許証を複製した上で、当該柔道整復師になりすまして施術所の開設届を提出したという事案があったことを受け、平成 26 年 1 月 7 日に厚生労働省医政局医事課長通知を発出し、地方公共団体が届出を受ける際には、あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の免許証の原本確認及び本人確認を徹底するよう示しているところ。

一方で、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の整備の進捗等を踏まえ、医事課長通知の改正等を含め、免許証の確認の在り方について検討する予定である。

【歯科技工所(厚生労働省)】

歯科技工所の開設等の届出において、歯科技工士法上、免許証等の原本提出は求めておらず、自治体の運用により、添付を求める場合も、国の法令上、コピー機等による写しを添付することは可能であり、その旨通知を発出することについて検討を行う予定である。

【クリーニング所(厚生労働省)】

生活衛生関係営業に係る営業許可申請・届出等に関する添付書類については、原則として原本の添付を求める事を想定していると考えられるが、申請者の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から、自治体の判断により写しを添付させることは差し支えない旨、令和 3 年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議の質疑事項への回答として厚生労働省 HP で公表しているが、今後事務連絡等でお示ししたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000925102.pdf>

【麻薬及び向精神薬取締法(厚生労働省)】

平成 23 年 4 月発行の病院・診療所における麻薬管理マニュアルにおいて、麻薬施用者免許等の免許申請に医師免許証等の原本提示を記載しているところ、自治体等の意見を踏まえて、原本の写しの提出等を明示することについて検討を進めていく。

また、麻薬施用者免許等の申請等の各手続きについても、添付書類の写しを可能とするかは自治体の判断で実施されるものである旨を通知等で発出することについて検討を進めていく。

【認定こども園(こども家庭庁)】

認定こども園の認定申請については、「規制改革実施計画」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)において「こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、介護事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの(電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。)又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる」とされており、御提案のように、自治体の判断により写し又は電子媒体とすることが可能であることを通知等により明確化することを含め、必要な措置を講じることを検討する。

## 令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(19)】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

行政手続のオンライン化に向け、認定こども園の認定申請(3条1項及び3項並びに4条1項)等の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

### 4【厚生労働省(9)】

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭 22 法 217)、理容師法(昭 22 法 234)、医療法(昭 23 法 205)、クリーニング業法(昭 25 法 207)、毒物及び劇物取締法(昭 25 法 303)、麻薬及び向精神薬取締法(昭 28 法 14)、歯科技工士法(昭 30 法 168)、美容師法(昭 32 法 163)、臨床検査技師等に関する法律(昭 33 法 76)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭 35 法 145)及び柔道整復師法(昭 45 法 19)

(i) 行政手続のオンライン化に向け、以下に掲げる手続の添付書類については、写しの使用が可能であること

を、地方公共団体に通知した。

- ・理容所の開設の届出(理容師法 11 条1項)等
- ・美容所の開設の届出(美容師法 11 条1項)等
- ・クリーニング所の開設の届出(クリーニング業法5条1項)等
- ・毒物又は劇物の販売業の登録の申請(毒物及び劇物取締法4条2項)、特定毒物研究者の許可の申請(同法6条の2第1項)及び毒物劇物取扱責任者の設置の届出(同法7条3項)等
- ・麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許申請(麻薬及び向精神薬取締法3条1項及び 50 条1項)等
- ・薬局の開設の許可(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律4条1項)、店舗販売業の許可(同法 26 条1項)、高度医療機器等の販売業及び貸与業の許可(同法 39 条2項)並びに管理医療機器の販売業及び貸与業の届出(同法 39 条の3第1項)等

[措置済み(令和7年 11 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知、令和7年 12 月 12 日付け厚生労働省医薬局総務課長、医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長通知)]

(ii) 行政手続のオンライン化に向け、以下に掲げる手続の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

- ・病院等の開設許可(医療法7条1項)、診療所又は助産所の開設届出(同法8条)等

- ・歯科技工所の届出(歯科技工士法 21 条1項)等

- ・衛生検査所の登録(臨床検査技師等に関する法律 20 条の3第1項)等

(iii) 理容師及び美容師の資格情報については、令和8年度に理容師及び美容師免許の登録事務に係るシステムとの連携を予定している国家資格等情報連携・活用システムを活用することで公益財団法人理容師美容師試験研修センターへの照会に代える運用方法等を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 施術所の開設の届出(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律9条の2第1項及び柔道整復師法 19 条1項)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用状況を踏まえつつ、オンライン化の可否を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	340	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し

### 提案団体

指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

### 求める措置の具体的内容

公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分や遺族年金等に限定し、老齢年金の本体部分等は公的年金控除の対象外とするよう法改正を行う。

### 具体的な支障事例

申請者が老齢年金を受給している場合、法令上年金額を上回る手当額のみ受給可能である旨を説明しているが、公的年金の中でも取り扱いに差異があることなどが原因で合理的な説明が難しい状況である。具体的には、障害基礎年金を受給する場合、子の加算部分のみが比較調整対象になることが挙げられる。子の加算部分に限定した法改正の根拠には「就労ができなくとも、手当額から控除される」状況を回避するためがあるが、老齢年金を受給中の場合にも同様のことが言えると考える。また、老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことから、児童扶養手当及び公的年金が「稼得能力の低下に対する所得保証」であり、趣旨が重複しているため控除の対象とするとの考え方は、制度の変遷の中で矛盾を生じる原因となっている。老齢年金のみで生活をしている場合、その総所得金額は児童扶養手当の所得制限限度額を下回る金額で生活をしている場合が多く、老齢年金のみで子どもの養育をするのに十分な手当が支給されているとは言い難い。そのため、児童扶養手当の所得制限限度額の趣旨も考慮して、実態に則した手当額の算定をすべきと考える。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

老齢年金の受給額が児童扶養手当を上回る場合に手当が停止することに対して、受給者が趣旨を理解できず、審査請求に発展している。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公的年金の中での取り扱いの差異が解消され不公平感がなくなり、かつ、受給者への合理的な説明が可能になる。老齢年金のみの受給で、総所得金額が所得制限限度額を下回っている受給者に手当が支給されることで、本当に必要とする市民への手当支給が可能になる。

### 根拠法令等

児童扶養手当法第13条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、館林市、柏市、浜松市、富士市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、養父市、宍粟市、高知市

○老齢年金を繰り上げて受給していることが後から発覚した養育者から、過払い分を返還してもらう事案があった。返還を求めている中で、「なぜ併用ができないのか。生活に困っているのに、返還なんて難しい。今後どうやって生活していくべきなのか。」という話になった。確かに、老齢年金は子どもの養育のために受け取っているわけではないので、検討が必要を感じる。

○対象児の母が離婚後に子を監護していたが、母の養育放棄により対象児の祖父母が孫を監護しているケースで、受給者である祖父が老齢年金を受給したために、年金併給の調整により手当が全部停止になった。かつ、年金受給の届出が受給開始から約一年経過していたため、年金の受給開始に遡って手当返還の必要が生じた。分割での返還を予定しているが、年金収入をもとに生活しており、対象児の生活費や進学に係る費用についても負担しなければならない状況のため、返還が困難な状況になっている。

○提言が実現することにより、実態に則した手当の支給が可能になる。

○直系の4等親内の親族のひとり親等（例：祖母）が老齢年金を受給し、児童を監護している者の児童扶養手当支給額の算定は、老齢年金以外の収入、所得額を算定する等に、規定の変更を願いたい。老齢年金の趣旨は「老後の保障」であり、子の養育については想定されていないことは、原提案と同意見である。

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当と公的年金については、

- ・「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しており、
- ・稼得能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではない

ため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外には、併給することは認められていないものであり、児童扶養手当の趣旨や他制度との関係、財源等の課題も踏まると、御指摘の改正は困難なところ。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「児童扶養手当と公的年金が、「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しているため、重複した所得保障を避けるため併給は認められない」との回答であれば、障害基礎年金等を受給している場合には「子の加算部分」のみを手当額からの控除対象としており、本体部分（子の加算部分以外）は控除対象外としていることと整合性が取れないと考える。仮に、障害基礎年金等の場合にも「稼得能力の低下に対する所得保障」という考え方方は変えず、「併給調整方法の見直し」で対応しているとすれば、老齢年金等でも同様に併給調整方法の見直しができるのではないか。

過去に障害基礎年金等の併給調整方法の見直しに際して、「障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなること」が課題とされていたように、「老齢年金を受給しているひとり親家庭は年齢等を理由に就労ができなくとも老齢年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなること」が課題となると考える。

また、児童扶養手当の「ひとり親になることによる稼得能力の低下」と老齢年金の「高齢化に伴う稼得能力の低下」は所得保障の目的が大きく異なることから、重複した所得保障にはならないと考える。

上記に加え、障害年金と老齢年金の併給調整方法の考え方方が異なることで、児童扶養手当の受給資格者に対して合理的な説明ができず、住民対応で苦慮していることや、場合によっては審査請求に発展するなど、業務に支障が出ている実態も踏まえ、制度の見直しを求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

稼得能力の低下に対する所得補償という性格は同じであるとしても、児童扶養手当は児童を養育する者の稼得能力の低下に対して支給されるのに対し、老齢年金は受給者が高齢になったことによる稼得能力の低下に対して支給されるものであり、支給の趣旨は異なるのではないか。

老齢年金等の併給調整の方法についても障害基礎年金等の併給調整の見直しと同様に、稼得能力の低下に対する所得補償という性格は維持した上で、きめ細かく家庭ごとの事情を分析し、見直すことができるのではないか。

親族里親制度については、子どもの扶養義務者に該当する親族（祖父母、兄弟姉妹等）に対象が限定される制度ではあるが、さらに周知を徹底する必要があるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

児童扶養手当と公的年金については、「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しており、稼得能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではないため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合には、併給することは認められていないものである。

一方で、住民対応に苦慮しているケースなどを踏まえ、必要な周知資材の作成等、自治体での住民対応の負担軽減に資するような対応を検討していくとともに、老齢年金と児童扶養手当の併給調整を受ける者の実態について調査により把握し、その結果を踏まえて対応を検討する。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁】

（15）児童扶養手当法（昭36法238）

（iv）児童扶養手当と公的年金等の併給調整（13条の2）については、以下のとおりとする。

- ・調査を令和8年度中に実施し、児童扶養手当と老齢年金の併給調整の対象となっているひとり親家庭等の実情を把握した上で、ひとり親家庭等の生活の安定に資する方策について検討する。
- ・当面の措置として、市区町村の負担軽減に資するよう、市区町村の意見を踏まえつつ、令和8年度中に児童扶養手当の申請者に対する説明資料を作成し、提供する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	352	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

#### 【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)

### 提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

障害福祉分野の自立支援給付費等について、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めることにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望において引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取り扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

#### 【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

#### 【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

#### 【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

#### 【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであります、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあっては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあっては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもって的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

### 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費（約2億円）の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となつて

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となつたが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考える。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 大都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することとなってしまう。

#### 【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

#### 各府省からの第1次回答

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しているとおりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担することであるから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされませ

ん。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

#### 【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。

なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法令上、介護給付費等の不正利得の返還請求事務を市町村が担い、返還の取消しに係る規定も適用されないと回答だが、こうした制度の是正が必要であると考え、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革に提案したものである。

さらに、過大請求の未然防止が重要との主張であるが、現場の実態を正確に理解していただきたい。地方公共団体は限られた人員で出来る限りの対策を講じているほか、審査時は既に県・市町村による二重チェックを実施している。

当提案の契機となった返還の原因である不正請求は、虚偽の指定申請、個別支援計画の遡り作成、実態のない支援記録や署名・押印の偽造等、初めから行政を欺くことを目的とした悪意ある行為によるものであり、事業者はその事実の発覚を防ぐため、出勤簿やシフト表の偽造、監査時の口裏合わせ等、巧妙に準備を重ねており、運営指導で見抜くことは極めて困難である。実際、これらの行為の多くは、施設従事者や利用者による通報を契機に発覚している。

市町村の審査等に何ら落ち度がないにもかかわらず、悪意ある行為の肩代わり返済を求めるのは不合理であるため、市町村のみに負担させるのではなく、制度設計者として障害福祉サービス等の適切な提供を確保する立場にあり、負担金を拠出している国も、一定の負担をすべきである。

令和3年度地方財政白書において、「さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が極めて重要」と記載されているとおり、一般財源は地方公共団体の行政サービスに投入されるべきものであり、それを不正請求の穴埋めに充てることは、到底納税者たる住民の理解を得られるものではない。

以上より、法令の定めと一蹴せず、制度を見直すことを、切にお願いする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【花巻市】

「事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要」とは言うが、事業所の指定・指導権限は都道府県にあり、市町村において「不正による過大請求」に対して給付費の支給(国保連からの請求)時に即時的に対応することは困難と思われる。そのような事態が発生した場合に、給付費の返還徴収まで市町村の責任で行うことは、市町村の負担が大きい。加えて、事業所(事業者)が指定取り消し等により廃業等に至った場合、返還額の全額徴収が困難(その時点では事業者側に返還に対応できるだけの資産等がない)となり、該当分の負担金については市町村が負担して返還しなければならないため、ある意味「逃げ得」ともいえる事態になると思われる。市町村にのみ負担を求めるではなく、都道府県や国においても一定程度責任を負っていただくような制度となるよう、引き続き検討をお願いしたい。

##### 【高岡市】

本提案は、市町村に過失がないにもかかわらず、不正等を行った事業者の破産等により自立支援給付費等の

徴収が不能となった場合に、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求めるものである。第1次回答では、補助金適正化法における返還命令の取消しは適用されないとの見解が示されたが、本提案は、徴収不能時における市町村の財政的負担の軽減を求めるものである。生活保護制度においては、不納欠損処理による債権整理が制度化されており、行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還に係る現行制度においても同様の対応が必要であると考える。このことから、自治体財政に過大な負担を生じさせないよう、制度の早急な見直しを求めるものである。

#### 【高槻市】

現在の障害者総合支援法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規程上は、当該提案の内容を実現することが困難であることは承知しているが、多くの地方自治体から共同で提案が出ていることを踏まえて、地方自治体に一方的な負担を強いることのないよう、支障の原因となっている関係法令の改正等を検討していただきたい。

#### 【茨木市】

障害福祉サービスはその性質上、国、都道府県、市町村がそれぞれに財政的な責任を分担する規定となっており、市町村が義務を適切に果たしているにもかかわらず、その損害を市町村のみが負担するべきものとの一次回答については、再度検討をお願いしたい。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等に該当するとのことだが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条「補助金等とする給付金の指定」において当該国庫負担金（障害者自立支援給付費国庫負担金）は列挙されておらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項又は第2項をもって返還命令の全部又は一部の取消が適用されないとの見解には疑義がある。

また、生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の報告による清算が行われており、合理性があると考える。一方、障害福祉制度において少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは、市町村に一方的な負担を強いていると言わざるを得ず、不合理であると考えられることから、生活保護や介護保険制度と同様に取り扱われることが適切と考える。

加えて、中核市を始め、都道府県条例によって移譲されることにより、障害福祉サービス事業者への指導監督権限を持つ市町村もある。適正な監査によって発見された不正請求が、市町村にとって不当な損害になりうる制度の運用のもとでは、適正な指導監督に支障をきたす恐れも否定できない。

これらの課題を踏まえ、障害福祉分野における自立支援給付費国庫負担金においても交付要綱に規定する等により控除あるいは求償する仕組みを早急に整備されたい。

#### 【提案と類似の支障を有する制度等】

##### 【宮城県】

・被災者の生活再建支援という本制度の主旨に則り、被災者の生活に寄り添いながら最大限回収に努めているが、東日本大震災の際は、利率の軽減や償還期間の延長などの特例により、災害援護資金の貸付が強力に推進された経緯もあり、その結果として、借受人の経済的困窮や行方不明等により債権回収できない状況が多数生じている。市町村に何ら落ち度がないにも関わらず、現行制度においては未回収分を市町村が肩代わりして国庫償還しなければならず、市町村の財政運営に支障を来す事態が懸念されることから、やむを得ない事情により債権回収できない場合には都道府県及び国庫への償還を免除するなど、市町村における財政負担の軽減を、国地方の財政規律の観点から強く求めるものである。

・阪神・淡路大震災では、5回・17年の履行延期を経てもなお全額回収に至らず、最終解決手段として兵庫県及び市町村は債権を放棄したが、国は免除や放棄しなかったため、兵庫県が市町村向けに無利子貸付制度を設け、市町村はそれを原資に国庫を償還したという経緯がある。将来的に当県でも県と市町村だけが債権を放棄する事態になることを危惧している。

・今後、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中、自治体が引き続き制度を利用していくことを前提とするのであれば、貸し倒れリスクを市町村のみが負うことのないよう、保証人や担保を必須化する、または貸し倒れリスクは国が負うなど、制度の見直しを実現いただきたい。被災者の生活再建に向けた他の制度も広がっており、本制度が見直されなければ、貸付という仕組みを維持すること自体が困難と考える。

##### 【熊本市】

本事務について、市町村はあくまで事務の取扱主体であり、未償還部分について原資を貸し付けている国・都道府県ではなく市町村だけが負担しなければならないのは、国・都道府県から市町村への負担の転嫁であり、著しく不合理ではないか。生活困窮者等についても償還免除の対象にするなど、市町村に財政負担が生じることのないよう、制度の見直しを求める。

東日本大震災については、災害の規模を踏まえ、特例を設けたとのことだが、被災による生活困窮は他の災害でも生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、借受人が生活困窮や

資力不足を理由に償還猶予をしている場合には、当然市町村から都道府県、国への償還も猶予しなければ、一時的にでこそあれ、市町村に財政負担が生じるため、市町村から都道府県、国への償還期間の猶予を求める。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

本提案は令和6年の地方分権改革に関する提案募集においても提案されており、引き続き、多くの支障事例が挙げられている分野である。事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱いは、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革の趣旨に鑑み、法改正による対応も含め、制度の見直しを強く求める。

### 【全国市長会】

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある状況下においては、事業者の不正請求等事案に伴う返還金が多額になるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少くない影響を及ぼすと考えられるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

また、災害援護資金についても、提案と類似の支障を来す制度であるため、市町村だけが未償還分をすべて負担とすることがないよう制度を見直されたい。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答のとおり本提案は昨年に引き続き提案されているが、本年は全国知事会や指定都市市長会も提案者となっていること、返還の義務を負うことに関し、他制度についても提案がなされていること、個別の自治体要望のほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の要望でも取り上げられていることから、地方公共団体の言わば総意として見直しが求められており、かつ、現場にとって返還が大きな負担となっていると考えられるため、改めて検討いただきたい。

当該国庫補助については補助金適正化法第18条3項に当たらないとのことであるが、その理由を具体的に示していただきたい。その上でやむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は法の不備とも言えるので、市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

給付費の返還金が徴収できない場合、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、障害者総合支援法や児童福祉法上、都道府県は事業者の指定や勧告・命令、国は市町村及び都道府県に助言・情報提供・その他の援助や措置を行うこととされていることから、公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めるこのないよう、返還を免除すべきではないか。また、市町村について返還免除がされる仕組みになったとしても、市町村はその危険をなお自己負担分について負っている。2分の1の費用を負担者として国もその範囲において危険負担を負うべきではないか。改めて財務省等の法律所管省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、自立支援給付等はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成21年10月23日民集63巻8号1849頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

事業者の不正や過大請求の防止が重要であることは否定しないが、提案団体等によれば事業者が巧妙に不正を行い、研修や二重チェック等では看破できないケースも多くある。こうした場合まで含めて返還責任を市町村のみに負わせることは不合理であると考えるため、改めて制度の見直しを検討いただきたい。

### 【提案と類似の支障を有する制度等】

#### 〈市町村負担の見直しについて〉

第1次回答では、期限どおり返済されている方もいることから免除要件の緩和は困難とのことであるが、本件はあくまで市町村負担の見直しを求めており、借受人の間の公平性について議論しているものではないため、御

指摘の点は当たらない。また、国・地方公共団体の債権保全の必要性を主張されているが、無資力の場合でも10年間経過しないと免除されない仕組みとなっており、その間市町村も償還に向けて必要な努力を行った上で、なお未償還として残る部分を全額市町村負担とすることについて、市町村が危険負担を負わなければならぬのはなぜか。市町村に対する負担として重すぎるのでないか。

市町村も貸付時の審査事務を通じて責任を負っていること、また、そもそも貸付制度であり返済を前提とする制度であることから市町村が負担すべきとの見解であるが、都道府県・国が原資を負担していること、特に、国においては、災害対策基本法第3条第1項において「組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務」を有していること、また、同条第2項において「災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない」とされていること、さらに、災害弔慰金法第19条において災害援護資金の貸付けの申請機会確保のための制度の周知徹底が規定されており、市町村に貸付けを促す立場にあることを踏まえると、都道府県・国がリスクを負うべきではないか。

特に、行方不明者や少額償還者に償還免除の対象を拡大することで、市町村が肩代わりしなければならない支障の多くは解決可能であることから、これらについても償還免除の対象に加える必要があるのではないか。

上記の点について、関係府省と協議の上検討していただきたい。

＜東日本大震災の特例の一般的な災害への適用拡大について＞

東日本大震災に認められる償還猶予及び償還免除の特例(以下「東日本特例」という。)について、被災による生活困窮は災害の規模に関わらず生じるものであり、一般的の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、償還猶予における東日本特例については、市町村の立て替え負担がなく都道府県・国への償還がなされる制度となっているため、通常の場合であっても、東日本特例と同様に市町村の立て替え負担のない制度が可能ではないか。

なお、現行制度でも地方自治法施行令及び債権管理法の規定によって償還免除が可能であるとのことだが、当該規定に基づく償還免除は、今回のような国費や県費負担による貸付けの場合には、都道府県・国において、借受人の資力等を踏まえて個別に償還の見通し等、無資力の要件に該当するか否かを判断する必要があると思われることから、都道府県及び国での事務負担を考慮すると事実上困難ではないか。

## 各府省からの第2次回答

1次回答で回答したとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであり、また、介護給付費等は支給決定を受けた障害者等に支給するものを法定代理受領方式により事業者に支払っているものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。この点、本制度の扱いについては、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要です。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

### 【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、まずは返済に向けてご努力いただくことが原則であると考える。

市町村において債権放棄を行うことは、借受人の返済を免除することと同じであることから、上記の観点から、

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に定める免除事由以外の免除を認めるることは困難であり、市町村が債権放棄した際に、国が当該債権に係る国への償還金の一部又は全部を負担することも困難である。

同法に基づき免除が行われた場合には、国及び都道府県に対する償還を免除することとしており、一定程度負担は行っているところである。

また、東日本大震災に係る災害援護資金については、一次回答で述べたとおり、未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)及び関係政令、並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)により様々な特別の措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。

## 令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(4)】【厚生労働省(6)】

児童福祉法(昭 22 法 164)、国民健康保険法(昭 33 法 192)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123)

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収(児童福祉法 57 条の 2 第 2 項、国民健康保険法 65 条 3 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 8 条 2 項)に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 【提案と類似の支障を有する制度等】

#### 4【内閣府】

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭 48 法 82)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平 23 法 40)

災害援護資金(災害弔慰金の支給等に関する法律 10 条)については、以下のとおりとする。

・災害弔慰金の支給等に関する法律の特例(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 103 条)に基づく災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲については、平成 23 年以降貸付けを行った東日本大震災に係る災害援護資金について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平 23 政令 131)13 条 5 項に定める最終支払期日から 10 年を最初に経過するまでに、災害援護資金の償還状況に係る実態調査を行い、その結果や被災地方公共団体の意見を踏まえ検討し、結論を得る。

・東日本大震災以外の災害に係る災害援護資金の償還については、被災地方公共団体の意見や償還状況を踏まえ、個別に対応を協議する。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	364	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

災害時情報共有システムの対象施設の拡大

### 提案団体

熊本県、九州地方知事会

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

### 求める措置の具体的な内容

災害時の情報収集について、保育所や認定こども園(幼稚園型を含む)、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得するようご対応いただきたい。

### 具体的な支障事例

- ①県や市町村では、保育所や幼稚園を同一の部署で所管している場合もあり、施設ごとに報告方法が異なるのは、職員の混乱を招く。
- ②災害時情報共有システムでは、施設が被災状況を入力すると、市町村、県、国の3者が災害状況をすぐに把握できるが、幼稚園の場合は園→市町村→県→国と順にメール等で報告していくため、被災状況の把握に時間を要する。また、職員の報告に要する事務作業が発生する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園や保育所、認定こども園等園の形態に関わらず統一した報告方法となることで、災害時情報共有システムの利便性がより高まり、災害情報の迅速な収集及び事務効率化を図ることができる。

### 根拠法令等

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について(令和6年11月6日付こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、ひたちなか市、小牧市、岡山県、佐賀県

○災害発生時に災害対応機関が横断的に共有すべき災害情報を共有のシステムで集約することにより、被災状況等を早期に把握することができる。

○提案団体同様、幼稚園についての災害時の被害報告については、メールで照会を行っている現状あり。

## 各府省からの第1次回答

### 【こども家庭庁】【文部科学省】

文部科学省では、災害発生後、都道府県等から幼稚園を始めとする小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校、社会教育施設、社会体育施設等の文教施設に関する人的及び物的被害状況について情報収集を行っている。また、災害規模等に応じて、これら文教施設について追加の情報収集や情報の精度向上のため、同時かつ同じ手法により情報収集に努めているところである。

このような中で、幼稚園のみを独立行政法人福祉医療機構(厚生労働省とこども家庭庁の共管)が運営する災害時情報共有システムで情報収集することは、文部科学省が文教施設全体について迅速に情報をとりまとめる中においては情報の内容、精度に差が出てくるおそれがある。加えて、災害時の幼稚園にかかる被害情報収集を独立行政法人福祉医療機構に委託するには、新たに発生する費用の確保が必要になること、自治体側においても教育委員会が新たに福祉担当部署等との業務調整が必要となる場合が考えられることなど、慎重な検討が必要である。

このことから、幼稚園については文教施設の一つとして、従前どおり文部科学省が行う文教施設の情報収集中で行う必要があると考えている。

なお、幼稚園を含む学校にかかる災害時の被害情報収集の方法については、既存の文部科学省 WEB 調査システムの活用も含め、引き続き見直しを行い、今後とも自治体の負担軽減に向けて検討していく予定である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状、被災状況を様式に記入し、幼稚園から市町村、市町村から県、県から国へメールにより伝達していく手法は、各段階で取りまとめが発生し、情報取得に時間要する上、職員の作業負担が生じている。

また、情報は隨時更新されるため、何度も取りまとめ及び報告が必要となり、職員の負担が増え、最新情報の反映漏れ等人的ミスを誘発する恐れもある。加えて、保育所等と幼稚園を同じ部署が所管していること多く、それぞれで被災報告の方法が異なることが職員の混乱を招き、人的ミスを誘発する原因となっている。

以上のことから、保育所等と幼稚園の被災報告を異なる手法で行うことは地方公共団体の実態に合っておらず、またメールによる方法は非効率であり、精度にも不安が残るため、幼稚園からの被災報告を市町村、県、国が同時に確認することができるよう災害時情報共有システムの活用を御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

## 各府省からの第2次回答

文部科学省では、教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することによる調査集計の迅速化、統合作業の削減、即時的な可視化等による学校現場や教育委員会の負担軽減にも資する「文部科学省 WEB 調査システム(EduSurvey)」を構築、運用している。

そのため、現在文部科学省では、災害時において、幼稚園も含め学校の被害状況等の情報収集についても、「EduSurvey」を活用する方向で検討を進めており、平時にも使用され学校現場や教育委員会におけるシステムの習熟度が高い「EduSurvey」を活用できれば、教育委員会等における被害情報のとりまとめ作業について、データ統合の手間や統合ミスの削減、被害情報の即時の確認が図れると考えている。

また、自治体における保育所等と幼稚園を所管する部署については、教育委員会と首長部局いすれかの部局

に一元化している自治体もあれば、教育委員会が担っている自治体もあり、幼稚園の被害情報をとりまとめる体制は自治体毎に様々に異なっている。文部科学省としては、既存の「EduSurvey」を活用して被害情報を収集することが効果的かつ効率的であり、幼稚園を含めた学校の被害状況等を一体的に把握する必要があると考えているが、自治体の業務負担の軽減に資するよう、災害時情報共有システムも参考とするなど、引き続き、自治体の意見も聞きながら、混乱がない報告方法となるよう検討してまいりたい。

#### 令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【こども家庭庁(1)】【文部科学省(1)(iv)】

学校教育法(昭22法26)

幼稚園の被災状況等の情報収集・共有については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、最適なシステム化の方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	396	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

### 提案事項(事項名)

二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し

### 提案団体

厚沢部町

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

### 求める措置の具体的な内容

一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

当町では、「ふるさと住民登録制度」に掲げられる二地域居住等の推進のために、児童福祉法に規定される一時預かり支援制度を利用した「保育園留学」を実施しており、他地域で保育園等に通園する乳幼児を当町の幼保連携型認定こども園にて短期間で受け入れている。

一時預かり支援事業の実施に係る子ども子育て支援交付金の算定については、「子ども・子育て支援交付金の交付について(令和7年4月3日第七次改正こ成事第169号)」で示されているところ、一時預かり支援事業の利用者数の実績に基づいて算定がなされている。

#### 【支障事例】

「保育園留学」を進める上で、一時的に通園することとなる乳幼児への手厚いフォローが必要であること、また、通園する乳幼児の人数が短期間で変動し、乳幼児数の見通しを立てることが難しいことから、一時預かり保育をするにあたっての保育士の配置が、「一時預かり事業実施要綱(令和6年3月30日文部科学省、こども家庭庁通知)」に規定される配置基準に比べて多く配置する必要がある。

「保育園留学」の実施に当たっては上述のとおり、通常の一時預かり事業よりも職員を多く配置する必要があることから、通常の一時預かり支援事業よりも児童一人あたりに要する費用が多くなるところ、一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金では保育園留学に係る状況を反映した算定がなされないため、今後「保育園留学」を実施して二地域居住を進める上での支障となるおそれがある。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

すでに保育園留学を実施し4年目を迎えており、年間160組程度を受け入れているため、現場として必要性を把握している。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実現することにより保育園留学や二地域居住が促進されるとともに、安定的に保育士を確保することに繋がる。

## 根拠法令等

児童福祉法施行規則第36条の35第2号  
一時預かり事業実施要綱(令和6年3月30日文部科学省こども家庭庁通知)  
子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和7年4月3日こども家庭庁通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

—

## 各府省からの第1次回答

一時預かり事業については、二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するものであり、安全・安心な保育の提供を図るため、職員配置基準等を児童福祉法施行規則で定め、事業の実施に必要な経費の一部を国庫補助しています。

保護者は、一時預かり事業の利用にあたって、任意に保育所等の一時預かり事業所を選択できること、また、対象の乳幼児は、家庭と異なる慣れない環境のなかで保護者以外から保育を受けることを踏まえると、保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく、保育園留学を実施する一時預かり事業所のみに配慮すべき特段の理由が見当たらないため、提案の保育園留学に係る状況を反映した交付金の算定については、困難であると考えます。

なお、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業のため、国基準より上乗せした職員配置等によって事業を実施することは妨げられるものではなく、各市町村の裁量と財政負担により上乗せ等が行われているものであると認識しております。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一時預かり事業の目的について、「二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」であり、現行の子ども・子育て支援交付金の算定基準についても、現行制度における一時預かり事業の制度趣旨を踏まえた算定基準ということは理解できる。

しかしながら、当町の提案は、「一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」という消極的な事由によるものではなく、現在の少子化の現状及び過疎地域の現状を踏まえ、全国40以上の自治体で導入されている「保育園留学」により、過疎地域における保育資源を積極的に活用し、都市部住民とシェアリングするものである。保育園留学の実施により、都市部のご家族に向け新たな保育サービスを提供するとともに、有休資源となっている保育所を活用し過疎地域の保育の持続性及び保育の質的な向上を図ることにより、地方が主体となり子育て環境を充実させることにより、地域経済の活性化と移住・二地域居住の促進を図るものである。

このように、「保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解は現行制度上の解釈としては妥当ではあるが、二地域居住の推進については、「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)などの国の方針にも謳われていうことから、こうした方針も踏まえ、「二地域居住の促進」「若者・女性にも選ばれる地方」を実現するため、新たな方向性で検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

一時預かり事業の目的及び子ども・子育て支援交付金の算定基準、また、「保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解へのご理解誠にありがとうございます。  
一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった又は子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児を、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業となります。  
多くの市町村が地域子ども・子育て支援事業として一時預かり事業を実施することで、本事業を必要とするこどもたちや保護者が、いつでも安心して利用できるよう、国としても引き続き交付金措置等に努めて参ります。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【こども家庭庁(2)(ii)】【文部科学省(2)】【国土交通省(2)】

一時預かり事業(6条の3第7項)については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、住所地以外の市町村(特別区を含む。)が実施する当該事業の対象とすることも差し支えないこと及びこの場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になることを令和7年度中に改めて周知する。